



# 今こそ変革の時

日本の商環境に関する EBC 報告書  
2009 年

欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所



今こそ変革の時

日本の商環境に関するEBC報告書  
2009年

欧州ビジネス協会

在日欧州(連合)商工会議所

**欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所**

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
British Chamber of Commerce in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Hellenic Foreign Trade Board  
Iceland Chamber of Commerce in Japan  
Ireland Japan Chamber of Commerce  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Spanish Institute of Foreign Trade  
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

**Executive Operating Board**

**Chairman:**  
Tommy Kullberg

**Senior Vice-Chairman:**  
Arno Tomowski

**Vice Chairman:**  
Duco B. Delgorte

**Executive Operating Board:**  
Michael A. Loefflad (Austria)  
Duco Delgorte (Belgium/Luxembourg)  
Richard Thornley (Britain)  
Clas Eilersen (Denmark)  
Erik Ullner (Finland)  
Michel Theoval (France)  
Arno Tomowski (Germany)  
Seiji Kasama (Ireland)  
Pio d'Emilia (Italy)  
Igno van Waesberghe (Netherlands)  
Thorstein Strand (Norway)  
Mats Bruzaeus (Sweden)  
Christoph Saxer (Switzerland)

**Executive Director:**  
Alison Murray

**Policy Director:**  
Jakob Edberg

**Communications Manager:**  
Yoko Hijikuro

**Communications & P.R. Officer:**  
Victoria Fang

**EBC について:**

欧州ビジネス協会(EBC)は欧州 17ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会としての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業としての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBCの会員は法人と個人を合わせ現在約2,500を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約300人が、EBCの29の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBCは、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBCはまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBCの組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記のEBC事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7  
三番町 POULAビル 2F  
電話: 03(3263)6222  
Fax: 038(3263)6223  
Eメール: ebc@gol.com  
ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

**今こそ変革の時  
日本の商環境に関する EBC 報告書  
2009 年**

著者・編集者: Jakob Edberg

© 2009 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者: 欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-7 三番町POULAビル2F  
電話: 03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223  
Eメール: ebc@gol.com ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

# 目次

会長からのメッセージ .....	4
事務局長からのメッセージ .....	5
はじめに .....	8
ビジネス関連	
人的資源 .....	14
知的財産権 .....	16
小売・卸売 .....	18
法律サービス .....	20
税制 .....	22
金融サービス	
資産運用 .....	26
銀行業務 .....	28
保険 .....	30
運輸・通信	
航空会社 .....	34
ビジネス航空 .....	36
物流・貨物輸送 .....	38
メディア／コミュニケーション .....	40
海運 .....	42
電気通信サービス .....	44
電気通信機器 .....	46
鉄道 .....	48
医療・衛生	
動物用医薬品 .....	52
臨床検査機器・試薬(体外診断) .....	54
医療機器 .....	56
医薬品 .....	58
ワクチン .....	60
消費財	
化粧品 .....	64
酒類 .....	66
食品 .....	68
産業	
自動車 .....	72
自動車部品 .....	74
航空 .....	76
宇宙 .....	78
防衛 .....	80
建設 .....	82
産業用材料 .....	84
環境技術 .....	86
補遺	
Endorsements .....	90
Blue Star Sponsors .....	91
Special Sponsors .....	97
Sponsors .....	99
Supporters .....	100
Executive Operating Board .....	101
Board of Governors .....	102



## 会長からのメッセージ

日本は変革を望んでいます。50年以上にわたって一党がほぼ連続して政権を握り続けてきた末に戦後最悪の不況に見舞われるに至り、日本の国民は、「もうたくさんだ」と明確な結論を下しました。国民は、斬新な取り組みと明るい未来の実現を民主党に託しました。日本の新たな与党は、国会においては圧倒的多数を占め、改革を求める明確な民意を裏付けとして享受しています。これに勝る行動の好機はありません。

やるべきことはたくさんあります。日本が抱える問題の多くは、構造的かつ慢性的です。日本経済は、低水準の内需や非効率的なサービス産業分野に加え、製造品に関する過度の海外市場依存に苦しんでいます。イノベーション、規制改革、対日投資を挫く影響力のある既得権益集団と肥大化した官僚機構によって、新規参入は今までずっと阻まれてきました。その一方、少子高齢化に起因する福祉費用の増大は、国家財政を破たんの危機にさらしています。こうした諸問題がいかに根強く慢性化したものであるにせよ、日本が持続可能な成長の基盤を築くためには、至急の対応が必要です。

欧州ビジネス協会(EBC)は、新政権が直面している途方もない難題を認識する一方で、日本経済の根本的構造を改革することによって成長の新たな推進力を解放し、消費者と日本経済全体に利益をもたらす未曾有の機会をも認識しています。日本の商環境に関するこの2009年版EBC報告書の狙いは、実質的に内外双方の企業にとって変革が最も必要であり達成可能な、そして潜在的に有益な分野を特定することです。

政策決定プロセスに関する透明性の向上と政治主導強化をうたう鳩山首相の公約は、期待できる出発点となっています。こうした措置は、市場における競争拡大と効率向上を促進し消費者の利益によりよく奉仕し、それによって需要拡大を活性化することでしょう。ひいては、日本経済のより健全なバランスを促進し、海外市場への依存度低下につながりうるでしょう。EBCは鳩山首相に対し、従来の政権の取り組みを阻む壁となってきた、次の三つの重大な改革障壁を重点的に取り扱うよう強く要望します。

- 政策決定プロセスを伝統的に支配し、民主的に選出された政治家とは距離を置いて独自の政策課題・予定を定める政府各省
- 新規参入を阻んで市場を非効率的でイノベーションに抵抗するものにし、高い価格構造を維持する既存業者、および政府各省におけるその協力者を含む影響力のある既得権益集団
- イノベーションや新規投資・競争拡大を遅らせるばかりか、場合によっては妨げとなる過剰な官僚的手続

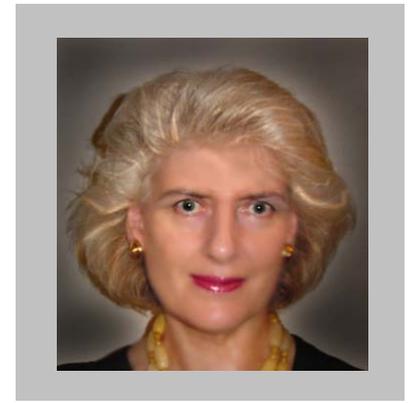
本報告書をはじめとするEBCの取り組みは、欧州企業にとっての日本の重要性を示すとともに、市場アクセスが改善すれば日本は刺激的な新しいビジネスチャンスの提供が可能となり、経済成長と雇用の増大を実現し、さらなる繁栄をもたらさうという私たちの確信を明示するものです。それゆえEBCは、日本と欧州連合の当局に対し、互いの通商・投資を拡充し、さらに学び前進するための永続的なプラットフォームを提供することになる経済統合協定の実現へ向けての努力を引き続き要望します。

本報告書に記された提案が、日欧双方の今後の経済がより希望に満ちたものとなるよう心を砕くすべての人々を鼓舞するものとなり、双方がともに勝者となることを我々は確信しています。

さあ、前へ進もうではありませんか。今こそ変革の時なのです。

トミー・クルバーク  
欧州ビジネス協会 会長  
(クルバーク&パートナーズ株式会社代表取締役会長)

# 事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2009 年版の報告書「今こそ変革の時」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。本報告書は、過去 1 年間の展開についての在日欧州企業の見方を反映し、改革が経済、消費者、企業に等しく最大の利益をもたらすであろう分野を浮き彫りにしています。

本報告書は、長引く金融動乱の影響に世界貿易がまだ悩まされ、日本が戦後最悪の不況に沈み込むなかでの刊行となります。輸出依存経済の絶対的なもろさがさらけ出されて、日本の生産量は激減し、失業の増大、賃金の低下、デフレの慢性化を引き起こす結果となっています。景気刺激策は一時的な苦痛軽減をもたらしてきたとはいえ、日本経済の根本的な構造問題に取り組んで持続可能な成長を構築する、より恒久的な解決策が必要とされることは明らかです。鳩山首相に主導された新政権が享受する強力な民意の後押しを考えれば、こうした難題に取り組む機会はまたとありません。

EBC 年次報告書は、在日欧州企業の視点から、経済再生の見込みを低下させている諸問題に焦点を当てることによって、主要な措置対象分野を特定する日本政府のプロセスに寄与することを目指しています。本報告書は、消費意欲をかき立て成長を刺激する競争力のある企業と商品を促進するうえでの、開かれた市場と公正な競争における重大な役割を示すものです。本報告書の提案は、EBC の 29 の産業分野別委員会、約 2,500 社の企業、および EBC の主要関係筋である欧州各国商工会議所およびその他の在日経済団体から寄せられた意見に基づいています。こうした各方面からの協力により、本報告書は、改革が最も必要とされる分野についての真にプロフェッショナルな経験と専門知識に裏打ちされたものとなっています。本書の多くの部分は、諸問題についての膨大な知識と、それらに取り組む不撓不屈の熱意を併せ持つ EBC のポリシー・ディレクター、ヤコブ・エドバークの尽力によるものです。

駐日欧州委員会代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館から EBC に提供された貴重なサポートと専門知識に対しても、EBC を代表して感謝の意を表したいと思えます。末筆ながら、惜しめない財政的支援によって本書刊行を可能にくださった数多くの EBC 会員各位にも感謝申し上げます。皆様には巻末のスポンサー／支援者セクションへの掲載をもって、ご厚意への感謝のしるしとさせていただきます。

本報告書の作成にきわめて多くの個人、企業、団体の力添えをいただいたことは、日本市場に対する欧州財界のコミットメントと、日本市場の成長の可能性を高めんとする決意の表れです。本報告書は貴重なアイデアの源を提供し、日本が直面する経済面の課題についての、新政権による解決策追求に多大の貢献をなしうるものと信じております。さらに、欧州連合自らが世界金融動乱の余波や自身の経済問題と格闘するなか、相互通商・投資を大幅に改善する EU 日本経済統合協定（EIA）の実現に向けた協力が日欧双方に莫大な潜在的便益をもたらすことを EBC は引き続き強調いたします。

本報告書を読者の皆様に託すとともに、ここに示された提案が、経済の明るい未来を構築することに心を砕くあらゆる人々にとって有用なものになることを確信しております。

アリソン・マリー  
欧州ビジネス協会 事務局長



はじめに

## はじめに

### 日本の新生となるか

本報告書の作成時に、日本の近代政治史上最も劇的な出来事が起きた。すなわち、2009年8月の総選挙での民主党の圧勝である。衆議院において日本の一政党が占有した史上最大の議席数である308議席を獲得した民主党は、圧倒的多数を享受している。自民党は従来の303議席からわずか119議席へと減少して結党以来最大の敗北を喫するとともに、50年以上続いた政権の座から転落した。これ以上の劇的な変化はありえないだろう。

こうした敗北は、日本が直面する大いなる課題を解決する旧政権の能力に対する不信任票とらえざるをえないが、EBCではそうした課題の多くに長年にわたって取り組んできた。15年以上前にバブルがはじけて以来、日本の国内経済は不況からなかなか脱却できずにいる。金融刺激策は異例に低い金利の形をとってきたが、逆にキャリートレードにつながり、不自然と言われるほどの劇的な円安を招いた。したがって、昨年、金融危機に見舞われた時にこうしたキャリートレードの巻き戻しによって円が急騰したのも何ら不思議ではない。結果として、経済の推進を輸出産業に頼る日本の脆弱性が改めて浮き彫りにされることとなった。

問題の核心は、政府が国内産業を競争から保護しつつ、世界的なマーケットシェア獲得を目指して産業界を誘導し、その結果としての輸出利益を再分配するという特色をもつ、戦後の経済成長モデルを日本が捨て切れずにいる点にある。かつては効果的だったこのモデルは、世界市場の現実にはそぐわないものであることが明らかとなっている。この事実は、4年前、新たなモデルを見つけることが2005年の選挙の主なテーマとなったときからすでに広く認められていた。

当時、日本の有権者は、郵政民営化政策が経済システム全体の変革の鍵となり、力を持ちすぎた官僚機構を抑えつけ、大いに必要とされる改革が利権団体によって骨抜きにされるのを阻止することを期待し、自民党総裁小泉純一郎に地滑りの勝利を与えた。小泉政権の比較的貧弱な実績をよそに、「真の変革」への期待は高まった。それは2005年版のEBC報告書にも反映されており、「骨抜きにされた改革」を長々と列挙するほか、小泉内閣にその選挙での勝利によって官僚の手から政策プロセスの支配権を奪い取るよう要求するものであった。さらに4年が経過し、変革意欲や実現能力に欠けた自民党政権へのEBCの失望は、日本国民のあいだにも広まっていたのか、自民党の歴史的敗北をもたらす大きな要因となったようである。

### 自民党政権の遺産その1: 進行中の取り組みの継承

ともあれ、小泉首相と以後3人の後継首相は、日本の商環境の広範囲にわたるいくつかの改革を何とか実現はした。小泉氏は、商法を会社法に変えることにより、商業環境全体を近代化し、よりフレキシブルで、より幅広い法人形態の選択肢を企業に与えた。小泉氏はまた、信用できる不介入方針を確立することで保護主義的伝統を断ち切り、これにより、金融機関は不良債権問題に正面から向き合うことを余儀なくされた。複数の金融サービス規制当局の合理化とノーアクションレター制度の導入も功を奏した。新会社法の導入は、合併や買収の際の対価として外国株式を用いることの制限を緩和することによって、大いに必要とされるフレキシビリティを提供したとして、EBCは称賛した。おそらく小泉政権の最も重要な実績は、公共事業大幅削減である。これは、不況を脱するための景気刺激策として公共事業に資金を投入するという、従来の慣行からの明確な方向転換となるものであった。安倍・福田両政権も、熱意は小泉氏ほどではないにせよ、この方向に倣った。国際金融センターとしての東京の地位向上を目指した政策見直しの開始、航空運賃の自由化、新薬と医療機器の上市の遅れを低減するための(きわめて遅々とした歩みではあるが)意欲的なプログラムなどの重要な進歩は、EBCの多くの委員会が監視と意見提供に鋭意取り組み続けたものである。

しかし、国際航空運賃の設定の自由化を顕著な例外として、これらの取り組みの成果はふがいないものとなっている。金融商品取引法改正に伴う政令とガイドラインは、日本において種々の金融サービス会社を一つの傘下に統合することを實際上困難にした。しかしながら、これは他のほとんどの法域ではごく一般的な慣行なのである。革新的な医薬、医療機器、臨床検査機器・試薬(体外診断)の日本における上市の遅れを是正するために発表された措置は、素晴らしい内容であるが、まだ実現には至っていない。実際、EBC医療機器委員会は、欧米で使用されている全製品のうち、日本の患者が利用できるのはまだ半分にすぎず、導入を阻んでいる主な要因は日本における上市承認を確保するために必要とされる時間と資源であると指摘している。同委員会の見るところ、これまで好ましい方向への変化はほとんど見られていない。

安倍・福田両政権は改革を導入するそれなりの意図は持っていたかもしれないが、いずれも、やり抜くために必要なエネルギーを欠いていたようであり、実現には至らなかった。EBCにとって、麻生政権の1年間は、褒めるべきところがな少なかった。金融危機のさなかにあつて、構造改革は当然ながらあと回しにされたが、日本が将来へ向けての新たなビジョンとモデルを最も必要とするときに、政府は重要な政策決定を官僚に「丸投げ」し、それにより、既得権益集団の立場を強めさせ、消費者のニーズを無視することになった。

## 自民党政権の遺産その2: 過去の失敗から学ぶ

自民党政権がより大胆な経済改革の機会を再々たらえ損ねた原因は、日本市場における自由競争に国内企業をさらすことへの不安に一部根ざしているようだ。自由競争の結果として生活の糧や株式保有を失いかねない一部の不運な有権者から反発を招くおそれが、自民党にとってはおそらく考えられないほど大きなものだったのだろう。とはいえ、そうした不作為は、自民党にとり、権力の全面的喪失という、よりいっそう悲痛な結果につながった。国内経済の競争力が不足していたことから、国内の消費者需要が掘り起こされないままとなり、日本製品の世界需要がいざ低下すると、そのぶんを国内需要で穴埋めできず、日本はさらに深刻な危機へと押しやられ、自民党は選挙戦敗北という代償を払うことになった。新政権は、生産量が低下し、失業が増大し、賃金が低下した上に、デフレ慢性化に見舞われている国を継承することとなった。

日本経済が持続可能に成長するには、新たな推進力を生み出す改革が不可欠である。民間内需の長期拡大を刺激することが肝要となるだろう。政府は、危機的状況と強力な民意の後押しに、市場を開放し、消費者により一層適合した製品供給への競争拡大を通じて、日本経済の再活性化を図れるようにしなければならない。より革新的で効率的な商品やサービスに対する消費者の関心は、現状維持を好む既得権の業者や各省庁に、往々にして二の次にされることが多い。政府がこのモデルを覆し、消費者の利益を一番に据えるまでは、よりよい方向に向かう持続可能な変化は生まれまいだろう。そうするためには、政府は政策決定過程のコントロールを取り戻し、市場参入障壁を低減するとともに、競争を阻む規制と官僚機構を取り除く改革を実現しなければならない。

## 新政権: 歓迎すべき当初の取り組み

民主党新政権の当初 1 カ月には、過去 3 年間全体を上回る数の構想が打ち出された。EBCでは、無駄遣いを減らし、「金額に見合う価値」を提供するという政府のきわめて野心的な目標を含め、発表された新政策の多くを歓迎する。日本の商環境に関する本年次報告書の多くの部分は、この目標をどうすれば達成できるかについての具体的・実地的な提案を提示することに費やされている。

民主党の政策の柱は、財務省が保有する一般会計以外の各省独自の歳入源を確保する手段として政府各省が保有する特別会計の見直しである。無駄な歳出を削減すべく、民主党は、こうした特別会計のうち、ぜひとも必要なものを除くすべてを廃止したいと考えている。EBCは、新政権のこの取り組みを大いに支持するものである。そうした複雑な会計は、国家財政状況の概要を明確に把握する試みを挫くだけでなく、各省が独自の権力を固め各省に密接につながった利権集団を保護するために使用されるものであることから、日本経済における非効率的な資源割り当ての手段ともなっている。

とりわけ、日本全国で永劫に続くかと思われるほどの新空港建設のための固定費用を各空港が拠出しなければならない、空港開発のための特別会計を撤廃するという民主党の意向は、EBCの提案に沿うものであり、最も歓迎されるものである。この特別会計への拠出は、日本の航空輸送コストが世界最高であり続ける要因となってきた。新政権は、今後のいかなる制度においても、公共的価値がほとんどあるいはまったくない新空港の政治主導開発への拠出を空港に強いることがないようにすべきである。EBCは、空港インフラ計画全体を見直すという政府の意向も歓迎するとともに、羽田空港が来年、大陸間国際便に開放された暁には、欧州を含むすべての航空会社が羽田を利用することを実際上可能にする必要性を改めて訴える。

無駄遣いを削減し金額に見合う価値を提供するという意向のなかで、民主党新政権は、欧州企業にとって大きな重要性を持つ問題である調達に的を絞ることも約束した。経費削減を視野に、政府省庁のすべての契約・調達方針を見直すため、特別の組織が設置される予定である。改革に反対する多数の利害関係者との対決面で予想される困難にもかかわらず、この見直しはきわめて期待が持てる。防衛分野は、その好例である。本報告書では、日本の調達慣行を欧州のそれと整合化することで、よりよい製品がより低価格で提供されるだけでなく、日本の防衛産業の強化にもつながる仕組みを明示している。同様の主張は、航空、宇宙、建設の部門にも見出さる。

注目を集めているもう一つの分野は医療である。民主党は、医療サービスの優先順位を決め合理化を図ることを公約している。医薬品と医療機器に関する適切な保険点数・償還価格についての議論がすでに始まっているが、EBCは、患者の福利を向上させるとともに社会にとっての全体的コストを削減する方法としてイノベーションに報いることの決定的重要性を改めて強調する。これに関連して、本報告書の「医薬品」、「ワクチン」、「医療機器」、「臨床検査機器・試薬(体外診断)」の各章はすべて、欧州との基準の相互承認確立を通じ日本の認証プロセスを合理化することが、安全面で妥協することなしにコストを削減し患者の福利を向上させるための最も重要な手段である点を強調している。

課税分野でも、いくつかの民主党提案には興味深いものがある。中小企業について法人税を 11%に引き下げる計画は、歓迎すべきニュースである。車両取得税についても同様のことが言える。さらにEBCは、とりわけ、税務当局による恣意的で一貫性のない扱いの事例を欧州企業が依然報告していることから、民主党の透明性向上の要求を歓迎するものである。本報告書においては、秘密の比較対象(シークレット・コンパラブル)等の問題を問い詰め、無期限の欠損金繰越期間を導入することが、税基盤を損なうことなしに、いかに効果的・即時的な刺激を企業にもたらさうかを明示している。

加えていくつかの注意書き

EBCは、商環境にプラスになる新政権の計画を歓迎するだけでなく、日本を誤った方向に導くおそれがある計画についても本報告書で明らかにする。

EBCは、電気通信および放送業界の独立規制機関として独立政府委員会を設置するという民主党の表明した意向を支持するとともに、この新しい委員会が、通信産業分野内の規制とビジネス慣行を消費者の観点から監視するという付託事項を有するよう主張する。しかし、ネットワーク・ベースの競争とサービス・ベースの競争の混合ではなく、ネットワーク競争のみへの注力は、電気通信産業分野における競争環境に必要とされる改善をもたらさないおそれがあるため疑わしいところである。

民主党の表明した政策が消費者と産業界双方に悪影響をもたらしかねないもう一つの分野は、食品のすべての成分について原産国の記載を義務付けることになる新たな食品表示制度の要求である。加工食品をグローバルに提供するための必要条件が柔軟性のある調達体制であることを考慮するなら、これは非現実的なアプローチである。

最後に、本報告書は、郵政民営化の見直しに関する民主党の文言について留保を表明する。民営化のプロセスは理想とはほど遠いものとなっているが（EBCは、公平な競争条件が確立される前に日本郵政が新商品を発売する可能性について深い懸念を表明してきた）、民営化以前の状況に逆戻りすることは、経済における国家の役割についての重大な疑問を提起することになる。日本郵政の資金は、行き詰まった経済成長モデルにおいてきわめて重要な役割を果たし、民主党が削減を約束している無駄な歳出の多くを供給していたのである。多くの地域社会における日本郵政の重要な役割にもかかわらず、サービス提供向上の名目で、各部門（ゆうちょ銀行、かんぽ生命、日本郵便、郵便局）を一つの部門に戻すことには成算がない。そうした道程に一步を踏み出す際には日本全体の利益を考慮すべきであり、国が前面に立って民間企業と競争するリスクは何としてでも避けるべきである。

将来へ向けてのビジョンとモデルを見つける

具体的な懸念はさておき、重大な争点となるのは、新政権が、繁栄する新たな日本をつくり出すためにおこなった公約を実際に実現できるかどうかである。この任務の大きさは決して過小評価できるものではない。長年にわたり、きわめて多くのよき意図が、各省や政治団体を通じて活動する既得権益集団によって骨抜きにされてきた。EBCはかねてより、賢明な政策がそうした利益集団によって骨抜きにされるのを防ぎ、かつ、透明性を向上させるために、政策決定プロセスの中央管理強化を提案してきた。日本にとって必要な変革を新政権が実現するためには、これが鍵になると確信するものである。

しかし政権の強力な政治主導力だけでは充分とは言えない。日本は、停滞と経済衰退に取って代わりうるものについての明確なビジョンも必要とする。それは、国民と政権と各政党が共有しうるビジョン、将来の繁栄のモデルへと変換しうるビジョンである。新政権は目下のところ、変革に対する未曾有の国民的支持と強力な民意の後押しを享受しているが、ビジョンの多くの要素が欠落しており、これまでのところ、明確に打ち出された成長の前例はない。

EBCは、EU日本経済統合協定(EIA)が、欧州への歩み寄りの一環としての改革推進面だけでなく、日本社会の土台にある価値観を損なうことなく、世界通商への開放性に基づく新しい経済モデルについてのインスピレーションと指針をもたらす面でも、重要な役割を果たすと確信している。単一市場確立面でのEU加盟国の経験は、そうしたプロジェクトから現実の利益を引き出しうることを、そしてそれにかからむ難題が存在することをも証明している。とはいえ、加盟各国は、何が危機にひんしているかを認識して、単一市場を成功させることに資源を投じ、モノ、人、サービス、資本の自由な移動を確立する、際立って強固な規制・規則集を設けるに至った。こうした規則・規制は、EU内の通商を増大させてきたが、これはEUと日本のあいだの通商を拡大させることになる規則・規制集についての着想ばかりか、さらには実質さえも与えるためのモデルの役目を容易に果たしうる。EBCは、日本の経済団体が競争、成長、福祉を促進する手段と

してEUとのEIAを検討していることを心強く思うとともに、日本政府がこうした観点からEUとの関係の潜在的可能性を検討するよう提案する。

EUと日本は、優先事項と価値観の面で共通項が多く、社会経済的問題の解決にあたって協同的、包括的で鋭敏なアプローチを重視する。また、国際通商レベルで数多くの同じ懸念と課題を共有しており、ルールに基づく自由貿易を堅く信奉している。意欲的なEU日本経済統合協定は、多国間体制には何ら危険をもたらさないはずであり、むしろ、目下WTO交渉の範囲外の問題に対処することによって多国間体制を補完し、万民の利益のために進むべき道の例を示すものとなるはずである。

好機を逃すな: 好機は長続きするとは限らない

日本の新政権は、とうに賞味期限の切れた経済モデルを継承した。国内産業を競争から保護するために何年も前に設けられた障壁は、今や日本経済を苦しめる存在となり果てているが、かと言ってこれを捨て去ることもきわめて困難な状態となっている。過去の成功の記憶に判断を奪われ、日本の政治指導者たちは長年にわたって、将来へ向けてのビジョンの確立に苦闘してきた。小泉首相は、より親改革的な方向に政治的コンセンサスを動かすことには何とか成功したものの、実現を保証することはできなかった。後継の首相たちはすべて、就任後早々に勢いを失い、麻生首相に至っては、その短い任期中、当面の金融危機への対応で手いっぱいだった。そのため、各省やその他の政府機関は、個別の産業分野に対する支配力にほとんど異議を差し挟まれないままとなり、自らの権力や、最も近く、往々不振にあえぐ、業界の協力者の利益が損なわれないことを確保した。鳩山首相は、そのすべてを変革する機会に恵まれている。鳩山政権は、衆議院での圧倒的多数と、改革についての有権者からの明確な付託を有している。今は千載一遇の好機だが、それが長続きするとは限らないのだ。

経済危機前の輸出主導型の経済回復の兆しと、旧来の構造の見かけ上の持続力を前に、旧来の経済成長モデルもまだ捨てたものではないと考え、避けては通れないにせよ、改革を今一度先延ばしにできるだろうと見る向きもあった。新政権は変革を行うことを公約し、特定の省を通じて働きかける既得権益集団の支配を打破することを約束している。これは期待の持てる出発点である。EBCは、改革の先送りは行うべきではないと政府に要望する。政府は改革に対する民意の後押しを速やかに利用して、日本経済を構造的な障壁から開放し、持続的な成長へと導かねばならない。政府は自由で開かれた競争の活性化力を歓迎しなければならない。また、消費者の利益を第一に考えなければならない。従来政権は意あって力足らずだったようだが、現政権は同じ轍を踏んではならない。今こそ変革の時である。

## 本報告書の構成

本報告書は 32 の章からなり、それぞれが特定の EBC 産業分野別委員会の懸念を取り上げ、また日本の現場でビジネスを行っている委員会メンバーの集合的な実地体験に基づいている。各委員会がそれぞれの専門知識を結集した各章は、概観、さらなる規制改革へ向けての一連の提案、および経済統合の見込みについてのコメントで構成されている。本章「はじめに」は全委員会で提起されたより一般的な問題を取り上げるため、ポリシー・ディレクターによって作成されている。本報告書が、日本の商環境と投資環境の改善を目指す日本政府および日本とEUのその他すべての関係当局の考え方にポジティブな貢献をなすことを信じてやまない。

# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
小売・卸売  
法律サービス  
税制

## Mr. Richard Mason

Chair, Human Resources Committee  
(Director, HR Development & Strategy Group Asia, TUV Rheinland Japan Ltd.)  
c/o TUV Rheinland Japan Ltd.  
3-19-5 Shin Yokohama, Kohoku-ku  
Yokohama, Kanagawa 222-0033  
Phone 045-470-1889  
Fax 045-470-1410

# 人的資源

## はじめに

経済のグローバル化や、日本の現在の人口統計動向（熟練労働者の深刻な不足、高齢化、出生率低下など）は、国内企業と外資系企業および日本経済の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。企業は、経営の合理化、労働条件の改善、業務効率の向上、新しい海外の労働力供給源の発掘を迫られている。こうした難題を考慮すると、労働規制と人的資源管理慣行によって国際商取引を促進し、高技能の競争力ある労働力を確保・維持する最良の手段を提供することが肝要である。現代のハイペースなグローバル経済の目まぐるしく変化する要求に応えるためには、日本政府は、入国管理、年金制度、雇用期間に関する妨害的な規制を国際的な標準や慣行に沿って解除しなければならない。

日本の入国管理政策は、外国人スタッフの効率的で費用効果的な移転と雇用をまだ可能なものとはしていない。外国のノウハウに大きく依存する日本企業や外資系企業にとって、外国人労働者の国内外の十分な移動性は会社が成功を収めるために不可欠である。

日本は先進工業国で唯一、ビザと再入国許可の二重制度を通して在留外国人の移動を規制している。標準のビザ制度に加え、法務省管下の入国管理局は、永住者を含むすべての在留外国人に対し、在留資格を失うことなく出国することを望む場合には特別許可の取得を義務付ける独自の再入国許可制度を長きにわたって実施してきた。1999年の「出入国管理及び難民認定法」の改正は、再入国が許可される最長期間を1年から3年に延長した。10年後の2009年、制度を抜本的に変更する同法のさらなる改正が国会で可決され、3年以内に再入国許可制度は撤廃されることになる。就労許可に関する制限も、外国人スタッフを雇用することを望む企業に難題を突きつけている。現行の制度では、大学の学位を有していない専門技能労働者のための就労用ビザは、10年間の職務経験の証拠を示しうる場合にのみ交付される。

ここ数年の労働法の改正は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層のフレキシビリティをもたらすことに成功したが、その一方で、依然として長期雇用制度を支持している。2003年6月に労働基準法が改正されて、経済的苦難についての厳密な基準を雇用者が満たす場合に限り解雇が可能になった。しかし、この改正では、解雇に対する妥当な補償を決定するための具体的な基準は定められなかった。

2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。しかし、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しを、離日する外国人労働者の場合にまで拡大することを可能にする改正がまだ必要である。年金拠出の払い戻しは、ベルギー、フランス、英国、ドイツとの間で目下結ばれつつある社会保障協定によってカバーされる。EU-日本間の包括的な経済統合協定は、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の個別協定を結ぶプロセスを合理化すべきである。EUと日本は、長期的には欧日両地域へと拡大する単一労働市場の創出を視野に入れ、EU-日本間のすべてのビザおよび就労許可要件を撤廃すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 入国管理および再入国許可

*年次現状報告：進展。*総合規制改革会議は 2007 年度末をめぐりに再入国許可制度を改革するよう提言した。制度はまだ変わらないが、国会では、入管法と外国人登録法の一部を合併した改正案が可決された。この計画では、現在のように、後日、市区町村での登録後ではなく、外国人が来日して上陸許可等許可の申請をする時点で在留カードを発行する。EBC は、関連法の必要な改正をついに提出し可決させた点では政府に喝采を送るが、実施時期が 3 年も先に設定されたことには落胆している。

**提案：**

- 政府は、国会ですでに可決された入管法改正を速やかに実施することによって、再入国許可制度を廃止すべきである。

### ■ 年金

*年次現状報告：限られた進展。*ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダならびに米国、韓国、オーストラリアとの間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっているが、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、脱退する外国人の場合は依然、最高 3 年／約 150 万円が上限となっている。

**提案：**

- 2001年確定拠出年金法を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出(上乘せ拠出)の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府は包括的なEU日本経済統合協定のもとですべてのEU加盟国と社会保障協定を締結すべきである。

### ■ 配偶者についての就労許可

*年次現状報告：新たな問題。*家族(配偶者)のための就労機会は、国際的な人材を募集する企業や、海外のポストに社員を派遣することを望む多国籍企業にとって、重要な問題である。配偶者がキャリアを継続・開発できる見込みのない任地に家族を同行することはますます困難になりつつある。日本では、在留外国人の配偶者は、在留資格を変更しなければ、週 28 時間を超える就労を認められておらず、在留資格の変更には、日本での雇用と身元引受企業を必要とする。この障壁は、現役で仕事をしている家族が複数いる者を日本勤務のポストに配属することを困難にする。

**提案：**

- 政府は、ビザを保有している配偶者に自動的に就労許可を交付し、多国籍企業が日本勤務のポストに最良の人材を誘致できるようにすべきである。

## Mr. Laurent Dubois

Chair, Patent/Trademarks/Licence Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F., 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

# 知的財産権

## はじめに

日本は相変わらず世界で最も魅力的な高級品市場であり、依然として高級品の世界消費の29%を占め、その市場規模は約143億ユーロに相当する。市場規模の大きさゆえに、日本は模倣品売上の主要な標的ともなっている。日本に流入・流布する模倣品のほとんどは、インターネットを通して販売される。海外に所在するサーバーにホスティングする日本人向けの模倣品販売専用サイトで購入されたものが個人使用目的の名目で日本に多量に流入している。更に、インターネットや携帯のオークションサイトで販売される有名海外ブランド品の20%以上は偽商品である。Yahoo!Japan、楽天、DeNAは、日本における主要オークションサイト運営会社であり、模倣品との戦いにおいて大きな役割を果たしている。ここ数年間、日本の当局も、知的財産権侵害のより積極的な取り締まりに乗り出している。しかし、重要な法律改正や、ここ数年間の監視強化に伴う心強い成果にもかかわらず、重大な諸問題が未解決のままとなっている。このところ介入の頻度がいくぶん低下しているものの、日本の当局が未解決の問題に対処する解決法を真剣に探していることをEBCは確信している。

2003年の知的財産戦略本部の立ち上げ以来、日本の政府は、知的財産権保護に大きな関心を示し、新しい法律や現行法の改正を含んだ約40件の新しい構想を打ち出してきた。2003年の関税定率法改正はこうした改革政策の一環であり、税関と、侵害された知的財産権を保有する企業間の協力を改善した。2004年には、こうした企業は、侵害疑義物品の輸入業者に関する情報を税関から受け取る権利を与えられた。さらに2005年には、東京高等裁判所の特別の支部として、初の知的財産高等裁判所が設置された。2006年には、輸入禁止が、有名ブランドに類似した商品にまで拡大された。商標法改正は、商業目的の模倣品輸入業者に課せられる罰金を、法人については3億円、個人については500万円から1000万円に引き上げた。

特定商取引に関する法律施行令の改正も改善につながっている。この措置は、インターネット・オークションサイトの出品者の情報表示を強化し、20点以上の高級ブランド商品を販売する場合には詳しい出品者情報の表示を出品者に義務付けるものである。出品者がこの義務を守らない場合、経済産業省は、オークションサイトへの出品者の出品禁止を要求できる。模倣品出品常習者に対して運営会社がとる措置もかなり強化されている。こうした規制改正は模倣品撲滅面での大きな成果を示すものであり、日本市場における模倣品販売の蔓延を防止するための当局のガイドラインを、実質を伴ったものにしていく。

しかし、大きな改善にもかかわらず、商標侵害の取り締まり面で日本の規制が相変わらず非効率的であるため、重大な問題が未解決のままとなっている。例えば、並行輸入がいまだに認められており、これは、輸入の水際規制の不十分さを示唆するとともに、日本領内への偽商品の流入を助長するものである。さらに、日本の警察・検察当局は、措置をとるための前提条件である偽商品を販売しているとの模倣品販売者の自覚を証明する上で多大の困難さに直面している。自覚の証明に関するこうした困難さは、一部の輸入業者に、処罰されることなく模倣品の輸入を続けることを許している。

## 主要な問題および提案

### ■ インターネット上の偽商品

*年次現状報告：進展。* インターネットは依然、日本における偽商品売買の主要手段となっており、インターネットや携帯のオークションサイトで売られている有名海外ブランドの20%以上は模倣品である。オークションサイト運営会社は、模倣品出品常習者取り締まり策を強化することによって、この新種の商売に対抗する措置をとってきた。しかし、特定商取引に関する法律は、携帯オークションサイトで販売される商品には実際には適用されず、また、日本で出回っている模倣品の相当部分を占める衣料品に関する制限を含んでいないため、その施行は十分組織立ったものではない。

**提案：**

- インターネットのオークションサイト運営会社と出品者を厳しく管理し、義務不履行の罪を犯した場合には厳重に処罰すべきである。
- 特定商取引に関する法律をより組織的に施行し、携帯サイトでのオークションを通じて販売される商品にも適用すべきである。

### ■ 水際規制

*年次現状報告：進展。* 商標法の改正や、税関当局による鑑定プロセス改善の取り組み強化にもかかわらず、日本は依然として模倣品の輸入を食い止めることができていない。画像をEメールで権利者に送付する処置が認められた事により、侵害疑義物品を見るために税関にわざわざ行く手間が大幅に緩和された。並行輸入は依然合法とされ、関税法の民事・刑事制裁は不十分である。

**提案：**

- 商品の写真をEメールで送信する処置によって権利者の鑑定作業は簡易化されたが、10個以上の模倣品が鑑定対象であるときは依然税関に行かなくてはならない、同一の二セモノが多量にある場合など考慮し、閾値をより緩和することを望む。また、権利者は、司法的手段を通じ、日本の水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利を有すべきである。
- 個人や法人が模倣品輸入を企てることやその意図をもって行動することを違法とするよう、関税法を改正すべきである。さらに、適用される制裁を強化すべきである。

### ■ 個人使用目的の輸入

*年次現状報告：進展なし。* 「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。ここ2、3年間、税関当局は、侵害疑義物品を発見した場合に荷物の受取人に書状を送り真正性と目的の確認を求める慣行を採用してきた。受取人の9割方は、そうした書状を受け取った場合、注文した模倣品の放棄を決めているが、こうした書状の拘束力のなさを輸入業者がますます認識するようになるにつれ、この方式の効率が徐々に蝕まれつつある。

**提案：**

- 個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらず模倣品の輸入を禁止するよう商標法を改正すべきである。模倣品の輸入を確実に防止するには、これが唯一の手だてとなろう。

### ■ 意匠

*年次現状報告：進展なし。* 意匠に関する知的財産権保護の出願手続は依然として、あまりに複雑かつ高コストであり、外国企業は、欧州や他のほとんどの市場で享受している保護の恩恵を事実上受けることができない。

**提案：**

- 出願料を引き下げ、審査手続を撤廃または大幅に緩和すべきである。
- 意匠の類似性を解釈する際に、日本の裁判所はより厳しいアプローチをとるべきである。

## Mr. David R. Buckley

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President, Copyrights Asia K.K.)

c/o Copyrights Asia K.K.

3F, MF Bldg, 1-6-12 Yoyogi

Shibuya-ku, Tokyo 151-0053

Phone 03-3377-8300

Fax 03-3377-8320

# 小売・卸売

## はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。しかし、多くの市場とは異なり、海外小売チェーンのフランチャイズ以外の小売店舗はまれである。日本への進出を成功させている欧州小売業者はごくわずかであり、進出失敗は国内外のメディアで大きく取り上げられてきた。このため、日本は、競争が激しく、コストが高く、規制の要件や実施方法が不透明で、進出が「難しすぎる」という、時として公正を欠いた受け止め方がなされるに至っている。海外進出を目指す多くの小売業者は、非局所的な小売業者の成功例がある他の市場を優先して日本を進出対象外としている。とはいえ、日本市場の入念な調査を行ってきたいくつかの欧州小売業者は「店開き」を選択しており、EBC会員の多くを含め、大きな成功を収めてきた。そうした小売業者の成功は、より幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて日本の消費者に明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市を再活性化するからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化する多くのインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者にもプラスになる。

日本にとってこうした明らかな恩恵があるにもかかわらず、政府はなぜ、より歓迎される環境を提供できずにいるのだろうか。日本市場への投資を望む外国の小売・卸売企業にとって、ここ数年、良い方向への変化はほとんど見られていない。専門小売チャンネルでの外国小売企業の活動の著しい拡大（多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ）にもかかわらず、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティクスを活用することは困難となっている。新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。統制の地方分散化と管理の削減によって効率向上を目指した2000年の新しい大規模小売店舗立地法を建築許可および環境影響評価手続と併せて合理化する機会は利用されなかった。それどころか新法は、個々の地方自治体が独自の手続を設けたり、場合によっては新たな免許条件を設けたりすることにつながり、結果的にコストと遅滞を増大させている。こうした状況の影響は、面積1万m<sup>2</sup>超の小売店舗開設への制限と相まって、日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている。

政府はEBCの懸念に留意し、2006年初頭に都市計画法改正が国会で可決される前に、大規模小売業についての新たな制限に関する重要な免除を導入した。大規模小売業についての制限自体よりもおそらく間違いなく重要なことは、建設、安全、環境規制についての地元の解釈である。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。とはいえ、多くの都市における、地区制（ゾーニング）を通じてのほとんどの土地の所定の利用法、および融通性のない地区制は、大規模小売業のために新たな土地を見つけることをきわめて困難にしている。

様々の消費者製品の輸入・認証・表示は、製品がすでに国際規格や欧州規格によってカバーされている場合ですら、日本特有の規格に照らした付加的な製品試験を日本の当局が求めているため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目理解できない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本は、経済統合協定を通じて規格と認証の相互受け入れを確立する措置を速やかにとるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 大規模小売業

*年次現状報告：限られた進展。* 大店立地法の規定の多くを明確化する面で進展がみられているとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入を制限している。建設、安全、環境規制についての地域の解釈には一貫性がない。厳格な地区制は、多くの地域において新規大規模店舗を設けることを不可能に近いものになっている。これは、投資コストを相当増加させるとともに、不確実さとリスクを高める。さらなる制限は、地方レベルの状況をさらに悪化させ、地方を、グローバル小売業者が存在せず、選択肢が限られ、競争が低下し、ついには経済活動が低下した状態に追いやるにすぎないため、EBCは日本政府に対し、さらなる制限に警戒を払い、それを導入しないよう強く要望する。

**提案：**

- 大規模小売施設の事業免許の申請と実施に適用される規制は、より透明かつ一貫性のあるものにすべきである。政府は、都市計画法の改正のもとで、新規の大規模小売業に関する新しい制限からの大都市（人口100万以上）の免除が顧慮されることを保証すべきである。

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証・表示規則

*年次現状報告：進展なし。* 日本へ輸出される製品のENおよびISO規格またはCEマーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、規格と製品を相互承認するよう日本政府と欧州連合に強く要望する。

**提案：**

- 日本とEUは、消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制を相互に受け入れて、一方の市場向けに認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられるようにすべきである。

### ■ 家庭用品の表示

*年次現状報告：若干の進展。* 家庭用品品質表示法および付帯する任意表示ガイドラインである「表示規程」は、日本で販売されるときに家庭用品がどう表示されるべきかを極端に細かく定めている。都道府県では、小売業者を定期的に検査し、違反を見つけたときには警告を発する。ガイドラインの法的裏付けは乏しく、したがって公的警告を発する適法性には疑問がある。法的不確実さと詳細な規則が相まって、グローバルに調達を行う小売業者にとっては相当の問題がもたらされる。とりわけ問題なのは、業界の一般慣行とは対照的に、すべての寸法をセンチメートルではなくミリメートルで表示するよう定めている規則である。すべての規則に従うことを強制されるなら、メーカーはグローバルな生産システムの変更を迫られ、消費者にとって受け入れがたいコスト増につながるだろう。経産省は目下柔軟性ある解釈を採っているが、問題を解決するには、明確化を図るガイドラインを発布すべきである。

**提案：**

- 経産省は、家庭用品の品質と安全に全面的責任を負いながらグローバルに調達される製品を日本の消費者に提供する代替方法を小売業者に提供するため、明確化を行う命令を発布すべきである。

### ■ 酒類

*年次現状報告：進展なし。* 2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如がますます大きな問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。

**提案：**

- 酒類卸売業免許の規制を廃止すべきである。

## Mr. James Lawden

Chair, Legal Services Committee  
(Partner, Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo)  
c/o Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo  
36F Akasaka Biz Tower, 5-3-1, Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-6336  
Phone 03-3584-8509  
Fax 03-3584-8501

# 法律サービス

## はじめに

1987年に外弁法が改正されて以来、外国法事務弁護士が日本で活動するようになって20年余りになる。外弁法は再度1996年、さらには2004年にも改正されて、外国法事務弁護士は、本来は不可とされていた、日本弁護士との共同事業を行うことができるようになった。

以来、外国法事務弁護士は、日本市場への金融手法や企業手法の導入に大きく貢献してきた。日本弁護士と外弁の共同事業法律事務所は、若手日本弁護士の育成を行うとともに、日本弁護士が国際取引や異文化交流において貴重な役割を果たすことを可能にしてきた。外国法事務弁護士の存在は、日本の法律専門職を充実向上させるのに役立ち、日本における金融サービスの発展に貢献してきたのは間違いないところである。こうした背景のもとで、EBCは、日本政府が、外国法事務弁護士および外国の法律事務所が日本で業務を行うためのさらなる開放の潜在的可能性を実現し、国際金融センターとしての東京の地位確立という政策目標達成面における外弁の重要な役割を認識することが肝要であると確信する。

EBCは、日本で活動する弁護士が目下利用できない有限責任制度の問題についても、今後取り組む必要があると考える。これは、現在の制度が、複雑な国際商取引の処理や何兆円もの潜在的責任がからむデューティリジエンス業務の指揮をする弁護士より、むしろ法廷弁護士といった、日本における伝統的な弁護士の立場に沿って構築されているからである。多くの分野において、欧州やその他の国々の専門職従事者は、とりわけ金融市場に携わる会社にとっての巨大な潜在的責任をめぐる問題への対応策として、財務情報の開示を条件として有限責任体制のもとで活動することが認められてきた。欧州では、そうした制度の利用対象者から弁護士を除外することは不公平な取扱いであるとみなされてきた。しかし日本では、法律事務所は個人を通して活動しなければならず、日本におけるその代表者は有限責任のメリットを享受できないため、日本で活動するすべての法律事務所は、不当なリスクにさらされている。

現役外国法事務弁護士の存在がもたらす明白な利点にもかかわらず、日本の法律サービス市場では、自由化に向けた進展が、ここ数年ほとんど見られない。EBCが特に懸念しているのは、外国法事務弁護士と日本弁護士の共同事業法律事務所が特に外国の依頼人に関して成功を収めているのを受けて、日本弁護士連合会(日弁連)が共同事業法律事務所をさらに厳しく規制する方向へと動いているように見受けられることである。日弁連が所属弁護士(アソシエート)の登録要件についてまとめた2009年1月27日付の書状や、外国弁護士制度研究会の法人制度に関する中間報告書に記載された意見の一部は、日本で活動する外国弁護士の取扱いについて、未解決の問題がいまだに多く残っていることを示している。

## EBC Legal Services Committee Member Companies

Allen & Overy  
ARQIS Foreign Law Office  
Ashurst  
Baker & McKenzie GJB (Tokyo Aoyama  
Aoki Koma Law Office)  
Clifford Chance Law Office  
Cotty Vivant Marchisio & Lauzeral  
Freshfields Bruckhaus Deringer  
Hayabusa Asuka Law Offices

Herbert Smith  
Linklaters  
Lovells  
Loyens & Loeff GJB Office  
Morrison & Foerster LLP  
Sonderhoff & Einsele Law and Patent Office  
Squire, Sanders & Dempsey L.L.P.  
White & Case LLP

## 主要な問題および提案

### ■ 外弁の認定と承認

*年次現状報告：疑問のある進展。*日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての3年間の専門実務経験が必要とされ、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBCは考える。そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。また、外弁登録手続に要するコストが外国の法律事務所や個人に過重な負担を強いていることも問題である。今年5月、法務省は「ガイド」を発表し、関係者に対してこれに対する意見等を招請した。表面的には、外弁登録に関する規制がある程度自由化されるように見えるが、手続の迅速化といった点で実効性があるかについては、疑問が残る。

#### 提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に基づく実務経験であれば、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるべきである。
- 法律事務所のメンバーである弁護士個々ではなく、事務所単位での登録を認めることによって、外弁登録手続を簡略化すべきである。また、法律事務所が事務所単位で外弁登録を受けられるという前提で、その後新たに加わる外国弁護士の登録についても迅速な手続を設けるべきである。このように、外弁登録手続の迅速化に向けて、もっと手が打たれるべきである。

### ■ 支店

*年次現状報告：疑問のある進展。*現行の規則では、外弁法律事務所、即ち外弁と日本人弁護士の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。これに対して、日本人弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所を開設することが認められている。現在のところ、外弁についてはそのような制度は設けられていない。今年8月、外国弁護士制度研究会によって中間報告書が発表された。これによると、外弁が他の外弁や日本弁護士と法人を設立できるようにするべきであるというのが多数派の見解であるが、一定の制約を設けるべきとの一部の少数派意見もあり、これが採用されれば、制度を実際に利用することは難しくなる。

#### 提案：

- 外弁が他の外弁や日本弁護士とともに法人を設立できる制度を設けるべきであり、その際には上記研究会の多数派の見解に従うべきである。

### ■ 有限責任

*年次現状報告：進展なし。*現行の規則では、日本で活動する弁護士は有限責任という組織形態をとることはできない。

#### 提案：

- 日本の法律事務所だけでなく、外国の法律事務所であっても、日本で活動を行うにあたって有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支所を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young)

c/o Ernst & Young

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

# 税制

## はじめに

EBCは、輸出市場に過度に依存するのではなく、内需を掘り起こすことによってよりバランスの取れた経済を創出するという、日本の新政権の意思表示に喝采を送る。しかし、政府の前途に横たわる課題の大きさは、生半可なものではない。日本経済は、昨年襲った世界経済・金融危機に甚大な影響を受けてきた。あらゆる業種の中小企業と大企業が多大の損失をこうむっており、その結果、資本投資が減少している。諸外国と比較して日本は人件費が依然として高いため、高い雇用率を維持することはますます困難になりつつある。雇用不安は、社会福祉制度に対する日本国民の信頼低下や信頼喪失と相まって、ただでさえ低いレベルの消費をさらに押し下げたものになっている。

国債の対GDP比が急速に200%に近づくなか、不況から脱却する手段としての公共支出増大は得策ではない。日本に必要なのは民間主導の景気回復であるが、リスクを負う国内企業や外国人投資家をサポートするために必要な環境はまったく整備されていない。最良の出発点は、国内・海外双方の企業が十分なキャッシュフローを生み出し、健全な自己資本比率を維持し、投資を行うことのできる環境を、いかにして整えるかという課題に取り組むことである。EBCは、その方程式を解く鍵は税務政策にあると見ており、事業拡張を促進する透明性ある税制が、その方程式においてきわめて重要になるだろう。しかしこれは、課税ベースを浸食しては達成できない。

EBCでは、新政権が直面している厳しい財政面の制約を認識したうえで、一連の措置を提案している。三つの主要な提案のうち二つは、税収への直接的な悪影響は何らもたらさないが、三つ目の提案は、税収をよりあとの段階に繰り延べする公算が大きい。例えば、税法規の不十分な透明性と予測可能性が不確実さにつながり、その結果、投資と経済活動を低下させるという事実に関連したEBCの一つ目の提案について考えてみよう。日本政府は、こうした状況に対処しようとしてきたが、状況はさして改善していない。正式制度である文書回答制度の改善は、あいにく、文書回答件数の大幅増にはつながっていない。EBCは、日本の税務当局が依然、移転価格問題に際してシークレット・コンパラブルを用いるとともに、依然、納税者の機密情報を報道機関に漏らしている点にも落胆している。二つ目の提案は、緊急課題として透明性問題に取り組むことが、余分の資金を費やしたり、課税ベースを浸食することなく、ビジネスを促進する最も効率的な方法となると指摘する。EBCの三つ目の提案は、無期限の欠損金繰越期間の導入により、業種や規模にかかわらず、企業に効果的かつ即時的な刺激がもたらされると指摘する。こうした措置は、日本企業や外資系企業の別を問わず、あらゆるタイプの企業と事業に恩恵をもたらすだろう。この制度のもとでは、一部の税収はよりあとの段階に繰り延べされることになろうが、欠損金を抱える企業はどのみち納税する立場にはないため、税収への即時的影響は出ないだろう。税収を確保するには、ドイツで導入されているような最低課税規則を採用すれば、多額の欠損金を繰り越す企業への最低課税が可能になる一方、長い目で見れば、そうした企業に、事業を復興するインセンティブがもたらされることになる。

これら三つの措置を速やかに実施するだけでも、企業や経済全体の持続可能な成長に貢献するであろうし、したがって、税収にとっての最も深刻な脅威である、利益の減少に対処するうえで役立つだろう。

これまでに実施された税制改正はおおかた細切れ式のものであり、この先、新たなアプローチが必要であることは明らかだ。EBCは、日本の新政権が税務政策課題を真っ先に取り上げ、優先事項として以下のページで述べられている問題に対処するよう促す。

## 主要な問題および提案

### ■ 説明責任と守秘義務

*年次現状報告：進展。* 2008年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。2008年の税制改正は、従来の年間31件の回答から年間34件の回答への増加につながったが、これは取るに足らない増加である。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

**提案：**

- 文書回答申請を受け付けて処理することを税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は報道機関への納税者機密データの意図的漏洩を停止すべきであり、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。

### ■ 移転価格

*年次現状報告：限られた進展。* 日本の税務当局は依然、シークレット・コンパラブルに基づいて移転価格査定を行う権利を保有しており、そのため、納税者は製品や機能の類似性を確認しにくい。しかも、税務調査にシークレット・コンパラブルを用いることは、上場会社の企業レベルの収益性が基準点として一般に使用される事前確認制度の移転価格算定方法と整合していない。国税庁は、移転価格算定規則の全国統一適用を保証すべきである。

**提案：**

- EBCは、シークレット・コンパラブル情報の使用を禁止するよう提案する。税務調査のための移転価格算定方法と、事前確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。
- 解釈についてのEU-日本共同ガイドラインを設け、移転価格査定に関するEUと日本の間の文書要件を整合化すべきである。

### ■ 無期限の欠損金繰越期間の導入

*年次現状報告：新たな提案。* 日本における現行の欠損金繰越期間は7年間であるが、これに対し、英国、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツでは、欠損金は無期限に繰越しできる。繰越期間の制限は、日本にとって競争上不利になるとともに経済活動を阻害する。無期限の欠損金繰越期間の導入は、業種や規模にかかわらず、企業に効果的かつ即時的な刺激をもたらすだろう。欠損金を無期限に繰越しできる法域では、いわゆる繰延税金資産がバランスシートと企業の信用格付けを改善しうる。しかし、7年間の欠損金繰越制限ゆえに、日本企業の繰延税金資産は、より早い段階に減損が適用される。税収を確保するためには、ドイツの最低課税規則を考慮できよう。この規則では、100万ユーロ(1億3000万円)を超える欠損金の場合、60%だけがその事業年度分として扱われる。残りは以降の事業年度に用いることができ、その場合も、同じ制限が適用される。これによって、最低限の課税と、繰り延べされるとはいえ最終的には無期限の欠損金繰越の両方が可能になる。

**提案：**

- EBCは、無期限の欠損金繰越期間の導入を強く推奨する。

## ■ 企業再構築

*年次現状報告：進展。* 2007年5月の会社法改正を通じて可能になった国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが、日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するうえでとるべき最も重要な措置である。三角合併制度は、この目的で導入されたが、課税繰り延べの条件が不透明なままである点がこの制度の利用を本質的にリスクの伴うものにしており、実際的でなくなっている。特定のグループ内資産処分により生じた減損の税控除可能性の廃止が、2010年税制改正の枠組み内で目下検討されている。

### 提案：

- 三角合併制度のもとでも、その他の国境を越えた企業組織再編制度のもとでも、日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- 基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに明確化すべきである。規則の透明性を高めるため、「事業の継続性テスト」などの基本用語はより正確に定義すべきである。
- 2010年の税制改正では、グループ内再編により生じた減損の税控除可能性の継続を認めるべきである。

## ■ 連結納税

*年次現状報告：進展なし。* 連結納税に関する現行の制限は、連結納税制度が日本の法人納税者の中で十分または活発に利用されることを制限している。EBCは、連結グループに加入する企業の特定期間資産の時価評価課税廃止の検討と、連結納税適用前の子会社欠損金額の算入の検討を歓迎する。

### 提案：

- 連結できるのは全額出資子会社のみという要件は、50%出資まで下げるべきである。また、グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。

## ■ 租税条約

*年次現状報告：若干の進展。* 日本は目下、オランダ、スイス、ドイツと租税条約の再交渉をおこなっている。海外配当益金不算入は、欧州諸国への日本の投資の魅力を低下させる。従来は税額控除が利用可能であり、これは外国源泉徴収税の税効果を往々減じていたのに対し、旧来の租税条約のもとでの適格配当については、引き続き源泉招集税が課せられることになる。

### 提案：

- EBCは、EU加盟国との租税条約を見直すよう日本政府に促すとともに、改正日英および日仏租税条約のように、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約をとりわけ歓迎する。

# 金融サービス

資産運用  
銀行業務  
保険

## Mr. Harunobu Aono

Chair, Asset Management Committee  
(Chairman, Credit Agricole Asset Management Japan Ltd.)  
c/o Credit Agricole Asset Management Japan Ltd.  
Hibiya Daibiru 13F., 1-2-2, Uchisaiwaicho  
Chiyoda-ku., Tokyo, 100-0011  
Phone 03-3593-5900  
Fax 03-3593-5950

# 資産運用

## はじめに

社会保障制度の財政基盤が徐々に脆弱化しつつある中、日本では専門家による投資ポートフォリオの運用がますます重要性を増しつつある。出生率が史上最低水準となり、団塊の世代が定年を迎えつつある中では、税基盤の潜在的拡大を伴う持続的な景気回復でさえ、高齢化する社会の財務的・社会的ニーズを支えるに十分な税収を生み出す公算は薄い。日銀によると、日本の家計および年金金融資産は合計約1790兆円にのぼっている。この合計のうち、家計部門資産が1490兆円を占め、残りが年金基金だった。投資運用会社によって運用される日本の金融資産の比率は他の主要経済国と比べて比較的 low、全体の8.4% (151兆円) であり、さらに12%が生命保険会社によって運用されていた (209兆円)。ますます複雑化する市場で専門的投資顧問サービスを提供することで、グローバルな専門的資産運用会社は、企業が必要な資本を募るのを助け、国民が老後のために貯蓄するのを助ける。

日本における資産運用サービスの市場規模は、EUや米国に比べ小さい。したがって、日本における過度ないし独自の規制の相対コストは、ビジネスチャンスが大きいため許容範囲も広く、規模の大きな市場の場合よりも高いものとなっている。投資運用会社の浸透度が比較的低い理由は単純である。日本で資産運用が活発に行われるようになったのは、年金改革が導入された2004年以降のことにすぎないが、これを境に投資運用会社と新契約の数の増加に拍車がかかった。以来、投資一任運用される資産は倍以上に増えており、日本の年金基金がこの成長の大きな部分を占めている。ますます複雑化する市場で専門的投資顧問サービスや革新的なサービスを提供することで、グローバルな専門的資産運用会社は、経済全体における、より効果的な資金配分にも貢献しうることが証明しつつある。

とはいえ、日本における規制は、負担の単純な算定コスト面でも、他の法域における規制とは不必要に異なる規制や実施慣行といった「規制格差」に起因する付加コスト面でも、不必要な負担を含んでいる。しかも、この業界に適用される日本の規則や実施慣行は多くの面で過度であり、これは最終結果として競争を抑制している。資産運用規制は往々にして、現状よりむしろ、過去の状況を反映しているように思われ、また、証券業務と資産運用業務のあいだには大きな違いがあるにもかかわらず、資産運用業務への証券業務規制の自動的適用の産物に思われる。

EBCは、日本政府および金融庁に対し、自発的に、かつEUと日本のあいだの経済統合協定とのからみで、より活発な競争を刺激することを視野に、改革を検討することを促すものである。

## 主要な問題および提案

### ■ 機関投資家向け外国投資信託

*年次現状報告：新たな問題。*日本国内の金融機関をはじめとする適格機関投資家は、欧州で運用されている外国籍投資信託への投資を検討するにあたり、当該投資信託の運用者の日本における関連会社から情報の収集が出来ることを要望している。しかしながら、適格機関投資家に対して外国投資信託を勧誘・説明する行為は、第一種金融商品取引業の登録を要し、同登録に係るコスト負担が重いことから、欧州運用会社の国内関連会社の多くは、かかる登録申請を行っていない。その結果、適格機関投資家にとって商品の選択範囲が狭まり、報酬等に関する競争も低迷し、また、投資家の商品に関する理解も不十分なものとどまっている。

**提案：**

- 国内関連会社が適格機関投資家に対して行う、海外のグループ会社が運用する外国投資信託の勧誘・説明行為について、金融庁は、国内関連会社に対し、第一種金融商品取引業の登録を求めるべきではない。当該行為に関しては、より柔軟な業者規制体制を適用すべきである。

### ■ 大量保有報告書

*年次現状報告：進展。*2006年の証券取引法改正により、機関投資家は、その一社で一上場会社に対する株式保有割合が発行済株式総数の5%を超えた場合には5営業日以内の報告が、系列の金融グループ会社全体の合算で5%を超える場合には2週間に一度の報告が義務づけられている。EBCは株券等の大量保有の状況に関する開示に係る体制（金融商品取引法第2章の3）が、株主と経営者間の支配権を巡る争いにおける公平性ならびに透明性の向上に有益であると認識している。しかし一方で、通常の投資運用業者のような、経営支配を狙っているものではない投資家に対しては極めて厳格な規制を課す必要はないと考える。行政監督下にある投資運用業者が提出する事業報告書などにおいて、株券等の発行者に対し、経営支配を狙う意思がない旨を明記した場合には、その資産運用会社に求められる報告の期限ならびに頻度に関する規制は緩和されるべきと考える。

**提案：**

- 投資運用業者が共同保有する一上場会社の株式数が発行済株式総数の5%を超える場合でも、同保有対象会社の経営支配を狙う意思がない投資運用業者に対しては、2週間ごとの開示義務は不適用とすべきである。

### ■ 検査体制の改善

*年次現状報告：進展。*EBCは、2005年頃より、規制当局による監督・検査に関し大幅な改善が行われたことを認識している。しかしなお、弁護士等との相談に際し、検査責任者の事前承認を必要とする指導や、検査における重複が見られる点に大きな懸念を抱いている。

**提案：**

- 証券取引等監視委員会は、弁護士や本社の担当者と連絡を取ることにについて監督すべきではない。行政職員がそのような権力を有するとする主張は、民主主義、営業活動の自由ならびに言論・表現の自由の根本原理に反するものである。
- 証券取引等監視委員会、関東財務局、投資信託協会の検査機能は統合されるべきである。

## Mr. Philippe Avril

Chair, Banking Committee

(General Manager, BNP Paribas Securities (Japan) Ltd., Tokyo Branch)

c/o BNP Paribas Securities (Japan) Ltd, Tokyo Branch

GranTokyo North Tower

1-9-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6740

Phone 03-6377-2010

Fax 03-5128-5878

# 銀行業務

## はじめに

日本の相対的な繁栄度が過去10年間に相当低下してきたことは、日本の国民1人当たりのGDPランキングが1995年の世界第2位から2006年の20位へと徐々に後退してきたことに明示されている。日本の消費者はこの間も貯蓄を続けてきたが、資本収益は先進工業諸国中、最低となってきた。日本では、あらかじめ定められたカテゴリーや規定に当てはまらないサービスや構造をサポートしない規制的枠組のせいで、欧州で広く利用されている革新的な金融商品・手段を提供できない。日本政府もこれを見逃してきたわけではない。

日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉政権のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。

金融商品を横断的に規制することを目指す統合的な法的枠組が2007年に金融商品取引法によって導入されたものの、日本は、あくまでもファイアウォール規制を通してリスクを管理しようとしてきた。他の主要金融市場ではファイアウォール規制への依存がとうとう廃止されている中、これは、銀行業務、証券業務、資産運用業務のコストのかかる分離を意味している。それゆえ EBCは、金融センターとしての東京の活性化を目指した金融庁の計画の柱にファイアウォール改革が含まれていることを大いに喜ばしく思った。

世界の金融規制当局の焦点は、業者が特定の事業を兼業することを単に禁止することから、利益相反のおそれがある業務（アンダーライティングと仲買業務など）の分離が保たれることを保証する内部統制および企業統治メカニズムを要求することへと移っている事実を反映したものである点で、EBCは2008年に施行された金融商品取引法改正も歓迎した。しかし、金融商品取引法改正後に発表された金融庁のガイドラインは依然、未開示の顧客業務の共有および役員の兼任に対するいくぶん厳しい制限を依然含んでおり、これは、残念ながら非実地的なオプトアウト制度の義務付けとともに、改正の本来の意図を損なうものとなっている。その結果、日本での業務をグローバルな金融グループに統合することは依然きわめて困難である。

EBCは、ここ数年金融庁が行ってきた「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取り組みを歓迎する。適正な規制の体制とプリンシプルが設けられることを前提に、EUと日本においては、自己資本規制や適切なガバナンス構造といった一般的側面についてEU又は日本の金融機関のそれぞれの本国の規制当局を主たる規制当局として相互に受け入れることも可能になるはずだとEBCは考える。そうなれば、国内の規制当局は、許認可と、それ自身の管轄域内で行われる事業に的を絞ることになる。

新しい認可の申請時には、グローバル・グループ・ベースで自己資本の充実性を評価することもできるようになるはずだとEBCは考える。目下のところ、日本においてはそのようなアプローチはとられておらず、自己資本の充実性は日本法人単体ベースで算定される。これは新規参入者にとって大きな障壁となりうる。最終的に、EUと日本は、経済統合協定の枠組み内で、ユニバーサル・バンキングを両地域における標準とすることを視野に、相手地域における単一の支店が別個の構造を設けずとも銀行業務、証券、信託銀行業務、資産運用、保険をカバーする免許を交付されうるという原則を受け入れるべきだとEBCは考える。

## 主要な問題および提案

### ■ 統合金融サービス市場

*年次現状報告：若干の進展。* 外国の金融グループは、日本国内で単独のカントリーマネージャーによって代表されることや、従来認められていたものより大量の顧客情報をグループ会社間で交換することを今や正式に認められているが、この改革の実施方法についてのガイドラインは、こうした新しい機会を活用することを実際上困難にしている。しかも、各事業体は、そもそもグループ単位で共有できるはずの機能や組織構造を別々に維持する必要がある。そうした重複は非効率性と余分なコストを生み、日本における事業をグローバルな事業に統合することをきわめて困難にしている。

**提案：**

- 日本政府は、金融機関が銀行業務と証券業務を同時に営むことを禁じている金融商品取引法第33条を廃止すべきである。金融庁は、最低限でも、欧州の場合と同水準の情報共有、簡略化されたオプトアウト制度、妥当な役員兼任を認めるかたちにガイドラインを変更すべきである。

### ■ 透明性と規制の効率

*年次現状報告：進展。* 金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促す一方、金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画を発表していること、および特定のケースにおいて検査の事前通知を提供していることを高く評価する。こうした改善もある一方で、過度にルールに依拠する日本の規制環境は、ルールが具体的にどのように解釈・適用されるかについての規制当局との事前協議が充分行われないうえ、規制対象法人の側にイノベーションの余地を十分に与えていない。そうしたルールに依拠しながら不明確さを残した規制的枠組では、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。

**提案：**

- 金融庁の規則と規制は、公正かつ時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用され、明確化されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則と、こうした原則を遵守する方法に関する規制対象法人との活発な対話に依拠して、金融サービス市場におけるイノベーションと競争性を奨励すべきである。

### ■ 売出しについての開示規則

*年次現状報告：新たな問題。* 金融商品取引法が2009年に改正され、発行開示に関する要件が売出しにも適用されるとともに、従来の制度のもとで設けられていた、「均一の条件で」の50名未満への売出しについての例外が廃止された。開示要件には損害賠償条項も追加された。EBCは、公募制度と開示要件を明確化するこの措置を支持する。しかしながら、この新しい制度が新たな例外なしに実施されると、海外の国債等の販売に関与するだけでも開示要件に違反するおそれきわめて高くなるため、金融機関は、日本市場での海外の証券や海外の国債等の取引を中止または大幅に縮小する可能性が高い。

**提案：**

- 金融庁は、欧州各国政府をはじめとする主要国の政府および政府機関によって発行される証券、ならびに適切な開示要件に従って欧州市場の証券取引所に上場されている証券を、売出し規則改正案の適用外とすべきである。

Mr. John Kakinuki

Chair, Insurance Committee

(Executive Officer, General Counsel, Legal & Compliance, AXA Life Insurance Co., Ltd.)

c/o AXA Life Insurance Co., Ltd.

NBF Platinum Tower

1-17-3 Shirokane, Minato-ku, Tokyo 108-8020

Phone 03-6737-7753

Fax 03-6737-5874

# 保険

## はじめに

日本の保険市場は世界第2位の規模であり、グローバルな保険会社にとって重要市場となっている。欧州の保険会社は日本市場に専門知識をもたらすとともに、日本の消費者の保険ニーズを満たすべく実績のある保険商品を提供している。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。その例として、硬直的などとも言える責任準備金積立およびソルベンシー規制、ならびに長い時間のかかる商品認可プロセスがある。日本における今後の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。プリンシプルベースの監督によって、規制当局がリスクマネジメントに焦点を絞り、革新性と規制のあいだで入念にバランスをとりつつ、イノベーションとフレキシビリティを容認することで、保険市場は、契約者のニーズの変化や金融情勢の変化に適切に対応できるようになる。EBCは、「ペター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

「金融・世界経済に関する首脳会合」(G20サミット)は、経済回復の暁にはより厳しい規制を導入することを支持した。各国政府は経済が本当に回復軌道に乗ったかどうかの見きわめを慎重にすべきであり、また規制自体と実施タイミングについて柔軟性をもって検討がなされるようにすべきであることを、EBCは主張したい。金融市場の安定性と金融市場の適切な規制は、資本を調達する企業などの市場参加者にとって重要である。金融システムを安定化させ、金融機関をサポートするために、目下、政府による市場介入が行われているが、そうした市場介入によって市場が歪むことがあってはならず、できるだけ早急に排除しなければならない。EBCは公的資金が注入された金融機関と注入されていない金融機関のあいだで、均等な競争条件が確保されるべきだという点も確信を持っている。

郵政民営化に関しては、EBCは民間と新会社とのあいだで一貫性をもって規制を実施すると、規制当局が明確に表明したことを歓迎する。また、適切な消費者保護と均等な競争条件のために要求される基準を満たすために、かんぽ生命に対する金融庁の規制を歓迎する。さらに、かんぽ生命が取扱商品拡大策として他社商品を利用することは、既存保険会社には好ましい販売機会をもたらす、かんぽ生命にはリスクマネジメントおよび商品構成面のノウハウをもたらすことから、EBCはこれを歓迎する。しかし、リスクマネジメントおよびコンプライアンスにかかる実務運用を民間向けの基準にまで持っていくことに関してはまだやるべきことがある。より一般的には、銀行窓販の分野において、EBCは銀行窓販が規制緩和の最終ステージにあって、銀行チャンネルを通じてますます広範囲の商品群が提供されていることを歓迎するものの、不当に制限的な弊害防止措置が継続されていることを遺憾に思う。EBCは、金融庁による3年間のモニタリング期間の経過後の2010年末までにこれらが排除されるよう願っている。

リスクマネジメントや保険会社による理解を高め、市場に信用をもたらす、異なるテリトリーにまたがってオペレーションを展開するコストを削減するためには、日本の規制は、市場ベースのソルベンシー(ソルベンシーII)や国際財務報告基準(IFRS)におけるグローバルな手法との整合化を図る必要がある。そうした整合化がなされれば、欧州企業が日本でビジネスを行う能力に直接的な好影響を及ぼすことになり、EBCは、金融庁が新たなソルベンシー規制を策定する際に、引き続きそうしたハーモナイゼーションを推進するよう期待している。契約者保護機構(PPC)に関しては、恒久的な事後資金拠出制度を設ける必要がある。保険業界の規制をより良いものとしていくことは、将来へのさらなる発展のために必要不可欠であり、特に、すべての保険販売者間において均等な競争条件を確保していくために極めて重要である。郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの回復に貢献するとともに、日本国内の金融業界および一般消費者にとって有益であるだけでなく、諸外国からの対日投資をより魅力あるものとするに資する。EU日本経済統合協定(EIA)は、すべての保険会社にとって公正で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、EIAにはソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルール、ならびに規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを有するべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 会計およびソルベンシーマージンの国際基準とのハーモナイゼーション

*年次現状報告*: 若干の進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、規制当局と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなる。

**提案:**

- 日本政府は、国際財務報告基準およびソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本の基準と国際基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。

### ■ 契約者保護機構(PPC)

*年次現状報告*: ほとんど進展なし。PPCの現行の枠組みは2009年3月に期限切れとなるが、今後についての業界とのオープンな話し合いはまだ始まっていない。必要とされるレベルの安心を国民に提供し、信頼を維持するためには、政府の後ろ盾のある恒久的な制度が必要とされる。PPCへの早期資金拠出のもつ不要な負担を取り除くことになる事後資金拠出制度への移行が最良だろう。すでに利用可能なPPC基金は、市場ベースの解決法を見出す負担を軽減することになるため、潜在的モラルハザードとなっており、また経営がうまくいっている健全な保険会社にとってはコストを引き上げている。

**提案:**

- 日本政府は、政府保証の後ろ盾と事後資金拠出を伴った恒久的なPPCを導入すべきである。新しい機構の設立について決定を行う前に、すべてのPPC会員の専門知識と要求事項を総動員した、より幅広い話し合いが必要である。

### ■ 商品認可

*年次現状報告*: 進展なし。金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。さらに、変動性のある資本市場の影響を受ける新しい商品や機能の開発にとって、とりわけ金融危機に対応するにあたっては、承認を得られた場合であっても、認可手続は柔軟性にかけるといえる。

**提案:**

- 金融庁は、認可手続の効率化と柔軟性を高め、変動する市場に反応する、より迅速で頻繁かつ革新的な商品開発を可能とするべきである。金融庁は、変動する市場に対応しうる一定の柔軟性を認めるべきである。長期的には「届出使用制」を導入すべきである。

### ■ 長期積立の奨励

*年次現状報告*: 進展なし。日本では、長期積立を促すインセンティブが不十分である。

**提案:**

- 諸外国での成功例を参考に、長期介護等、老後や医療面のニーズのために積立を奨励する、税金面で有利な制度を導入すべきである。



# 運輸・通信

航空会社  
ビジネス航空  
物流・貨物輸送  
メディア／コミュニケーション  
海運  
電気通信サービス  
電気通信機器  
鉄道

**Mr. Otto F. Benz**

Chair, Airlines Committee

(General Manager Japan, Lufthansa German Airlines)

c/o Lufthansa German Airlines

3-1-13 Shiba-Koen

Minato-ku, Tokyo 105-0011

Phone 03-5402-5201

Fax 03-5402-5209

# 航空会社

## はじめに

世界経済は、情報通信であれ、陸上輸送であれ、また航空輸送であっても、それぞれのネットワークに依存している。航空会社の果たしている役割は、世界経済が効率的に機能する上で、欠かすことはできないものである。同様に、日本経済の成功は、日本と諸外国間で十分に機能するリンクに依存する部分が大いである。世界金融危機と豚インフルエンザ発生は、日本国内および海外へのビジネスおよびレジャー旅行の激減につながっている。これは、高コストを要する空港インフラと相まって、日本に運航する欧州航空会社にとっての路線収益性に大きな悪影響をもたらした。

日本政府はここ数年、EBCの提案にほぼ沿ったかたちで、外国航空会社にとってのビジネスを促進するべく、称賛に値する相当の努力を払ってきた。その結果、価格設定と流通に関する制限は緩和され、新運賃承認に必要な時間は短縮されたが、プロセスをさらに迅速化するため、簡単な通知手続を導入すべきである。運賃設定がおおかた自由化され、運賃申請システムが近代化された今、航空会社による直接販売に関する制限については、まさに対応すべき時が来ている。

日本は、コスト問題にも真正面から向き合わねばならない。民営化された成田空港の経営陣によって着手されたコスト引き下げの取り組みを歓迎する一方で、EBCは日本政府に対し、料金全般の引き下げに向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられている。航空輸送分野への深い政治的関与は、往々にして、需要がほとんどあるいはまったくない地域での空港乱造につながっている。いわゆる空港整備特別会計は、ローカル空港の損失が、すべての空港で徴収される使用料を財源とするこの特別会計のための共同基金によって補填されることから、状況をさらに悪化させている。空港整備特別会計の存在は、支払わなければならない設定料金であるためコストが固定されており、日本の空港の競争力低下につながっており、提供される公的融資に対する通常高い金利についても同じことが言える。日本における空港乱造は、皮肉なことに、伊丹など、都心により近いローカル空港が国際空港（関西国際空港など）を犠牲にして客足を成田へ向かわせてしまうため、諸空港の深刻な競争力喪失につながっている。EBCは、すべての空港が新空港への資金提供の重荷から解放され、コストを低下させることによって競争しうる、根本的に異なるシステムの確立を新政権が検討中であるらしいことを示唆した国土交通相のコメントを心強く思う。

健全な競争は、政治的理由よりむしろ経済的理由に主導される、活力ある市場を確立するための前提条件である。EBCは、来年の新滑走路竣工に伴う羽田空港の国際便への開放を歓迎する一方で、これがすべての航空会社にとって平等な条件で行われることを確保するよう政府に要望する。前内閣は、羽田発着国際便について、運用時間を22時～07時とすることを示唆した。22時以前の着陸が不可能となれば、欧州の航空会社は、日本の航空会社の国内路線網との接続の可能性がなくなってしまう。欧州の航空会社は、きわめて不便な時間帯における東京首都圏への運航に制限されることになる一方、日本の航空会社は深夜に日本を発ち、早朝に帰着して、事実上あらゆる日本の国内空港との発着接続を利用できることになる。

政府は、日本航空のさらなる再資本化が持つ競争面に及ぼす結果も注意深く考慮すべきである。市場を歪ませることがないよう、必要とされる同社の再編プロセスには、慎重な実施・監視が行なわれなければならない。

## 主要な問題および提案

### ■ 高コスト

*年次現状報告：進展なし。*成田空港については、平均約10%のネットコスト削減が2007年に協議され、さらに2009年にも小幅の減少が協議されたが、同じ前提条件に相当する「旅客使用料」を導入することという但し書き付きで受け入れられたに過ぎない。問題の根源は、日本各地での一見果てしなく続けられている新空港建設のための固定料金の支払を各空港に求める空港整備特別会計にある。その結果、日本における航空運輸コストは依然世界最高のままとまっている。EBCは、公共的価値がまったくない、あるいはほとんどない新空港の政治主導開発への拠出を各空港に強くない新たな取り組みを検討するよう新政権に要望する。政府は、アジアの他のハブ空港との競争力を持つには、日本における航空運輸に係るコストを長期的に50%ほど削減する必要がある。この意味で、EBCは、新規参入者だけでなく、長年日本市場に運航している航空会社にも付加的な割引を提供するという関西国際空港の最近の構想に好意的な注目を寄せている。関西国際空港は、すでに多大の財務的負担を背負っているにもかかわらず、将来へ向けての投資をおこなっており、高い着陸料への対処に苦闘する航空会社の助けとなっている。

#### 提案：

- 日本の空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料、セキュリティ料を引き下げる準備のために、空港整備特別会計を廃止すべきである。空港でのセキュリティ対策関連コストは航空会社に賦課すべきではなく、それぞれの空港のバランスシートによって吸収すべきである。

### ■ 空港インフラ

*年次現状報告：限られた進展。*日本は、既存インフラの最大活用のための首尾一貫した計画を欠いている。国内空港の乱造は、ローカル空港が客足を関西や名古屋といった地方国際ハブ空港から、成田や近い将来には羽田へと向かわせてしまう不健全な状況を生み出してきた。その結果、成田の発着枠の需要がさらに増えるとともに、国際便を有する地方空港の利用度が大幅に低下し、高いコストを、残る少数の航空会社の間で分担しなければならなくなっている。その一方で、関東圏ではキャパシティが拡大しようとしている。羽田の第4滑走路は2010年までに建設完了となる。国交省は、2008年の閣議決定に伴い、国際路線に新たに約6万の発着枠を割り当て、夜間(22時～7時)にアジア路線以外の発着を認める意向を表明している。新政権は、ローカル空港間だけでなく航空会社間の競争に及ぼす結果も考慮すべきである。羽田が国際便に開放された暁には、すべての航空会社が羽田空港を実用的に利用できるようにすることが必須である。現在検討されている時間枠は、欧州へ向けて離陸する便に関しては問題ないが、到着便に関しては、時差の関係上、この時間枠内に着陸することは商業的に無理がある。

#### 提案：

- 日本は、すべての利用可能な空港インフラの効率的利用のための計画を設けるべきである。羽田空港を日欧間を含む定期国際便に差別無く開放すべきである。時間制限をもし導入するのであれば、離陸時刻に限定すべきであり、17時以降の着陸時刻には適用されるべきではない。

### ■ Direct Sales 直接販売

*年次現状報告：大幅な進展。*EBCは、2008年に実施された運賃自由化を歓迎する。航空会社は今や、運賃を基本的に自由に設定して販売できるようになった。とはいえ、航空会社は基本的に、公示運賃に関連していない運賃を導入することを認められておらず、したがって、他の販売チャネルと自由に競争することができない。運賃承認プロセスは、簡単な通知手続に代えるべきである。

#### 提案：

- 政府は、すべての航空券カテゴリーについて自由な運賃設定を導入するとともに、消費者利益のために、無制限の直接販売を許可すべきである。

**Mr. Dominik A. Steiner**

Chair, Business Aviation Committee

(CEO, Newjetco K.K.)

c/o Newjetco K.K.

Green Hills Kamiyama 3F, 1-5 Kamiyamacho

Shibuya-ku, Tokyo 150-0047

Phone 03-3481-5916

Fax 03-4496-4863

# ビジネス航空

## はじめに

ビジネス航空は世界的に成長しつつあり、予測によれば、ビジネス機の需要は今後も増え続ける。すべての国際空港で新しい航空会社安全／セキュリティ要件が設けられる中、多くの財界人や政府は、業務の効率を高めるため、航空機をチャーターしたり、社用ジェット機購入を検討したりしている。にもかかわらず、世界経済における日本の地位に比べ、日本には比較的少数のビジネス機しかない。2005年には、日本で 1000便近くが運航されたが、内訳は米国発30%、中国発30%、欧州発10%、残りはその他のアジア諸国からの運航であった。その一方、日本で登録された航空機によって運航されたのはわずか38便だった。

日本でビジネス航空の発展が遅れているのには一連の問題と要因が関係している。例えば、制限的な長距離進出運航実施承認審査基準(ETOPS)要件や、適当な空港やインフラの不足、羽田と成田での発着枠取得の困難さ(成田では、ビジネス航空向けに割り当てられた発着枠は1日わずか5枠しかない)、高い着陸料および航空援助施設利用料、FBO(運航支援会社)の不足、プライベート航空を利用することによって達成しうる効率向上についての財界・官界内での理解不足などである。

とはいえ、日本でも、ビジネス航空に対する一般的関心が徐々に高まりつつある。規制緩和に関する国土交通省航空局との話し合いが、運航許可、継続的耐空証明、空港発着枠配分、着陸料・航空援助施設利用料といった分野で進められている。業界が直面する諸問題は概ね理解されているものの、進展はきわめて遅々としており、一部のケースでは商環境が悪化しつつある

ビジネス航空が繁栄していないことは、他の国際金融センターと比べて日本を不利な立場に置く。ビジネス航空業界がより重きをなしていたなら、日本国内で相当の収益機会を生み出すだけでなく、日本を外国の企業や政府にとって大幅にアクセスしやすいものにもするはずである。

社用ジェット機を利用している企業の性格を考慮するなら、日本のフライト制限のせいで日本へ行かないという決定がなされるたびに、日本は大きなビジネス・チャンスを失っているおそれがある。より重要なことに、ビジネス航空業界が比較的小規模であることは、日本を拠点とするグローバルな事業にも不利になる。しかも日本企業は、海外の競争相手と同程度には自家用ジェット機を業務用として使うことができないのである。

## 主要な問題および提案

### ■ ビジネス航空の規制的枠組みの創出

*年次現状報告：限られた進展。*日本には、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便専用の規制的枠組みがない。それどころかビジネス航空の特殊性を考慮することなく、定期航空会社向けの規則と基準が適用されている。数百人の乗客がからんだ運航のために設けられた複雑で厳しい規則を、高いフレキシビリティを必要とする運航に適用することは行き過ぎであり、日本におけるビジネス航空の発展を妨げる。チャーター便会社についての日本の運航要件は、チャーター便やプライベート便向けに策定され世界的に使用されている基準である連邦航空規則（FAR）パート135よりむしろ、FARパート121に倣っている。自家用ジェット機に、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件が適用されているという点で、日本の状況はユニークである。その結果、他の飛行機が直行できる場合でも、日本で登録された飛行機は迂回しなければならない。こうした規制は、日本で活動するチャーター便会社に、外国籍航空機を飛ばすことを余儀なくさせている。

#### 提案：

- 日本政府は、日本におけるビジネス航空のサービスとインフラの欠如を認めなければならない。
- EBCは政府に対し、日本におけるビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設けることを要望する。

### ■ ビジネス航空用のインフラ

*年次現状報告：進展なし。*ビジネス航空の要件は、他の航空会社のそれとは異なっている。VIP通関手続き、航空機への直接アクセス、別個の税関・出入国管理カウンター、FBO（ビジネス機運航支援会社）、格納庫の利用可能性は、ビジネス航空の効率に寄与する要因のほんの一例である。こうした要件は世界中で広く満たされているが、日本では満たすことができない。

#### 提案：

- 政府は、日本におけるビジネス航空インフラの必要性を評価し、次のステップへ向けての勧告を行う委員会を設置すべきである。
- 政府は、ビジネス航空の需要増大に対処するための適切なインフラを確立すべきである。スムーズな出入国と航空機への直接アクセスを必要とする利用者向けのVIP待遇は改善されなければならない。
- 日本におけるビジネス航空のインフラ整備に参加することを外国の投資家および企業に奨励すべきである。

### ■ 整備および耐空性

*年次現状報告：限られた進展。*日本では、飛行時間数にかかわらず、耐空証明を毎年更新する必要があり、高いコストをかけて飛行機を毎年約1ヶ月間整備に回さなければならない。他の諸国は航空機メーカーとプログラムを設け、漸進的点検スケジュールを用いているため、航空機が常時耐空性をそなえていることが保証され、「1ヶ月間」の点検のための地上に釘付けになることはない。そうした漸進的点検は飛行時間数にリンクされ、必要なときに航空機が修理されることを保証する。さらに、日本の整備要件は、型式証明制度に代表される国際慣行に沿っていない。しかも、交換部品は事前証明を受ける必要があり、これは、とりわけ日本で証明を受けた部品が手に入らない海外では、整備をきわめて時間のかかるものにする。不必要に厳しくかつ日本特有の規制は、日本でビジネス機を所有する経済的意味をほとんど失わせるほどにコストを増大させている。

#### 提案：

- 耐空性および整備要件を扱う規制は、グローバルなベスト・プラクティスに沿ったものにすべきである。
- 日本の空港に施設を設けることを外国の整備会社に奨励すべきである。

## Mr. Donald McGarva

Chair, Logistics & Freight Committee  
(Senior Vice President North Asia, DHL Supply Chain Ltd.)  
c/o DHL Supply Chain Ltd.  
1-13-5 Minami-Oi  
Shinagawa-ku, Tokyo 140-0013  
Phone 03-5762-2856  
Fax 03-5762-2843

# 物流・貨物輸送

## はじめに

良好に機能する貨物輸送・物流サービス市場は、日本の産業のグローバルな統合と競争力にとってきわめて重要である。海外に顧客や事業を有し日本国内で活動するすべての企業は、外資系企業であれ日本企業であれ、国内での、また国境を越える効率的な貨物輸送サービスに依存している。

世界規模の物流事業へのアクセスを日本の消費者に提供している欧州企業はおおむね成功を収めてきたが、それでもまだ、いくつかの規制面の難題に直面している。同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる競争の歪みや、過大なコスト、不十分な空港インフラ、外資系事業者に対する制限は、結局のところ、非効率と、ユーザーにとっての料金上昇につながるものである。日本で活動する欧州の輸送・運送業者は、国際空港の高い使用料と不十分なインフラ、通関手続上の手間、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限といった状況におかれている。

民営化された日本郵便は積極的な拡大を目指しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇の恩恵を依然享受しており、市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。日本郵便はすでに、国際スピード郵便(EMS)で民間の国際エクスプレス事業者と競合している。EMSは日本郵便によって提供される特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスであり、現在、外国向けエクスプレス市場の約18%を占めている。EMSは企業ならびに個人消費者に浸透しつつある。

日本郵便は、スピード、追跡性、信頼性、重量範囲拡大といった面での品質改善に鋭意努めている。日本郵便はEMSを事業拡大の目玉にしており、中国郵政との協力や、主要経済紙での広告キャンペーンの展開により、EMSの拡大に注力してきた。EMSは他の国際エクスプレス事業者に適用されるものと同じレベルの規制を受けてはいないため、この拡大は、競争の観点からみてきわめて問題が多い。

総務省は、EMSが基本的ユニバーサルサービスの一部であり、したがって通常の郵便と同様に扱われるべきだとして、この規制格差を擁護している。しかしこの主張は、EMSの場合、日本郵便が民間事業者と直接競合している事実を無視している。したがってEMSは、2005年にユニバーサル郵便サービスの範疇から外された日本郵便の国内小包便(ゆうパック)と同様、ユニバーサルサービスから除外されるべきである。

鳩山首相率いる新内閣は、目下、郵政民営化の見直しをおこなっており、日本郵政グループの構造について新たな提案をするものと見られる。しかし、日本郵政の将来の構造のいかにかわりなく、民間事業者との公平な競争条件を確立する必要性が依然重要であるため、政府は緊急の事項としてEMS問題に対処すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 通関手続

*年次現状報告: 進展なし。* 現在、輸入貨物の課税最低限度額は1万円である。他の主要先進国と比べると、この最低限度額を引き上げる余地があるはずである。例えばEU加盟国では最低限度額は150ユーロとなっている。最低限度額を引き上げることで、税関と通関業者にかかる負担が軽減するとともに、輸入者は関税支払額減少の恩恵を受けることになる。消費税に関しては、最低限度額は1万円のままでよい。また、申告手続も改善すべきである。現在、申告は、所管の税関署管内に所在する事務所から行われることとされている。しかし、例えば関西空港で保管される貨物の税関申告を東京から行うことができるなら、フレキシビリティが向上し、通関業者にとって業務効率の改善につながる。

**提案:**

- 日本政府は、輸入貨物の課税最低限度額を2万円もしくはそれ以上に引き上げるべきである。
- 日本政府は、所管の税関管区とは無関係に、申告場所を自由に選べるようにすべきである。

### ■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

*年次現状報告: 進展なし。* 現在、EMS小包は、価額が20万円を超える物品に関してのみ申告納税の対象となるが、これは民間業者に適用される水準を大きく上回っている。また、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。更に、検疫関連の物品が入ったEMS貨物は空港の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は空港内で厳重にチェックされるのとは著しい違いがある。

**提案:**

- 日本政府は、EMSについての申告納税適用限度を引き下げる時期のめどを発表すべきであり、また、EMS集配車にも駐車規制を厳格に適用するよう警察署を指導すべきである。
- 日本政府は、EMS検疫貨物が農林水産省や厚生労働省による検査・承認なしには国際空港施設外へ輸送できないよう、EMSについての検疫手続を変更すべきである。

### ■ 競争条件の確保

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本郵便が新規にスタートさせる競合サービスについては、ユニバーサルサービスとの業務プロセスや資産の共用に係わる会計手続が不透明である。総務省は、この点に関し日本郵便の会計システムの適切性を評価することを任務とする調査研究会を設置している。しかし、評価プロセスはおおた秘密に保たれているため、第三者は詳細を知ることができない。

**提案:**

- 日本政府は、日本郵便のユニバーサルサービスと競合サービス間の取引の公正妥当性を監視・保証する第三者機関を設置すべきである。会計システムの調査方法と調査プロセスは透明に保つべきである。

### ■ 外国人等による営業の禁止

*年次現状報告: 進展なし。* 貨物利用運送事業法は、外国人等が国内航空貨物利用運送事業に直接従事することを禁じている。2008年7月より、外国の貨物利用運送事業者は、日本の貨物利用運送事業者を通して航空貨物輸送サービスを利用することを認められている。これは歓迎すべき一歩だが、同法には、外国の貨物利用運送事業者が航空貨物輸送サービスを直接利用することを認めない差別的条項が依然存在している。

**提案:**

- 日本政府は、貨物利用運送事業法を改正し、「外国人等」の定義を完全に削除することによって、国内外いずれの貨物利用運送事業者にも平等な条件を設けるべきである。

## Dr. Jochen Legewie

Chair, Media & Communications Committee

(President & Representative Director, CNC Japan KK)

c/o CNC Japan KK

Sanno Park Tower 26F., 2-11-1 Nagata-cho

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6126

Phone 03-5156-0185

Fax 03-5156-0188

# メディア／コミュニケーション

## はじめに

日本のメディア市場は巨大である。日本ほど1日あたりの新聞発行部数の多い国は世界になく、日本ほどテレビの普及率や視聴率の高い国もほとんどない。およそ4,500誌が年間40億部以上発行される一方、広告市場は依然世界第2位の規模である。こうした数字は最近の業界を色濃く反映しているものの、日本のメディアが世界の他の主要市場同様に機能すると主張するのは困難である。日本のメディア産業は相変わらず伝統的な面談取材や調和的關係に重きを置き、その結果、かなり閉鎖された市場となっており、部外者が進出するのは困難である。過去10年間の経済的苦難の時期を経て、広告の需要はここ数年間増加したが、2008年には著しい収縮に見舞われた。しかしこの需要低下にもかかわらず、日本の広告市場は昨年もまだ、50億ユーロ以上の支出を計上した。

日本のメディア／広告産業は依然として比較的閉鎖的で、政府、公共団体、巨大企業に大きく影響されている。閉鎖された排他的なビジネス慣行は、メディア産業のほとんどのセクターに広まっている。例えばジャーナリズムにおいては、記者クラブが幅を利かせ、当局筋から消費者への情報の流れの大部分を依然として管理している。記者クラブの入会資格は、2002年に、在日欧州委員会代表部からの批判を機に、適切に承認された欧州のジャーナリストを含む形に拡大されたものの、記者クラブの性質は、国民の知る権利よりむしろ情報源を大事に扱う構造的傾向をもたらしている。さらに、日本人記者を含め、フリーの記者や雑誌記者が記者クラブから依然締め出されていることは、報道の自由の事実上の制限をなしている。インターネットやその他の非伝統的メディアにも出席を招請して、鳩山首相が開いた就任後初の記者会見に示されるとおり、民主党新政権がこの問題についての姿勢を和らげそうな兆しが見られている。

目下のところ一握りの代理店に牛耳られている広告業界は、国際標準に沿わない方法を採用している。例えば媒体購入のコストは代理店から広告主に開示されないことが多く、これは代理店に有利な慣行である。大手代理店は市場をほぼ全面的に独占しており、互いのビジネスを妨害しないことを黙約することで現状を維持している。最大手の代理店は活字媒体とテレビ媒体の両方のモニタリングに直接関与しており、業界の公平性と公正性にさらなる疑問符を投げかけている。これに比べ、英国やフランスといった国のメディア市場ははるかに競争主導型となっている。英国の場合、発行部数の調査は綿密であり、広告主に透明性を提供する。一方、フランスでは、料金と報酬の開示が法律で義務付けられている。その結果、どちらの市場でも広告主は適切に保護されている。

メディア・コンバージェンス問題への政府の取り組みは立ち遅れている。こま切れの立法は、消費者主導のメディア市場への移行を遅らせ、準独占的な伝統的放送企業の支配を長引かせてきた。したがってEBCは、統一された電気通信・放送法の研究会が総務省内に設置されたことを歓迎する。効果的な情報の流れと、透明性のあるコミュニケーション構造は、国境を越えた、より奥行きのある経済統合を可能にする上で決定的に重要である。欧州企業や外国人ジャーナリストは、外国報道機関への限られた情報の流れ、制限的な記者クラブ制度、広告業界における透明性と競争の欠如をとりわけ問題視してきた。「旧来」のメディア企業への資本参加やその合併を目指す新しいIT企業によるここ最近の試みは、これまでのところ失敗している。海外からの投資を誘致し国際金融センターになることを目指す競争力あるグローバル経済として、日本は、情報の自由な流れを推進し、コミュニケーション・セクターにおける市場競争を促進するための措置をとるべきである。EU-日本の共通競争ルールは、媒体における広告ポジションの強制料金開示を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 広告における競争と透明性

*年次現状報告: 進展なし。*日本の広告市場は公正な競争を欠いている。発行者〔媒体社〕は、料金を支払う広告主に広告ポジションを譲渡することを義務付けられておらず、代わりに、広告主に知られずに、中間業者である広告代理店にポジションを売却する。しかも、広告主は通常、正規料金については知らされない。この情報は往々発行者と広告代理店だけの秘密になっているためである。この慣行は、独占や、既存広告主の構造的偏重につながる。業界には信頼できる有意義な発行部数データもないため、広告枠購入者〔広告主〕や業界新規参入者はさらに不利な立場に置かれている。公正取引委員会はこうした問題について調査してきたが、広告業界では是正措置はまだとられていない。

#### 提案:

- 日本政府は、有意義な調査基準を設けることによって正確な発行部数報告を実施すべきである。また、第三者発行部数調査会社が不偏不党で、不当な影響力から自由であることを確保すべきである。
- 日本政府は、媒体における広告ポジションの開示を義務付けることによって、発行者〔媒体社〕間の開かれた市場を促進すべきである。

### ■ 財務情報の報道

*年次現状報告: 若干の進展。*上場企業に関する財務関連のニュースは予定された発表日前に最大手日刊経済紙へしばしば事前にリークされるため、外国メディア(およびその読者)は大きな不利をこうむっている。この慣行は、日本で活動する外国企業よりも日本企業の間ではるかに広く見受けられるようである。日本政府は対日投資拡大への関心を公に表明してきたが、外国の投資家および外国投資家に奉仕するメディアのニーズが公正・公平なやり方に適うことは、日本の利益にもなる。

#### 提案:

- 政府は、定められた報告期日以前の機密財務情報リークを規制しない企業を監視し処罰すべきである。

### ■ 記者クラブ

*年次現状報告: 若干の進展。*記者クラブはいまだに、公共機関と半官半民企業が情報の流れをコントロールする環境を助長し、公正不偏の報道を害している。忠誠は機密情報の「リーク」によって報いられ、メディアに内在する偏向をさらに永続させている。

#### 提案:

- 政府は、これまでメディアに門戸を閉ざしてきた他組織にとっての新たな先例を設ける手段として、記者会見への招待を、記者クラブ・メンバーだけでなく、すべての認定メディアへと引き続き拡大すべきである。

## Mr. Joachim Hinne

Chair, Shipping Committee

(President & Representative Director, Hapag-Lloyd (Japan) K.K.)

c/o Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Hapag-Lloyd House 5F.

4-87 Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082

Phone 03-5212 -6155

Fax 03-5212 -6150

# 海運

## はじめに

国際的サプライチェーンはグローバル化の潮流のなかで、国や企業や消費者に多くの新たな機会をもたらしている。世界の経済大国としての地位を保つために、日本は競争力のある効率的な港湾施設を提供することによって、この国際的サプライチェーンの一部であり続ける必要があるにもかかわらず、日本における海運サービスおよび港湾事業の提供にからむコストは世界最高レベルにある。日本に出入りするコンテナ輸送全体の70～75%は外国海運船社が担っており、その中で、欧州企業は、グローバルなコンテナ輸送事業を含め、日本および全世界において相当の業務経験を持っている。欧州会員は、その豊富な経験と洞察をふまえ、国土交通省との定期的対話を通じて、相互努力により日本の港湾の生産性と効率の向上を目指そうとしている。

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにとっての難題の是正にそれほどつながっていない。2002年11月に国交省が発表したスーパー中核港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造に対して、まだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナルの開発は、政府よりむしろ地方自治体によって着手されているため、期待される規模の経済や能率は依然実現しがたい。

日本政府は、日本と他のアジア諸国との間の海運強化を目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の一環として、日本各地の港湾のプロモーションに乗り出した。こうした航路では通常、より小型の船舶が採用されており、小型の船舶には日本ではより多くの代替的な港湾／ターミナル選択肢がある。代替選択肢がさらなる競争を生むため、「アジア・ゲートウェイ」のターミナル・コストは、大手海運事業者の基幹航路におけるコストよりはるかに競争的である。

「アジア・ゲートウェイ」のような構想がより大規模のターミナルへ適用されるなら、競争創出へ向けた初めての真の一步となりうる。競争を促進するために船会社に広範囲の港湾を提供することが現時点では必要不可欠と言える。これは、低コストと効率的な代替選択肢を提供しなければ、日本の直接サービスから他のアジア諸国を通しての積み替えサービスへと貨物がシフトし続けることになるためである。日本は、自国の輸出品や輸入品の取り扱いのため、国内の港湾によって提供される直接接続より、むしろ他の諸国のサービスや信頼性にますます頼るようになる危険性がある。そうした状況の展開が認められるなら、日本の国際貿易の利益と日本経済全体を大きく蝕むことになる。

日本の港湾運送事業の競争は、現行の「事前協議制」によって抑え込まれている。事前協議制のもとでは、雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねない、船会社事業のすべての変更は、船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている団体である日本港運協会（JHTA）からの承認を必要とする。日本港運協会は変更（きわめて些細なものから、潜在的に重要なものまで）の申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。事前協議制は透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段を日本港運協会とその会員に事実上与えている。

## 主要な問題および提案

### ■ 港湾コストおよび港湾開発

*年次現状報告：限られた進展。* 日本の港湾コストは、他の先進経済国に比べ異例に高い。高いコストは欧州企業が日本で潜在能力を最大限に発揮して活動することを妨げるだけでなく、多くの日本企業が海外生産へと切り替え、日本の港湾を通しての出荷量を減らすことにもつながる。韓国や中国がはるかに競争力あるサービスを提供しているため、高い港湾コストは、例えば積み替えサービス提供面などでは、アジア地域における日本の港湾の競争力を蝕んでいる。さらに、外国海運船社は日本において自社の船舶で自社の海外貨物を他の国内港向けに積み替えることを依然認められていない。したがってこれは、そうした貨物を他の諸国で積み替えることを助長し、日本の港湾の取扱高をさらに減らす。これは欧州の同一国内輸送の貨物にも当てはまるとはいえ、日本の船会社がEU内の（例えばドイツからフランスまで）貨物を輸送することは可能であり、これは地理的要件とビジネス要件を満たしている。

**提案：**

- 日本政府はアジア・ゲートウェイ戦略会議内で、港湾事業構造の高コストを取り上げるべきである。

### ■ 港湾事業の競争促進

*年次現状報告：限られた進展。* 日本港運協会（JHTA）は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、日本港運協会からの事前承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。船会社が独立してターミナルを運営することを望む場合には、認可を申請することは可能になった。国土交通省は申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有最低基準等の要件は、船会社が日本で港湾サービスの真の競争を展開することを妨げるだろう。したがって、外国企業が日本で独自のターミナル取扱事業を立ち上げることはまだ不可能である。

**提案：**

- 日本政府は、海運会社が少なくとも日常的業務問題については日本港運協会からの事前承認を求めることなしに事業を変更できるシステムを設けることによって、競争を促進すべきである。
- 日本政府は、外国海運会社が独自の荷役施設を所有できるよう、あるいは、せめて港湾事業を競争的に運営できるようにすべきである。

### ■ 港湾荷役サービスの競争入札

*年次現状報告：進展なし。* 2000年11月に実施された港湾運送事業法の改正により、船会社は複数の港湾荷役会社と料金を含め個々の下請契約を結ぶことが可能となっているものの、現実には、独立した体系的な競争入札の概念は日本ではまだ実現されていない。

**提案：**

- 公開入札による港湾荷役サービスの競争入札が推進・規定されるべきである。

## Mr. Megumi Hasegawa

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

# 電気通信サービス

## はじめに

近年、世界経済は、利用する通信ネットワークの機能性の高さにますます依存する傾向を強めている。日本は世界屈指の洗練された情報インフラを作り上げてきたが、規制面では依然として様々な規制の残る電気通信市場の1つである。日本における通信事業者は、まず規制当局と協議して規制当局の公式・非公式の承認を得ることが必要になっている。

ネットワークを接続するときの相互接続料金は多くの企業にとって成功を決める重要な鍵である。ここ数年間に日本市場が大きく変化したにもかかわらず、相互接続料金は他のOECD加盟国に比べ高価格で維持されている。相互接続料金が過去に値上げされたときには、日本と外国の事業者グループにより、規制当局を相手取った前例のない訴訟まで起こされた。また相互接続料金からNTSコスト(通信料に関連しないコスト)を除外する決定にはEBCも賛同したが、NTTに認められた廃止までの期間は極めて長く(5年間)、一方でユニバーサルサービス基金がみとめられ、このNTSコストが事実上NTTに補填されることになったため、効果は大きく減少したと言わざるを得ない。

2006年、総務省は競争を促進するための新たなプログラム「新競争促進プログラム2010」を取りまとめた。このプログラムの主目的は、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正な競争ルールを整備することである。総務省はこのプログラムの中で10項目の具体的施策を定めており、日本の電気通信産業における公正競争を強化するため、NTT再々編にかかわる検討を2010年に開始することを予定している。

しかし、民主党率いる新政権は、公正競争政策を含む、電気通信関連問題についての政策の一部を公表した。一点目は、独立規制機関を設けることである。EBCは、独立性を持つためには、規制機関のメンバーを政府外から選任し、その委員会を総務省ではなく国会直属にすべきであると考えている。民主党のもう一つの政策は、国際競争の観点からNTT規制を見直すことである。

EBCは、こうした問題の検討への民主的の積極的アプローチを歓迎するが、いかなる措置がとられるにせよ、それは世界のベストプラクティスを十分に反映したものであるべきであり、国内事業者の競争力を不当に促進するための手段として用いられてはならない。規制は、いかなる国へ投資を決定する場合でも重要な検討事項である。ある国に投資するためには、企業は、その国の規制があらかじめ予見できる内容で、しかも公正である必要がある。国内の既存の国内事業者だけに有利になる制度は受け入れられない。

## 主要な問題および提案

### ■ 制度改革

*年次現状報告: 進展なし。* 政府が規制機関の役割と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。民主党は、独立した組織として、独立政府委員会の設置を提案している。EBC はこの提案を歓迎するとともに、この新たな委員会が、通信産業における規制内容と企業間のビジネスの実際を監視する際、消費者の観点から行うべきであると強く提案したい。

**提案:**

- 豊富な人材とその他の資源を持ち、十分に権限委譲された独立した電気通信規制機関を設けるべきである。この機関は、当然ながら競争促進を目的とし、その成功についての評価は、多様で新たなイノベーションに基づくサービスを迅速に提供できたか、および信頼性のあるコスト効率の高い基本的な通信・その他のサービスであったかどうかで行われなければならない。独立性を保持するために、メンバーは政府外から選任すべきであり、その委員会は総務省ではなく国会に直属しなければならない。

### ■ NTT再々編

*年次現状報告: 新たな問題。* 2006 年、小泉内閣と当時の自民党は、2010 年に NTT の組織についての検討を再開することで合意した。民主党率いる新政権は、Google や Yahoo といった市場参加者との競争を考慮に入れて、国際競争力の観点からこの決定を見直す意向を表明している。民主党は、サービス・ベースとネットワーク・ベースがな いまぜになった競争よりも、ネットワーク競争に的を絞ることによって公正な競争を達成すべきであると考えているようである。ほとんどの先進工業諸国は、この両面での競争促進を目指している。ネットワーク・ベースの競争は、莫大の投資を必要とし、日本のように、広大なネットワークを有する強力な独占的事業者が存在する場合には競争を抑圧する傾向がある。したがって EBC は、サービス・ベースの競争のほうが日本にとって適切な目標であるといいたい。

とりわけ、NTT は、NTT 自体の事業と競合他社の事業とのあいだでアクセスの平等性を提供すること、および、適切に分離された公表された会計を提供することを義務付けられるべきである。この透明性ある会計分離によって、NTT は、自社の小売部門に提供されるサービスの場合と同一の料金・条件で競合他社にサービスを提供することを義務付けられるべきである。顧客情報は機密に保たれねばならず、例えば独占的事業者の「卸／インフラ」部門から「小売」部門に提供してはならない。

**提案:**

- 日本の新政権は、公正な競争、透明性、無差別を保証しうるNTT再々編についての掘り下げた検討を開始すべきである。単にネットワーク・ベースの競争に頼ることなく、種々の競争を考慮に入れるべきである。

## Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee  
(General Manager, Standardization & Regulation,  
Technology & Research, Nippon Ericsson K.K.)  
c/o Nippon Ericsson K.K.  
Koraku Mori Bldg. 5F.  
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004,  
Phone 03-3830-2351; Fax 03-3830-2501

# 電気通信機器

## はじめに

日本は世界第2位の電気通信機器市場である。電気通信機器の生産高は推定1080億ドルで日本の工業生産高全体の12.5%を占めている。日本政府のICT(情報通信技術)戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信料金の低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。政府は、2005年までに日本をICT分野のリーダーにするという国家的「ICT戦略」目標の実現におおた成功した。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたe-Japan戦略は、超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出した。取組課題には、「ICT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」で検討中の新しい競争枠組も含まれる。日本政府は、研究、開発、標準化、国内市場構造の観点から、国際電気通信市場における競争力をさらに強化するための戦略的措置も検討している。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の一点目は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU-日本相互承認協定(MRA)の締結、二点目は、2004年の技術基準適合自己確認(SVC)の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。相互承認協定のもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、技術基準適合自己確認の適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。

EBCは日本政府に対し、電気通信分野の国際競争力、技術革新、生産性をさらに強化するよう要望する。携帯端末の包括免許方式は、事業者中心の携帯端末市場と、競争の制限をもたらしている。政府が、伝統的な事業者販売チャネル以外の市場に参入する機器(例えばWiMAXアクセス搭載のラップトップ)にまで包括免許方式を拡大することを検討する中、その弊害はますます明白になりつつある。EBCは、包括免許が、移動体通信事業者(MNO)のネットワーク上で仮想移動体通信事業者(MVNO)によって運用される端末の市場へのアクセスの障壁となることを懸念している。

EU-日本間の経済統合をさらに推し進めるため、欧州市場と日本市場の電子通信機器製品認証の重複を排除すべきである。EU-日本間の経済統合協定は、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはEU日本経済統合協定の一部になるだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ 共通の技術基準および認証手続の確立

*年次現状報告: 若干の進展。* 細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU-日本相互承認協定は、認証された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言(SDoC)に類似した技術基準適合自己確認(SVC)が日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されること、および、その他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないことに失望している。

**提案:**

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。
- 日本における端末機器の比吸収率(SAR)の測定方法は、国際規格に従うべきであり、国際規格に従って欧州の機関によって測定された結果は日本で受け入れられるべきである。

### ■ IMT(IMT-2000およびIMT-Advanced)の周波数割当ての整合

*年次現状報告: 若干の進展。* 国際電気通信連合(ITU)は、2007年の世界無線通信会議の議題 1.4に従って IMT(IMT-2000およびIMT-Advanced)の周波数を特定した。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当てに活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす一方、製品の価格を引き下げおよび国際ローミングを促進する規模の経済を生み出すだろう。

**提案:**

- 日本政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に従った、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当ての達成に取り組むべきである。

### ■ 包括免許

*年次現状報告: 新たな問題。* 携帯端末を日本で合法的に使用するには、無線免許の交付を必要とする。このため、携帯電話事業者は、ネットワーク内の各携帯端末の無線免許を自動的にカバーするいわゆる包括免許を与えられている。欧州では、携帯電話網の基地局だけが無線免許を必要とし、携帯端末は無線免許を必要としない。欧州の場合とは異なり、携帯事業者は、サービス(ウェブへの接続等)に関する事業者特有の技術プロトコルも維持しており、これは個々の顧客との結び付きをさらに強める。その結果、日本では携帯電話端末のメーカーは消費者に直接販売できず、携帯事業者を通さなければならない。これは、競争を制限するとともに、メーカーが独自の技術的ソリューションを市場に導入することを阻んでいる。競争を促進する最善の方法は、携帯端末に無線免許を適用する現行の方式を廃止し、代わりに、規制要件についてのメーカーの供給者適合宣言(SDoC)を導入することであるとEBCは考える。これは、事業者には研究開発の費用減少と、メーカーにはコスト節減をもたらすだろう。

**提案:**

- 日本政府は、メーカーが事業者を通す必要なしに市場に直接販売を行えるよう、EUのR&TTE(無線・通信端末機器)指令に沿った供給者適合宣言(SDoC)方式を導入すべきである。

## Mr. Kai Taylor

Chair, Railways Committee

(General Manager, Security Solutions & Services Division Japan,

Thales Japan K.K.)

c/o Thales Japan K.K.

Akasaka MK Bldg. 4F

4-9-9 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-5785-1967; Fax 03-5785-1801

# 鉄道

## はじめに

日本の鉄道網の約 70%はJRグループによって運営されており、残り 30%は、大都市圏内および大都市圏周辺を中心とする約 85 社の私鉄等によって運営されている。JRは、1987 年に民営化された日本国有鉄道(国鉄)の後継である。JRグループは、主に 6 社の地域旅客鉄道会社(JR北海道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州)および 1 社の貨物鉄道会社であるJR貨物により構成されている。各社合わせて、都市、地域、地域間鉄道路線の全国鉄道網を運営している。

すべて合わせると、総延長 32,000 kmの日本の鉄道網には約 68,000 両の車両が走行しており、75%は電車(動力分散方式)(EMU)および高速新幹線列車である。年間約 2,500 両の新車両が製造され、そのうち約 500 両が輸出される。新車両全体の約 80%はEMUまたは新幹線である。日本は、2,459 kmの高速鉄道路線を有している。早くも 1964 年に開業した東海道新幹線は、世界一利用者の多い高速鉄道路線であり、世界の他のすべての高速鉄道路線を合わせたよりも多くの乗客を輸送している。市場はどこから見ても莫大であるが、外国からの進出は無視できる程度である。

理由の一つは、鉄道事業者、とりわけJR各社が保有する強力な立場である。JR各社は、JR専用に製品やソリューションを開発するメーカーからしか製品やソリューションを買わない。このため、外国のサプライヤーが日本市場に参入することはきわめて困難だけでなく、日本で開発された製品は、トータル・システムの一部としてしか輸出できない。日本以外のすべての主要かつ経済的に健全な鉄道プロジェクトは、サプライヤー独自の開発物や統合化された国際規格に基づき、多数の国々や多種多様なサプライヤーから最良の製品やソリューションを調達している。日本特有の規格は、日本のメーカーから相互運用性や輸出機会を奪っている。

世界の運輸産業分野はCO<sub>2</sub>の主要排出者であり、全世界のCO<sub>2</sub>排出量の 5 分の 1 以上を占めている。CO<sub>2</sub>排出量は、わずか 40 年以内に倍増すると予想されている。人キロ当たりの消費面でよりよいエネルギー効率を提供し、また、炭素排出量が比較的少ないことから、鉄道は、温室効果ガス排出量の削減や、持続可能な輸送システムの開発にとってきわめて重要である。地球温暖化に起因する被害についての認識拡大や、それに関連した野心的なCO<sub>2</sub>削減目標の導入に伴い、全世界の政府は新規鉄道に投資することが必要になるだろう。

鉄道の建設・保守の長い歴史を有するパイオニアとして、欧州と日本は、急速にはずみがつきつつあるこうした鉄道輸送重視の拡大を利用する格好の立場にある。欧州と日本の鉄道業界は、卓越した、かつ多くの面で補完的な、専門知識を有している。いずれも、長い鉄道開発の歴史を有し、したがって、近代的な鉄道がまだ開発されていない諸外国にこの技術を広める面できわめて有利な立場にある。しかし、これを達成するためには、鉄道規格の国際的統合化と、本国市場での統合化されたシステムの適用を必要とする。EUはこれを実現しつつあり、整合規格である欧州鉄道輸送管理システム(ERTMS)を、2020 年をめどに欧州全土に整備する意欲的なプログラムを有している。整合規格に基づいたオープンな統合システムを通じて欧州と協力することにより、日本は、欧州で手に入る最良の技術を活用して日本自身の製品を諸外国に輸出できるようになるだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ オープンな統合鉄道システムの導入

*年次現状報告：新たな問題。* 欧州の鉄道機器、部品、計測信号システム、線路ソリューションのメーカーは最先端技術を提供しているが、日本市場に占める欧州のシェアは、欧州の平均世界シェアを相当下回っている。日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに認めるのではなく、閉鎖されたシステム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。これは日本特有のソリューションへとつながっている。このことは、ほぼ完全にオープンな統合ソリューションである国際プロジェクトのために製造を行うグローバル・サプライヤーにとってほとんどあるいはまったく意味がなく、また、そうした国際プロジェクトにおいて自社製品で競う可能性を日本のメーカーから奪っている。

**提案：**

- 政府は、国内市場での競争を高めるとともに、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、事業者が性能基準のみを定めメーカーが自由にソリューションを開発・提供するというかたちのオープンな統合鉄道システムを促進すべきである。

### ■ 規格の整合化および認証の相互承認

*年次現状報告：新たな問題。* JR各社合わせて、日本の鉄道の三分の二以上を運営しているのに対し、残りの三分の一は 80 社以上の私鉄等によって運営されている。そのため、日本に輸出される鉄道機器にとって、JRの試験および受入基準が事実上の業界標準となってしまう。規格にそれほど大きな違いはなく、欧州の研究施設で作成されるデータは日本にとっても適切であるのに、日本市場向けには日本での重複した試験が必要とされる。日本での販売向けの試験を行うことを認められた欧州の試験機関は一つもない。重複した試験は輸入のコストを引き上げ、欧州製品の競争力を国内製品よりも低下させる。

**提案：**

- 日本政府と欧州当局は、欧州の機関によって提供される鉄道機器の試験データおよび認証が日本で受け入れられ、その逆もまた受け入れられるようにするメカニズムの確立を目指すべきである。

### ■ GPAに沿ったオープンな調達

*年次現状報告：新たな問題。* 日本とEUはともに、多国間政府調達協定(GPA)の締約国である。GPAは、新しい機器を調達する際に、合意された規則に従わなければならない行為主体を定めており、JRはそうした行為主体の一つに指定されている。安全上の理由で例外を設けることができ、その結果実際上、定められた手続が守られることはたとえあるとしてもまれである。日本市場に参入するには、どのメーカーも事実上JRによる承認を必要とするという意味で、民営化して 22 年にもなるJRがいまだ半独占的立場を保有しているこうした状況をEBCは遺憾に思う。

**提案：**

- 日本の主要鉄道事業者は、調達を行う際にはGPAを守り、実際の安全要求事項についてのみ安全免責条項を用いるべきである。

### ■ 鉄道への投資および環境基準の実施

*年次現状報告：新たな問題。* 環境上の理由から、鉄道輸送の拡大は広く歓迎されている。旅客列車と貨物列車を利用すれば、乗用車と大型トラックの台数は大幅に減る。列車からのCO<sub>2</sub> 排出量は車よりはるかに少ない。日本政府は、政府が発表した野心的なCO<sub>2</sub> 削減目標を達成するつもりなら、鉄道システム、とりわけ貨物向けの鉄道システムにさらに投資しなければならない。一部の推定では、車両や線路に起因する騒音発生量や振動は、新幹線沿線だけでも 12 万世帯を悩ませているとされており、生活の質に悪影響を及ぼすとともに、迷惑と健康問題を引き起こしている。日本は妥当な環境ガイドラインを設けているが、これは任意であり、残念ながら実施されていない。

**提案：**

- 政府は、CO<sub>2</sub> 削減目標達成への主要な貢献手段として、既存および新規の鉄道への投資を促進すべきである。
- 騒音と振動に関する既存の環境ガイドラインを義務化すべきである。



# 医療・衛生

動物用医薬品  
臨床検査機器・試薬（体外診断）  
医療機器  
医薬品  
ワクチン

## Dr. Tadashi Nagata

Chair, Animal Health Committee

(Director, Companion Animal Business Operations, Merial Japan Ltd.)

c/o Merial Japan Ltd.

Sanno Grand Bldg. 8F., 2-14-2 Nagata-cho,

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014

Phone 03-5251-8183

Fax 03-5251-8194

# 動物用医薬品

## はじめに

世界第2位の動物用医薬品市場で年間売上高約830億円にのぼる日本は、欧州の動物用医薬品メーカーにとって重要な市場である。新しい動物用医薬品の安全性、有効性、品質について厳しい要件が設けられているため、開発と登録のコストは必然的に高くなる。ほとんどの革新的な動物用医薬品は現在、少数のグローバル企業によって世界規模で開発がなされている。こうした新しい動物用医薬品は、登録前に欧州と米国での厳しい審査プロセスを経ているにもかかわらず、日本で承認が下りるまでには、薬事法のもと、さらに相当の試験が必要とされる。バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての規制要件は日本ではとりわけ厳しく、したがって、欧州の獣医や動物の飼い主が容易に利用できる製品が、日本では往々利用できない。規制要件の整合化が進めば、革新的な動物用医薬品への動物および動物の飼い主のアクセスは確実に向上するだろう。日本の家畜産業が海外の生産者との競争力を維持するためには、新しい動物用ワクチンや医薬品へのより迅速なアクセスも必要とされる。日本の生産者が競争力を維持できなければ、日本は引き続き輸入畜産物にますます依存するようになり、さもないければ農業補助金を拡大せざるをえなくなるだろう。

動物用医薬品の上市承認は、農林水産省から下りる。食料生産動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与するこの審査プロセスは、複雑かつ非効率的で、類似した関係書類を3つの異なる当局に提出する必要がある。さらに、審査にはきわめて長い時間がかかる。

日本、欧州、米国が参加している「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」(VICH)は、似通った試験の反復を避けるべく、整合化された試験ガイドラインを作成することで、整合化プロセスを大幅に加速してきた。しかしながら、VICHガイドラインは国によって解釈の仕方が異なる場合がある。VICHはいくつかの新しいトピックスに取り組んでいるものの、申請書類のすべての要素をカバーすることからはまだほど遠く、日本独特の規制要件を満たすため、数多くの新試験を付加的に実施する必要がある。例えば、薬局方はまだ十分に整合化されていないため、製品規格は場合によっては日本薬局方に基づいて書き直す必要がある。生物製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、ほとんどの規格項目は、日本独自のものであり、製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要がある。

欧州の医薬品安全性試験実施基準(GLP)や臨床試験実施に関する基準(GCP)に基づいて実施された試験は通常、申請書類に記載することを日本政府から認められる一方、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)の相互承認はまだ存在していない。そのため、日本に輸入される動物用医薬品の製造に従事している海外製造施設は、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。このプロセスは、大量の冗長な管理業務を伴うものである。

2007年に世界動物薬企業連合(IFAH)が実施したベンチマーク調査の発表以降、農水省は、日本における承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる措置の実施面でいくぶん成功を収めてきた。しかし、一部の製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。EU日本経済統合協定は、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。できるだけ早い機会に国家検定を廃止して、統一GMP体制のもとでの製品適合性を確保することによる、動物用ワクチンに関する規制の整合化も経済統合協定のもとで扱われるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品の承認

*年次現状報告：進展。* EUですでに承認された製品でも、厳しい検査と試験を受けてからでない日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。遅れの大きな原因となっていた農林水産省による「ヒアリング」のプロセスおよびその後の委員会審査は改善された。しかし、申請者はまだ、製品の安全性と有効性への関連性がより低い多くの質問に回答する必要がある。一部の委員会審査官のあいだでは、国際的に整合化されたVICHガイドラインについての理解不足がまだ見受けられる。農水省が12ヵ月という標準事務処理期間を定めているにもかかわらず、3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が関与しているため、食料生産動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性がある。農水省は英語の報告書の翻訳要件緩和を前向きに検討しているが、具体的な実施については依然不明である。

#### 提案：

- 日本政府は、製品承認を迅速化し、製品承認申請制度の相互承認を含め国内規制を国際慣行と十分に整合化するため、利用できるあらゆる措置をとるべきである。
- 動物福祉を考慮して、付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 食料生産動物用の動物用医薬品の承認手続きにかかる時間をさらに短縮するため、農水省がイニシアティブをとって厚労省と食品安全委員会との連携を図るべきである。
- 農水省は、できるだけ早急に、英語で書かれた報告書の受入れを実施すべきである。

### ■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

*年次現状報告：進展。* シードロットシステムは、樹立されたマスターシードウイルス／バクテリアから作り出されるワクチン／バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。EBCは、シードロットシステムを導入し動物用ワクチンの国家検定に基づく現行のバッチリリース要件を削減または廃止する農水省の構想を称賛する。しかし、シードロットシステムのいくつかの付加的な適用資格要件について懸念している。マスターシード安全性試験要件も、病原性復帰確認試験についてのVICHガイドラインの枠組みを逸脱している。農水省の最近の要件によれば、ワクチン小分け製品についての不活性試験は、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付けられ、国内で製造された同様のワクチンには義務付けられていない。イヌとネコに関するワクチンの安全性は標的動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するものである。

#### 提案：

- シードロットシステムの適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにすべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活性試験要件は廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。

## Dr. Isao Ikeda

Chair, Medical Diagnostics Committee  
(Representative Director & Chairman of the Board and President,  
Abbott Japan Co., Ltd.)  
c/o Abbott Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg. 4F., 1-9-9 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-8535  
Phone 03-3589-9441; Fax 03-3589-9404

# 臨床検査機器・試薬（体外診断）

## はじめに

臨床検査（検体検査）機器・試薬は、病院、検査センター、診療所、血液センター等での診断学的検査に使用されている。これら検査試薬（製品）は多くの医療現場において必須のものであり、とりわけ疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握、患者のQOLの向上、そして総医療費の節減において欠くことができないものとなっている。これまでの償還価格の度重なる削減の結果、日本の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっている。

EBCは、臨床検査の保険点数（検体検査実施料）を大きく改善した2008年の国民健康保険見直しを歓迎したが、併せて、構造問題にも取り組むことを政府に促す。臨床検査を単なる医療出費として扱い各製品・検査の付加価値を考慮しない、現行の償還価格に基づいたアプローチは、不正確な診断や不必要または不適切な治療、ひいては過剰な医療へとつながる可能性がある。EBCでは、厚生労働省だけでなく経産省や財務省も参加している新医療機器・医療技術産業ビジョンのもとで、体外診断薬がトピックとして導入されたことを心強く思うと同時に、これからも対話に積極的に参加していくことで、我々の新しい観点・論点を通し、製品承認や償還制度といった重要分野において、新規の論議が出来ていくことを切望している。

2006年4月の改定において医療診断手続きおよび設備に対する償還価格は10%削減され、1998年からの累積では約50%の削減となっている。特に2002年、2004年、2006年は、それぞれ二桁台の削減が実施された。ただし2008年の改定は、とりわけ体外診断薬に関しては、前回ほど大幅なものではなかった。

ここ数年間、臨床検査機器・試薬（体外診断薬）に対する法規制の面で、いくつかの改善がみられている。2005年に実施された薬事法改正では、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度を導入することで、これまでの製品承認期間の大幅な改善を計っている。しかし、現実的には大幅な進展は見られておらず、この改善の障害となっているものとしては、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類手法やデータ要件の保存等があげられる。

一方で、2年ごとの診療報酬改定は、償還価格設定の決まった方法についての情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床上、経済上のメリットや製品イノベーションはほとんど留意されないまま、唯一償還価格の継続的かつ大幅な減少をもたらす結果となっている。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目先の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品のもたらす、より長期的な経済メリットを見逃してしまいかねないと思う。

EBCでは、欧州で試験・検査を受け欧州市場向けにCEマークされた（認証された）製品が、日本向けにさらなる試験を受けなければならない理由について、論議が必要であると考えている。EU-日本間の規格の相互受け入れと相互認証制度は、日本の消費者により広範囲の製品をよりタイムリーに提供をすることのみならず、日本のメーカーにもヨーロッパにおける大きなビジネスチャンスをもたらすものと考えている。臨床検査機器・試薬（体外診断薬）の「規格の相互受け入れ」と「相互認証制度」は、EU日本経済統合協定に盛り込まれるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品承認と円滑な導入

*年次現状報告：進展なし。*日本の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。リスク分類や安全対策の強化などを目指した、大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、しかるべき方向へ向かう重要な第一歩となっているが、解決すべき問題が依然として多い。こうした法規制の側面に加え、日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続を技術的に時間のかかる、且つ無駄の多いものになっている。これにより、多くの製品に於いてそれらの申請手続を開始することができなくなっており、こうした状況は早急に打開すべきである。一方、欧州では2000年6月に体外診断薬指令 (IVDD) が施行され、以降、CEマークの付いた製品は欧州経済地域内での自由な移動を認められている。IVDDは、国境を越えて統合された規格・制度使用の好ましい事例と考えられる。

#### 提案：

- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された製品と同等のものとして、認証・受け入れをし、製品承認プロセスを効率化すべきである。製品申請のために日本だけで要求される特殊なデータ要件を排除すべきである。

### ■ 診療報酬償還制度

*年次現状報告：進展。*EBCは、臨床検査の価値に対する認識向上に伴い政府が臨床検査の償還価格（検体検査実施料）を大きく改善した2008年の国民健康保険見直しを歓迎した。欧日双方のメーカーにとって魅力のある臨床検査市場を創出するためには、臨床検査の償還価格体制の構造的問題にも取り組むべきである。検査項目が同じならば、たとえ検査の質、スピード、患者治療への貢献度が異なっても同じ償還価格が相変わらず適用されているため、依然として、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

#### 提案：

- 臨床検査の償還価格（検体検査実施料）は、検査の品質（精度、正確性、検査体制の認証）、スピード（緊急対応、外来患者の緊急検査）、総括的な患者ケアへの貢献（院内感染管理、リスク管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報）等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。
- 日本政府は、すでに市販されている製品の性能を評価する定期的性能評価制度を設けるべきである。

### ■ DPC（診断群分類）

*年次現状報告：進展なし。*2003年に特定機能病院においてDPCが導入された。この制度の導入により、導入先病院はコスト削減や業務のアウトソーシング等に取り組むこととなり、その取り組みは、これまで実施してきた臨床検査数（検体検査数）の削減へと進んできている。このようなコスト削減を最優先させる施策が取り続けられることは、臨床検査（検体検査）の根本的なインフラの悪化を招くこととなる。

#### 提案：

- 日本政府は、臨床検査の効果的な利用を促進するために、医学界の協議に基づき、ガイドラインを策定すべきである。これを通し、診療の質を向上させ、誤診リスクを低減し、そして総医療費の節減を目指すべきである。

## Mr. Seiji Kamijo

Chair, Medical Equipment Committee  
(President & CEO, Philips Electronics Japan, Ltd)  
c/o Philips Electronics Japan, Ltd.  
Philips Bldg., 2-13-37 Konan  
Minato-ku, Tokyo 108-8507  
Phone 03-3740-5001  
Fax 03-3740-5012

# 医療機器

## はじめに

日本の医療は、日本が世界最長の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。しかし、特定サービスの構造的な過剰消費や入院日数の圧倒的な長さといった制度面の非効率に早急に対処する必要がある。医療制度の財源調達方法と、少子高齢化は、抛出の減少と消費の増大を招いている。日本国民の期待する、より高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。効率的な医療機器は、個々の患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減ももたらす投資と捉えられるべきである。しかし、現行の規制構造や償還制度は、そうした医療機器の日本市場導入の阻害要因となり、中国や韓国を含む他の先進諸国で利用されている製品へのアクセスを日本のそれを必要とする患者から奪っている。EUや米国で製造販売されている医療機器のうち、日本で入手できるものはそのうちの50%にすぎない。

EBCはかねてから、日本の医療制度への革新的な新医療機器の導入に関連した時間とコストの削減を求めてきた。薬事法の改正を機に承認手続の短縮を促進し、日本の規則をグローバルスタンダードに沿ったものにするという本来の政府の意図とは裏腹に、改正薬事法は残念ながら承認に要する時間の長期化につながってきた。こうした結果の大きな要因となっているのは、臨床試験実施に関する基準(GCP)や医療機器品質管理システム(QMS)に関連した国際基準と日本のガイダンスとの相違である。

欧日ともに承認・上市には、医療機器の臨床面の安全性と性能面で満足の行く証拠が必要とされる。厚生労働省の情報では、市場導入前の承認のために臨床試験データが必要とされる医療機器の大半(約70%)のケースでは、日本国外で収集されたデータが単独または主要臨床データとして受け入れられるとされている。しかしながら、そうしたデータが受け入れられない場合は、日本で新たに臨床試験を実施しなければならず、さらなる大幅な遅延と費用をこらむこととなる。

外国の臨床試験データが日本国内では受け入れられない重要な理由の1つは、厚生労働省のGCP要求事項への不適合がある。国際規格ISO14155は、欧州や諸外国では医療機器臨床試験実施基準のGCPとして一般に受け入れられているのに対し、厚労省は日本特有のガイダンスの遵守を義務付けている。双方の体制間に科学的に重要な相違は存在しないが、実質とは無関係のいくつかの相違が、多額の管理コストと新データ要求につながっている。欧州では、メーカーはQMS要求事項への適合確保を義務付けられ、欧州医療機器指令のQMS要求事項への適合を実証する根拠として、国際規格ISO13485が一般に適用される。同様に日本でも、厚労省は、実質的にISO13485に基づき、医療機器QMSガイダンスを公表している。しかしながら、両システムはまったく別個のものであるため、メーカーは審査手数料や検査の重複に悩まされている。日本では、医療機器の承認・上市に必要なQMS監査の(とりわけ)実施時期に左右され、往々にして承認の遅れが発生し、メーカーと最新技術を利用出来ない患者の双方にとっての相当の損失につながっている。

EU-日本間の経済統合協定は、一方の市場で認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられることを保証すべきである。そうした措置はコストを低下させ、現在世界市場のほぼすべての医療機器がEN規格に従って認証されていることから、長期的には日本と他の先進諸国との医療機器ギャップをなくすことになろう。共通の臨床試験実施に関する基準および医療機器品質管理システム規制を設けることによる医療機器認証の相互受け入れに特に重点を置くべきである。

Astra Tech  
B.Braun Aesculap Japan  
Biotronik Japan  
Coloplast  
Dornier MedTech Japan  
Draeger Medical Japan  
Edaptechnomed  
Elekta  
Gambro  
Invatec Japan  
Japan Life Line  
Japan MDC  
JIMRO

Johnson & Johnson Family of Companies  
Laerdal Medical Japan  
Lima Japan  
Molnlycke Health Care  
Nippon BXI  
Nobel Biocare Japan  
Philips Electronics Japan  
Radiometer  
Sata  
Senko Medical Trading  
Siemens-Asahi Medical Technologies  
Smith & Nephew Wound Management  
Sorin Biomedica Japan

## 主要な問題および提案

### ■ GCPとQMSの相互承認と整合化

*年次現状報告：進展なし。* 2005年の薬事法改正の主な理由の1つは、GHTFによって勧告された国際基準への国内規則の整合化による日本市場への医療機器の上市を促進することだった。しかし、GCPとQMSは国際基準に沿った完全な形では実施されなかった。日本のGCPガイダンスが医薬品、医療機器、生物由来製品の臨床試験に適用されるのに対し、このISO規格は医療機器試験専用である。このことは若干異なった要求事項を生み出し、外国メーカーは、国際的に認められたGCPに適合し、より広範囲の医療関係製品に適用される一般的なガイドラインを見直すことが必要になる。医療機器製造のQMSは、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)に類似している。欧州や日本その他では、QMSは、初期の設計段階から上市、さらには製品陳腐化段階までにわたって医療機器の品質、安全性、性能を確保するための基礎となっている。QMS要求事項への適合は、欧日いずれの規制システムのもとでもメーカーの義務となっているが、両システムが別個のものである点の、品目ごとのQMS調査の重複は、上市の大幅な遅れにつながっている。

#### 提案：

- 日本政府は、海外で作成された臨床試験データを受け入れることや、日本のGCPガイダンスを国際基準と整合化することによって、医療機器認証手続を短縮すべきである。さらに、差し当たっては、欧州の基準に従って作成された臨床データを日本でも通用するものとみなす方向へ向け努力すべきである。
- 日本政府は、上市承認の交付目的では、EUの関係公認認証機関によって実施されたQMS監査を、品質管理システム要求事項への適合の証拠として原則的に十分なものと認めるべきである。

### ■ 償還価格

*年次現状報告：進展なし。* 保険償還制度のもとでの払戻価格の2006年の改定は、合計600億円相当の医療用材料価格削減につながった。34種以上の製品区分において、償還価格が25%以上削減された。この史上最大の削減の理由は、内外価格差を是正することだとされたが、市場価格水準を直接比較することのメリットは明らかに限られている。政府は、さらなる削減を追求して、毎年定期価格改定を導入し、参照として他のアジア市場での価格を用いることを検討している。長い目でみるなら、これは日本市場で活動する外国メーカーの利益を損なうことにしかならない。償還価格設定は現在、薬事法で定められた安全、審査手続の後に決定されるが、これでは日本と他の先進諸国の間に生じた「デバイスラグ」をさらに悪化させる。

#### 提案：

- 政府によって設定される医療機器の償還価格は、製品の技術的高度さと関連の研究開発コストをよりよく反映すべきである。また、面倒な認証手続や、審査承認タイムラグに起因する、日本でのみ使用される機器のための古い生産ラインの維持といった、日本特有の営業経費を反映すべきである。日本政府は、C1およびC2区分の機器についての安全性審査手続の終了時ではなく、より早い段階での償還価格設定の申請を認めるべきである。

# 医薬品

## はじめに

2007年度の日本の国民医療費は34兆円であり、人口の高齢化や医療の高度化などの理由により10年間で19%増加している。一方、薬剤費は国民医療費の約21%を占めるが、10年間での伸びはわずかに3%である。これは主として次の2つの理由による。第一に、政府は医療費削減の一環として後発品の使用促進を進めており、2012年度には後発品数量シェア30%を目指しているため、第二には、政府による現行の薬価政策により、製薬産業がその研究開発投資費用を回収するためには、きわめて長い時間が必要とされるためである。この結果、他の国では使用可能な医薬品が日本では使用できないというドラッグラグの問題が大きくクローズアップされるとともに、未だ医療ニーズが十分に満たされていない領域での革新的新薬の創出が遅延している。

現行の薬価制度では、革新的新薬であっても多くの場合薬価が下がり続ける。この制度は、膨大な研究開発投資を伴う新薬の開発を行う企業にとっては大きな問題である。日本製薬団体連合会は、2008年に中央社会保健医療協議会の薬価専門部会で薬価維持特例制度を提案した。本提案は、特許/再審査期間中は新薬の薬価を維持し、新薬開発への再投資を活性化することを目指したものであり、これにより革新的新薬の創出やドラッグラグの解消につながることを期待される。EBCは本提案を支持する。一方、医薬品医療機器総合機構(PMDA)は2007年に審査手数料を引き上げ、審査官を増員するとともに人材育成を行い審査期間の短縮と審査の質の向上に努めている。同時に医薬品の安全性の保証に関してもこれまで以上に積極的な取り組みを始めている。また、日本政府は国内の治験環境の改善とともに、医薬品開発の国際協力への積極的な参加を奨励している。医薬品開発に対する日本政府・規制当局のこうした取り組みをEBCは支持するとともに、継続的な対話を通して目標が達成されるよう注意深く見守っていく。

世界の医薬品業界は、整理統合を図りますますグローバル規模の創薬へとその重点を移している。現在では、多くの日本の製薬会社もグローバルな同時創薬のメリットを認識している。グローバルスタンダードとは多くの面で異なっていた日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準(GCP)は、ICHの推進により着実に前進していると言える。しかし、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)の相互認証協定(MRA)の拡大については進捗が見られない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他のすべての製品については製造施設の検査の重複につながっている。そのため、潜在的に上市までの時間が長引くとともに、業界にコスト増加がもたらされている。共通の規則を策定することによって、EUと日本は、医薬品開発における協力を拡大し、上市コストを削減し、そうすることで国内産業の競争力を大幅に向上できるであろう。

EBCは、PMDAがその処理能力を向上するために取り組んでいる計画を歓迎する一方で、欧州市場で流通している医薬品に関して、欧州医薬品審査庁(EMA)によってすでに保証済のデータと評価を積極的に利用することを日本政府に要請する。医薬品開発に関するEUガイドラインの多くは、日本での医薬品開発にも有用であろう。EUガイドラインをさらに幅広く参照し、海外データの利用を拡大することは、コストを大幅に削減し、上市に要する時間を短縮し、EU-日本間のドラッグラグをなくし、患者、社会、業界のすべてに利益をもたらすであろう。最終的に、EUと日本は、さらなるイノベーションを促進するために、申請データとブランド名の保護の確保にも協力して取り組むべきである。日本は、イノベーションが栄える環境を整備しなければならない。イノベーションは、患者のQOLの向上、社会コストの低下、力強い産業成長につながる。欧州との積極的な協力は、こうした目標すべてを達成するきわめて費用効率の高い方法である。EU-日本間の経済統合協定は、医薬品の品質および非臨床分野、臨床開発やデータ保護に関するガイドライン、新薬のブランド名に関するルールなどについて相互認証協定の範囲を拡大すべきである。

Actelion Pharmaceuticals Japan	Janssen Pharmaceutical
Amersham	Lundbeck Japan
AstraZeneca	Merck Serono
Bayer Yakuhin	Nihon Servier
Bracco-Eisai	Nippon Boehringer Ingelheim
Chugai Pharmaceutical	Novartis Pharma K.K.
CSL Behring	Novo Nordisk Pharma
Ferring Pharmaceuticals	Pierre Fabre Dermo-Cosmetiques Japon
GALDERMA	sanofi-aventis
GlaxoSmithKline	Solvay Seiyaku
Guerbet Japan	UCB Japan

## 主要な問題および提案

### ■ 薬価算定に関する改革

*年次現状報告: 若干の進展。* 2008年の制度改革により、新薬の革新性の評価の面で加算率の改善及び有用性加算の要件の緩和等、前向きな対応がなされた。しかし、現行の薬価制度では知的財産権を保有している革新的な医薬品であっても薬価が下がり続け、イノベーションの評価は十分とは言えない。新薬のイノベーションを評価する抜本的改革として、特許期間あるいは再審査期間中は薬価が下がらず薬価を安定化させる、業界が提案した新薬価制度(薬価維持特例制度)が早期に導入されることが必要である。個々の医薬品を適切に評価し、イノベーションが報われ、知的財産権が尊重される、新しい薬価制度が日本には必要である。

**提案:**

- イノベーションが報われ医薬品の価値がより適切に評価されるよう、日本政府は薬価基準制度を抜本的に改めるべきである。

### ■ 臨床研究環境の整備

*年次現状報告: 限られた進展。* 文部科学省と厚生労働省により2007年に発表された「新たな治験活性化5か年計画」の実行と浸透が治験実施環境の改善のために重要である。発表後2年を経過して、治験手続きの簡略化、国際共同治験を実施する医療機関のインフラの整備、症例登録スピードについては、限局的ではあるが改善がみられた。現在5か年計画の見直し期にきており、今後の更なる発展が期待される。

**提案:**

- 治験関連書類とプロセスの更なる簡素化および統一が必要であると同時に、効率的なSDVのあり方を検討する必要がある。一方、治験ネットワークをさらに充実・活性化させることにより効率的な治験の実施が可能となる。これらと合わせて、適切な治験費用について見直す必要がある。

### ■ 新薬の上市

*年次現状報告: 限られた進展。* 「新医薬品の承認審査における申請者と医薬品医療機器総合機構(PMDA)の情報共有化について」により、審議の順番の明確化、CTDの改定回数の減少等が行われたことをEBCは歓迎する。また、審査スピードを改善するために、PMDA審査部が再編(第5部の新設等)され、更に事前評価面談が開始されたことを評価するが、これらの改善が審査の効率化へつながるか否かは現段階ではまだ判断できず、注視する必要がある。製造販売後の安全対策について、PMDAでの安全対策にかかわる人員が大幅に増員された。また、安全対策の見直しが官民合同のタスクフォースによって開始された。これらがもたらす効果についても今後の評価を待つものである。

医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)についてのEU-日本相互認証協定はまだ限られており、すべての非固形製剤の検査・検定の重複によって引き起こされる潜在的な遅れにつながっている。

**提案:**

- 安全性対策に関する国際標準とのハーモナイゼーション(サーベイランスからビジュランスへ)を進め、医薬品のリスク評価に対する海外情報を積極的に活用する。同時に、ITの活用により安全性情報を効率的に収集・伝達し、合わせてPMDAによる安全性評価の透明性を高める。また、医薬品の安全性における、国、医療機関、企業の役割をより明確にすることも必要である。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定を、非固形製剤も含む方向へ拡大すべきである。

## Dr. Shunjiro Sugimoto

Chairman, Vaccine Committee, EFPIA Japan  
(Director, Biologicals, GlaxoSmithKline.K.K.)  
c/o GlaxoSmithKline  
6-15, Sendagaya 4-chome  
Shibuya-ku, Tokyo 151-8566  
Phone 03-5786-5327  
Fax 03-5786-5260

# ワクチン

## はじめに

日本のワクチン市場規模は5億7000万ユーロで、世界ワクチン市場に占める比率はわずか5%である。対照的に、日本の医薬品市場は世界の医薬品市場の10%を占めている。これまでのところ、日本のワクチン市場は98%以上が国内製造のワクチンで占められており、他の先進諸国で入手可能な最新のワクチンは日本では利用できない。事実、日本は長期に渡り他の市場に遅れをとっていたが、その傾向はますます顕著になりつつある。EUや米国において広く使われているMMR(麻疹・おたふくかぜ・風疹)ワクチン、ロタウイルスワクチン、HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン、IPV(不活化ポリオ)ワクチン、接種回数を減らし接種率を高める混合ワクチン、7価肺炎球菌(Pneumococcal 7v)ワクチンなどのワクチンは未だ利用できない状態である(HPVワクチン、および7価肺炎球菌ワクチンは本年10月に承認される見込み)。

また、従来よりその脅威が懸念されていたインフルエンザパンデミック(A/H1N1)がメキシコで発生し、瞬く間に世界全体に伝播した。6月にWHOは、最高度の警戒レベルであるPhase6を宣言し、グローバル対応を呼びかけている。これに呼応し、各国・地域の感染症対策機関が協力し、原因ウイルスを分離・解析し、抗ウイルス薬の効果を確認すると共に、ワクチンの製造が日本も含む各国のメーカーで始まっている。その一方で、少子高齢化がもたらす財政面の制約は、日本の医療制度全体を圧迫している。このような状況下、予防医療の役割はますます重要になっている。ワクチンは、医療費の大幅な抑制および予防可能な病気から日本国民を守るというベネフィットを持つ。ワクチンが、日本の将来の予防医療で一層大きな役割を果たしうことは明らかである。

過去10年間に日本で研究・開発された新規ワクチンは1つもなく、主に外国企業により開発されたごくわずかの新規ワクチンが上市されているにすぎない。日本における新規ワクチン開発に向けての取り組みは、諸外国に比べ極めて低い。この原因は、国内製造ワクチン供給政策のような歴史的な要因に起因すると思われるが、生物学的製剤に関する臨床開発ガイドラインや海外製品規格の認証が存在しないことも、日本におけるワクチン開発を困難かつ時間のかかるものにしてしている。

公衆衛生的観点から見ても、海外では通常使用され容易に手に入る新規ワクチンを用いれば防げるはずの疾病が日本では発生するリスクが存在する。

最近の日本でののはしかの発生は、最新のワクチンとそれを支えるワクチン政策の必要性を国民に再認識させるものであり、政府は政策の再構築を開始している。ワクチン政策の変化の兆しが見られているものの、この変化はまだ具体的な措置となって現れてはいない。2007年に厚生労働省が発表した「ワクチン産業ビジョン」は、ある種の方向性と、厚生労働省、医学界、ワクチン産業界間の対話の機会を提供した。

EBCは政府に対し、こうした対話への取り組みを推し進め、日本国民にとっての予防医療の改善に寄与する革新的なワクチンの開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を実施するよう促す。日本には臨床開発ガイドラインが存在しないが、欧州医薬品審査庁(EMA)の臨床開発ガイドラインが参考になる。EUで承認されたワクチンは、日本でも入手可能であるべきである。臨床開発ガイドライン及び生物学的製剤の規格の整合化は、EU日本経済統合協定に盛り込まれるべきである。現在これらの整合に向けた活動が厚生労働研究として進行中であり、その成果が期待される。

## EFPIA JAPAN Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan	Janssen Pharmaceutical
Amersham	Lundbeck Japan
AstraZeneca	Merck Serono
Bayer Yakuhin	Nihon Servier
Bracco-Eisai	Nippon Boehringer Ingelheim
Chugai Pharmaceutical	Novartis Pharma
CSL Behring	Novo Nordisk Pharma
Ferring Pharmaceuticals	Pierre Fabre Dermo-Cosmetiques Japon
GALDERMA	sanofi-aventis
GlaxoSmithKline	Solvay Seiyaku
Guerbet Japan	UCB Japan

## 主要な問題および提案

### ■ ワクチンギャップ

*年次現状報告：若干の進展。* 海外で広く使用され容易に手に入る多くのワクチンが日本ではまだ利用できない。日本は世界第2位の経済大国であるが、日本国民が利用できるワクチンの数は、欧米で利用可能なワクチンの数より、明らかに少ない。ワクチンギャップと呼ばれるこの現象は、効率の低い予防医療や、予防可能な感染症の治療という間接コストの増大をもたらし、国内外の公衆衛生に悪影響を及ぼしている。

**提案：**

- 日本政府は、国際標準のワクチンを日本で利用可能にすることにより、日本と他の先進国との間のワクチンギャップを解消すべきである。

### ■ EUとの臨床開発ガイドライン及び生物学的製剤の規格の整合化

*年次現状報告：進展。* ワクチンに関する明確な臨床開発・薬事ガイドラインが存在しないことは、生物学的製剤基準(MRBP)に含まれる日本独自の規格と相まって、日本における健全かつ競争的なワクチン産業の発達を妨げている。日本の薬事規制のアプローチがEUの薬事規制と異なっているため、日本国民は、海外の既存のワクチンで予防しうる感染症の脅威からの保護の度合いが相当低くなっている。EBCは、ワクチンの非臨床、臨床、アジュバントの諸ガイドラインの確立を目的としたワーキンググループの設置における厚生労働省の最近のイニシアティブを歓迎する。また、MRBPの改訂にむけて、従来のメンバーに加え、今回新たに国内外のワクチンメーカーをメンバーに加えた。

**提案：**

- EUと日本は、明確な使命、確定した期限およびマイルストーンを有する専門家グループを通じて、ワクチンの標準および技術規格の整合化のため、共同で至急取り組むべきである。ワクチンの臨床開発に関するガイドラインについては、欧州医薬品審査庁(EMA)等の他の規制当局の例の中から最適の例を見出し、ワクチン開発投資等が行われる前の可能な限り早期に、ワクチン製造業者に対し、承認要件について明確な方針を示すべきである。臨床開発のスピードアップのため、政府は、海外の臨床データを受け入れることにより、不要な臨床試験の反復を避けるべきである。

### ■ 新規ワクチンの公的財源確保

*年次現状報告：進展なし。* 日本ではワクチンは国民健康保険制度の対象外となっているため、現在開発中の新規ワクチンが、それを最も必要とする人々が利用できないおそれがある。公的財源でカバーされているのは、日本で利用可能なワクチンの40%にすぎない。さらに、財源を提供しているのは国ではなく地方自治体であるため、必然的に地域格差の発生や、財政が逼迫している地方での予防接種率の低さをもたらしている。国民健康保険制度は、医薬品のための標準医療費拠出制度として確立しており、国民、医療従事者、および医薬品業界に受け入れられている。国民健康保険制度は、社会的格差にかかわらず平等に医療を提供し、現在のワクチンの場合のように、地方自治体の財政状態の違いに左右されることはない。

**提案：**

- ワクチンに関する現行の地方自治体財源制度よりも優れた、より一貫性あるアプローチを有する国民健康保険制度にワクチンを組み入れるべきである。



# 消費財

化粧品  
酒類  
食品

# 化粧品

## はじめに

欧州企業は、消費者にとって価値のある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。欧州の製品は、からだを清潔かつすやかに保つのを助けたり、厳しい天候が肌にもたらす影響を防止したり、虫菌や細菌の蔓延を予防したり、容貌を良くしたりといった様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与する。欧州企業は、新しい成分や技術の研究開発への投資、有効性と安全性についての臨床研究の実施、科学知識のグローバルな発展の注視、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理基準（GVP）と製造販売品質保証基準（GQP）を順守するために厳格な市販後監視・管理要件を満たし、またはその要件を上回ることにより、品質、効能、安全性、環境持続可能性を確保することに努めている。

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2008年の売上高は1兆5000億円であった。日本は同年には1,710億円相当の化粧品を輸入し、1,110億円相当を輸出したが、その内、欧州からの輸入は900億円相当、輸出は120億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の大半が欧州から輸入されているのは、日本の消費者がその価値を認めている証しといえる。しかしながら、透明性が不十分な規制、諸外国との整合性が低い基準、複雑な承認・製造基準等の日本市場特有の環境のために、欧州企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しいのが現状である。その結果、世界各国で販売されている欧州製品の中には、臨床的に証明された効能を持つにもかかわらず、日本市場に導入するまでに時間のかかるものがある。また医薬部外品の中には新有効成分や非有効成分を含むものもあり、それらの成分が日本で承認を得るのに時間がかかり過ぎたり、承認を得るのが難しいため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および非有効成分についての情報は非常に限られている。またEUと日本は、化粧品で認められる成分をネガティブリストとポジティブリストに収載管理する上で異なる規定を適用している。化粧品で使用する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品で同じ有効成分を使用する場合、長い承認過程を経なければならない。既存承認基準による製品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準を満たすべき方法についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。場合によっては、化粧品の広告で認められている効能表現が、同じ有効成分を使用する医薬部外品の広告では、たとえ臨床データによる裏付けがある場合でも認められないことがある。また医薬部外品を一部変更した場合、変更申請が承認された後には変更前の旧製品は出荷判定を受けることができない。一部変更の承認が下りる時期を予測することは困難であるため、船便で貨物を輸入する企業は、安定供給を確保するため日本国内に大量の過剰在庫を抱えることになる。これは不必要なコストにつながる。

グローバル化により、新たな効用をもった、より多様で高品質、低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされてきた。しかし欧州企業は、世界各国の多種多様な品質・効能・安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要がある。これは、複雑さとコストの大幅な増大につながる。規制の透明性を向上させ、承認過程を合理化し、日本・EU間の規制の調和を推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、医薬部外品に関する規制調和、化粧品の効能・効果の範囲拡大、ポジティブリストとネガティブリストの整合化を相互間で交渉することによって、リーダーシップを発揮すべきである。EBCは「化粧品規制協力国際会議（ICCR）」におけるEUと日本によるリーダーシップ拡大も強く支持する。ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、通商についての障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制の協調・調和を推進する方法について協議する国際組織で、米国、日本、EU、カナダの化粧品規制当局から構成される。

## 主要な問題および提案

### ■ 医薬部外品の規制・制度

*年次現状報告: 限られた進展。* 2008年12月、厚生労働省は業界の要望に応じて、いわゆる薬用化粧品中の既承認有効成分リストを開示した。

**提案:**

- 標準的な承認申請と添加物の単純な変更に必要な時間を短縮すべきである。前例の開示などを含めて、既承認有効成分リストの内容を拡大し、透明性を高めるべきである。一部変更承認後、一部変更前の製品でも出荷判定及び販売を行える猶予期間を設けるべきである。

### ■ 化粧品の効能・効果の範囲拡大

*年次現状報告: 進展なし。* 化粧品についてあらかじめ規定された55の効能の範囲は、研究と技術の進歩や、消費者のニーズをより一層満たすよう改良された製品を考慮に入れていない。

**提案:**

- 日本は「乾燥によるシワを目立たなくする」や「紫外線による肌の光老化を防ぐ」といった、製品の新しい効能表現を認めるべきである。

### ■ 化粧品成分の透明性向上

*年次現状報告: 若干の進展。* 厚労省は、どの薬用成分が化粧品での使用を禁止されたカテゴリーに該当するかに関する透明性を向上させる通知を发出してきた。しかし、ポジティブリストとネガティブリストの整備における日本-EU間の不一致はまだ対処されていない。

**提案:**

- EUと日本は、成分規制の調和に取り組むべきである。

### ■ すべての市場参加者への同一基準の適用

*年次現状報告: 進展なし。* 化粧品と医薬部外品のメーカーおよび輸入業者は、安全性と品質を監視するための市販後監視・管理体制の実現に相当の資源を費やすことを法律で義務付けられている。しかしながら、並行輸入業者はこうした要件に従わず、場合によっては、登録商標を違法に使用したり、日本で承認されていない成分を使用する製品を輸入したり、ラベルが損傷または紛失した製品や有効期限を過ぎた製品を販売したりしている。

**提案:**

- 安全性と品質に関する同一の法定要件をすべての市場参加者に確実に順守させるべきである。

### ■ 動物実験代替法

*年次現状報告: 進展なし。* 世界の化粧品産業は、安全性を確認するための動物実験代替法の開発や妥当性確認に取り組んでいるが、厚生労働省は未だに動物実験を義務付けており、代替法の妥当性確認を行っていない。

**提案:**

- 日本は、JaCVAMに沿った動物実験禁止体制のもとで開発された製品を受け入れるシステムを策定し、3Rの原則に基づく動物保護環境を確立すべきである。

### ■ 紛らわしい二酸化炭素排出量表示の回避

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本政府は、二酸化炭素排出量を算定する方法の認証制度を導入し、製品ラベルでの数値表示を推進している。しかし、妥当性確認が不十分なデータセットは正確な数値ラベルの作成を困難にしている。また諸外国と一致しない方法は貿易障壁となるおそれがある上、この表示は環境持続可能性を促進する他の方法から目をそらさせてしまうことが危惧される。

**提案:**

- 二酸化炭素排出量数値のラベル表示よりもむしろ、技術的に妥当で世界的に調和された基準に基づく、ライフサイクルアセスメント等のより幅広い持続可能性の枠組みを推進すべきである。

## Mr. Fabrice Audan

Chair, Liquor Committee

(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)

c/o Pernod Ricard Japan K.K.

5F Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg.

2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004

Phone 03-5802-2670

Fax 03-5802-2677

# 酒類

## はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、酒類の年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売量で見ると、外国産輸入品は日本の酒類市場全体（ビールおよびビール類似品を含む）のわずか3.7%を占めるにすぎず、日本の生産者が市場全体の96.3%近いシェアを握っている。

日本政府は税率の顕著な引き下げを実施してきたが、日本は、製品定義の国際基準の適用面と、市場アクセスにのっての非関税障壁の撤廃面で諸外国に遅れをとっている。

過去数年間、欧州産酒類の販売にのっての日本における市場条件は、一連の改革と規制緩和を通じ、大幅に改善した。世界貿易機関(WTO)裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒すなわち焼酎と、輸入酒類の間の酒類税率の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を撤廃していたが、こうした進展に続いてさらに2003年、小売業免許取得者間の最低距離基準の要件を廃止することによって、小売業の規制緩和が試みられた。規制緩和は、緩和が適用されない多数の指定「緊急調整地域」によって一時的に骨抜きにされたが、幸い、そうした特例措置は2006年9月までに打ち切れ、小売業の規制緩和が一律に適用された。2006年、財務省は、酒税カテゴリーの合理化と税率の調整を伴う、酒税制度の長期的改革を目指したプログラムに着手した。

改革プログラムによって構想された目標は建設的だが、プログラムの特定の規定は、現行の製品分類を含め、WTO裁定や国際基準に適合していない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに含める長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税カテゴリーを定める際には生産・消費面での代替可能性の水準が最優先の決定要素であるべきだとした1998年のWTO裁定に反している点を危惧する。これとは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を実施しており、したがって、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ別個の一般カテゴリーとされ、その国を代表する酒類製品についての特種カテゴリーを設けてカテゴリーが補完されている。

正確な製品定義の欠如と課税目的での分類は、国内生産者を間接的に保護し、長期的には欧州企業の競争力を制限することになる。EUと日本はEU-日本経済統合協定内でアルコール飲料の関税を撤廃し、国際基準・仕様に沿った酒類の定義とカテゴリーを採用すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品定義

*年次現状報告：進展なし。* アルコール飲料の製品定義が大まかであり、製法や地理的表示に基づく国際的に受け入れられた製品仕様に適合していない。「ウイスキー」や「リキュール」の名称で販売される日本の酒類の多くのブランドは、欧州ではそうした名称の製品としては販売できないだろう。焼酎や日本酒といった国産製品は、欧州から輸入される正当なウイスキー、リキュール、コニャックとは同じ酒税率の適用を受けない。これはコスト低下の形で国内生産者に競争上の優位性をもたらす。そうした不正確な定義の使用は、国内生産者に不公正な競争上の優位性をもたらし、日本の消費者を惑わし、本物の欧州産酒類の品質とブランド・インテグリティを損なうものである。

**提案：**

- 日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

### ■ 販売免許

*年次現状報告：進展。* 2006年、最低距離基準や人口基準といった小売業免許要件が廃止された。しかし、卸売業と小売業の免許申請は依然として複雑であり、明確で透明性のある一貫したやり方で処理されていない。

**提案：**

- EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を支持し、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に要請する。

### ■ 酒税

*年次現状報告：進展なし。* 現行の酒税制度は複雑であり、ビール、ワイン、蒸留酒には10種類の税率が適用される。財務省は日本酒の税率をワインに適用する意向を表明しているが、そうなると、税率が現在の1リットル当たり80円から、120円に引き上げられるおそれがある。

**提案：**

- 課税目的でのアルコール飲料の分類は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品を区別している欧州や米国と同じカテゴリーを用いるべきである。

### ■ 関税

*年次現状報告：進展なし。* 1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。しかし、スパークリングワイン、スティルワイン、シエリー酒、酒精強化ワインには依然一定の関税が適用されている。

**提案：**

- EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

## Mr. Benoit Chauvel

Chair, Food Committee

(President, Nichifutsu Boeki K.K.)

c/o Nichifutsu Boeki K.K.

DF Kasumigaseki Place

3-6-7 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013

Phone 03-5510-2664

Fax 03-5464-5552

# 食品

## はじめに

日本の経済と食品市場は共に世界第2位にランクされている。日本の食品小売市場規模は約38兆円(約2400億ユーロ)である。日本の加工食品市場規模は1400億ユーロで、これは世界合計(1.2兆ユーロ)の約11%である。食品加工産業は約1500億ユーロの規模をもつと推定され、エレクトロニクスおよび自動車製造に次ぐ日本第3位の産業分野となっている。

日本の食料輸入先は、米国(全体の22%)、中国(17%)、オーストラリア(8.5%)、カナダ(5.6%)、タイ(5.3%)、フランス(3.3%)、チリ(2.9%)、ブラジル(2.7%)、韓国(2.5%)、ニュージーランド(2.1%)である。これら上位10カ国で食料輸入全体の72%を占めている。この中に欧州の国が1つしか入っていないのは注目に値する。

農林水産省は、日本が消費カロリーの60%以上を輸入品に頼っているという事実を一貫して強調する(カロリーベースの食料自給率)。しかし、国際的に行われているように、消費に関する輸入品の価額で見れば、日本の自給率は66%で、これはイタリア(89%)やドイツ(73%)よりは低いが、例えば英国(49%)よりは高い(金額ベースの食料自給率)。国民一人当たりの食品輸入額を見てみると、日本の数字(年間330ドル)は、ほんの二、三の例を挙げてみても、フランス(607ドル)、ドイツ(698ドル)、英国(756ドル)の数字を相当下回っている。

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらく、輸入加工食品には不利にはたらく。他の先進国と比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。ほとんどの輸入加工食品は、差別化こそが、ますます価格主導化する市場において生き延びる唯一の望みであることを経営者が認識している、比較的少数のグルメ/高級スーパーマーケットに活路を見出さなければならない。

EBCは、日欧両地域において安全で高品質の食品を消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。最終的には、日欧が近しく共有する原則が、EU-日本経済統合協定の確立を強力にサポートするものと確信している。そうした協定のもとで、食品のすべての関税、輸入割当、最低価格、国営貿易は廃止されるだろう。

この目標を念頭に、日本の食糧供給改善に組織的に取り組むことで、既存の無益な慣行を洗い出して撤廃し、食品の選択肢、安全性、値ごろ感という供給システムの3つの基本要件を改善する新しい機会を見つけ実現することができるだろう。本報告書は、そうした枠組み内で取り組むことができると思われるいくつかの分野にハイライトを当てる。すなわち、関税、食品安全性、物流である。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税

*年次現状報告: 進展なし。*多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター(輸入税率35% + 1,159円/kg)、チーズ(26~40%)、業務用チョコレート(29.8%)、菓子類(25%)、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ(21.3%)、ハーブティー(15%)などである。

**提案:**

- 日本とEUの政府は、EU-日本経済統合協定の一環として食品の関税を廃止すべきである。

### ■ 食品添加物

*年次現状報告: 若干の進展。*厚生労働省は2002年12月、厚生労働省自身が「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」とする46品目の添加物のリストを定めた。この46品目のうち、本稿執筆時点までに日本国内での使用が承認されたものはわずか27品目にすぎない。さらに1品目の承認がまもなく予定されている。これは昨年より2品目増えただけにすぎない。EBCの理解するところ、46品目すべてが承認された暁には(これはまだ何年も先のことになると思われるが)、厚生労働省は添加物を承認するさらなる措置を一切放棄することになる。その一方、EUは新しい優先添加物リストを作成中である。EBCはかねてから、二酸化硫黄やソルビン酸/ソルビン酸カリウムといった、いくつかの広く使用されている添加物(特に保存料)の許容使用基準が、日本では食品カテゴリーによって大きく異なることも指摘してきた。二酸化硫黄の場合、許容使用基準は、特定の食品では5 g/kgと高い一方、「その他の食品」では0.03 g/kgという低さである。このため、適正な水準の二酸化硫黄を含む多くの欧州産食品は、既存のどのカテゴリーにも当てはまらないというだけの理由で、日本への輸入を禁じられている。ソルビン酸カリウム/ソルビン酸については、「その他の食品」カテゴリーが存在しないため、状況は一層ひどく、「その他」の食品にソルビン酸がごく微量(おそらくはキャリーオーバー)でも見つければ、健康へのリスクがまったくないにもかかわらず、その食品は全面的リコールとなってしまう。

**提案:**

- 日本政府は、優先的リストにある残りすべての添加物を即刻承認すべきである。使用基準をさらに見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。
- このリストにとどまらず、すべての添加物の見直しをEBCは勧告する。EUと米国で安全と認められ広く使用されているその他の添加物は、日本での承認が検討されるべきである。
- 二酸化硫黄やソルビン酸といった、広く使用されている保存剤の使用に関する規制は、「その他の食品」に関して、より実用的な(より高い)許容使用基準を設けるよう改正すべきである。

### ■ 食肉/牛肉

*年次現状報告: 若干の進展。*2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛の肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農林水産省からも支持された。欧州牛肉業界は個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできるにもかかわらず、欧州産牛肉の輸入禁止ははまだ解かれていない。いくつかの関係加盟国は目下、農水省と厚生労働省から提出された技術的質問書に取り組んでおり、すでにデータを提出済みである。このプロセスの歩みはきわめて遅々としており、まだ検討レベルにすぎない。

**提案:**

- 日本政府がとるべき第一歩は、加盟国から提出されたデータの審査プロセスを迅速化し、リスクアセスメントに必要なものにだけに質問を限定することである。最終的には、EUの牛肉の高い安全性を考慮するとともに、米国産牛肉の輸入禁止が2年以上前に解かれた事実を考慮し、輸入を近日中に再び許可すべきである。

### ■ RTE食品(調理済み非加熱食品)のリストeria菌

*年次現状報告: 進展なし。*リストeria菌は環境内に広く存在する病原菌である。これは食品を汚染し、リストeria胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リストeria症という重症化すれば死に至る病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リストeria菌の増殖を助長するRTE食品については許容度ゼロを定める一方、特定

の特徴(pH、水分活性、一定の加工・処理方法等)ゆえにリステリア菌の増殖を助長しないことが科学的に証明されているRTE食品では微量レベルのリステリア菌(100 cfu/g以下)を許容している。

**提案:**

- 日本は、リステリア菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米  
国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。これ  
により、健康リスクをもたらす製品のみに注意と活動の焦点が絞りこまれ、食品安全は改善されることになろう。

## ■ 表示・食品衛生関連の法律

*新たな提案。*日本の食品業界における過失・偽装にからむ多くの事件は、表示改善要求につながってきた。民主党は、原産国表示をすべての原材料について義務付けるとともに、市場で販売される各食品を産地まで遡って追跡できるようにする生産履歴管理システムの導入を提案している。EBCは食品衛生および適正表示に関する消費者と政府の懸念を共有する一方で、より現実的な対応を要望する。全原材料の原産地表示は、特に包装面積の小さい製品ではこうしたすべての情報を記載するスペースを確保しづらく、また原料調達先も多岐にわたり、しかも絶えず変化する関係上、容易ではない点を政府は考慮すべきである。

**提案:**

- 政府は、消費者安全を確保し事故や偽装の発生を減らすのに最も効果的な措置を慎重に検討すべきである。これを行う最善の方法は、コーデックスおよびISOのガイドラインならびにHACCPに従うことである。

## ■ 補足的な有機証明書

*新たな提案。*有機JAS法は、オーガニック(有機)食品が以下の要件を満たす場合に限り、それを日本国内でオーガニック食品として販売できると定めている。すなわち、1) 製品自体が本国でオーガニック認証を受けていること、2) 輸入業者が有機JAS認証を受けていること、3) 製品が有機JAS法に適合していること(原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物を起源とするものであること)。欧州の生産地で日本の法律に準拠した表示が貼付された製品は、欧州の供給業者自体が有機JAS認証を受けている場合に限り、「有機(オーガニック)」と表示することができる。日本で日本の表示が貼付される製品(製品の輸入数量が少ない場合に往々そうされる)は、時間とコストのかかる、何の役にも立ちそうにない無駄な事務手続が必要となる。個々の出荷すべてに、注文品の詳細(品目、数量、賞味期限等)を記載した、供給業者の認証機関からの個別有機証明書を添付しなければならない。供給業者はこの証明書を発行してもらい都度手数料を支払わなければならない。輸入業者はこの有機証明書を、送り状、梱包明細書、貨物運送状と併せて、製品輸出元の国の大使館に送付しなければならない。大使館はその後はじめて、製品が日本で「有機(オーガニック)」と表示されるために必要な証明書である、「補足的な有機証明書」を発行できる。

**提案:**

- 政府は、補足的な有機証明書の発行を必要とする制度を撤廃すべきである。輸入業者に有機JAS認証を義務付けるとともに、輸入業者が輸入・販売する各製品の有機証明書の写しを保管するだけで事足りるはずである。

# 産業

自動車  
自動車部品  
航空  
宇宙  
防衛  
建設  
産業用材料  
環境技術

## Mr. Hans Tempel

Chair, Automobile Committee

(President and CEO, c/o Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.)

c/o Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

Roppongi First Bldg. 1-9-9 Roppongi,

Minato-ku, Tokyo 106-8506

Phone 03-5572-7172

Fax 03-5572-7126

# 自動車

## はじめに

世界金融危機の影響で、EU-日本間の自動車貿易は劇的に縮小している。EUへの日本の輸出は著しく減少しているが、日本における欧州車の販売はそれをも上回るペースで急下降してきた。欧州車の販売が集中している日本市場の高級車セグメントは、とりわけ大きな打撃を受けている。

EUでは、自動車市場を再生させるために加盟国によってとられた緊急措置が、国内ブランドと輸入ブランド両方の売上刺激面で一定の成果を挙げた。実際、日本ブランドは、一部の加盟国が採用した廃車インセンティブ制度によって不釣り合いに大きい恩恵を受けてきた。日本政府の動きはより緩慢なものとなっている。EUとは対照的に、日本政府の環境対応車普及促進対策費補助金制度は、おおた国内自動車メーカーのみに恩恵をもたらし、輸入車は蚊帳の外となってきた。こうした制度は名目上、すべてに対して開かれているとはいえ、ある車がエコカーへの補助金を受ける資格があるかどうかを判定するために使用される燃費および排ガス試験モードには日本とEU間で相違があるため、輸入欧州車はおおた失格となる。

この際、思い切った措置が必要とされる。金融危機以前から、日本市場は収縮していた。日本は成熟した市場である。少子高齢化の結果、市場全体が長期的に拡大する見込みは薄い。こうした背景に照らして、日本の自動車産業はますます輸出に依存するようになってきた。これは世界金融危機の影響で浮き彫りになったとおりである。EBC自動車委員会は、ピッツバーグG20サミットで採択された首脳声明のコミットメントに沿って、市場参加者が「よりバランスのとれた国際成長パターン」を追求すること、EUで日本の輸出業者が享受している機会と同等の市場機会を欧州車輸入業者が日本で享受できるよう、日本政府が国内自動車市場を刺激するさらなる措置をとること、および日本の自動車産業の生産能力のより多くを国内で吸収しうようになることを希望する。そうした政策は、将来の経済成長を、輸出よりむしろ内需に依存するものにするという日本の新政権の公約とも一致するだろう。

EBC自動車委員会は、自動車の課税方式を見直すという日本の新政権の公約を歓迎する。当委員会は、日本政府が以下に述べる税制改革案を採用することによって市場を刺激し、国産乗用車と輸入乗用車双方にとっての平等な市場アクセスをもたらすよう願っている。日本政府は、国連欧州経済委員会 WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の枠組み内で技術基準と認証手続の国際的ハーモナイゼーションを迅速化するとともに、新しい安全技術承認のための透明性あるフレキシブルな手続を採用することによって、販売増大を助け、先進的な欧州の安全装置のより急速な日本への導入を促進することもできる。国内市場が収縮している限り、また、基準のハーモナイゼーションを欠いている限り、全製品種目を日本に導入する欧州メーカーのインセンティブは低下する。最終的な敗者となるのは、選択肢を奪われた日本の消費者である。

## 主要な問題および提案

### ■ 税制改革

*年次現状報告：若干の進展。*他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

**提案：**

日本政府は以下をおこなうべきである。

- 自動車取得税および重量税を廃止する。
- 国際的ベストプラクティスに沿って、自動車への課税の構造を簡素化し、自動車所有者の全体的税負担を軽減する。
- 環境にやさしい車を評価するため、燃費と排ガスを測定する国際的に整合化された試験モードを採用する。

### ■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

*年次現状報告：若干の進展。*日本は、ジュネーブで開かれるWP29(自動車基準調和世界フォーラム)で、2015年をめどにした国際的な車両型認証相互承認制度(IWVTA)の採択を提案することを計画している。これは、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にするだろう。

**提案：**

政府は以下をおこなうべきである。

- UN-ECE規制の採用を加速化する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、国際的な車両型認証相互承認制度を実現する。

### ■ 軽自動車

*年次現状報告：進展なし。*軽自動車に関する規制面・財政面の特権の存続は競争を歪める。

**提案：**

- 政府は、軽自動車を他の自動車と同じ扱いにすべきである。

### ■ 新しい安全技術の技術指針

*年次現状報告：若干の進展。*国交省の定める技術指針に適合していない先進的な安全装置の日本での使用の承認取得手続は透明性を欠いている。実証された欧州の技術に対応するための現行の指針の修正は困難で、時間がかかるものとなっている。

**提案：**

- 政府は、先進的な安全装置に関する新しい技術指針の確立、および現行の技術指針の修正または現行の技術指針への適合の実証のための透明性ある手続および所定のタイムテーブルを設けるべきである。

## Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

# 自動車部品

## はじめに

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになっている。欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバル化と熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最良にしているのだ。企業特有の要求事項に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しいものではない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力は、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

日本は世界第2位の市場であるにもかかわらず、欧州の自動車メーカーは市場のほんのわずかのシェアしか握っていない。日本の自動車メーカーの海外事業の着実な成長は、欧州の自動車部品メーカーに成長の機会をもたらすはずである。こうした欧州のシステムは、競争力のある価格、信頼性、フレキシビリティを提供している。しかしながら、欧州の部品メーカーにとって、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。

## 主要な問題および提案

### ■ 自動車産業のグローバル化

*年次現状報告：限られた進展。* EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品を有している。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めることや、これまで取引のなかった供給元から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。そのため、欧州にある日本メーカーの現地工場に現に供給を行っている欧州の部品メーカーですら、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれることはめったにない。

#### 提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働くことであろう。

### ■ 情報交換の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2010年5月19日から21日まで横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性があると理解している。

#### 提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

### ■ グリーン調達

*年次現状報告：新たな問題。* 相当数の日本メーカーの購買部門は、「グリーン調達」要求事項を導入している。部品供給業者は、RoHS(特定有害物質使用制限指令)タイプの「ネガティブリスト」への準拠を受け入れるのではなく、製造プロセスで使用される物質のリストを特に日本向けに作成することを要求される。

#### 提案：

- EBCは日本の自動車業界に対し、調達要求事項を定める際には、公正妥当と認められている国際慣行に従うよう要望する。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Arianespace Tokyo Office)

c/o Arianespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 航空

## はじめに

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。EBCは、日本の航空会社やその他の航空事業者が競争のメリット、単一の供給源へ頼ることの危険性、供給元を多様化することのメリットを認識するよう望むものである。欧州企業は、最先端の技術、高品質の最終製品、ならびに世界のどの地域の企業にも引けをとらない顧客サポートを提供している。例えば、他に類を見ない民間航空機であるエアバスA380の存在は、日本の航空会社に、革新的なサービスを顧客に提供しながら、日本の主要国際空港での混雑を軽減するという未曾有の可能性をもたらしている。

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000エンジンにおける川崎重工業(株)／三菱重工業(株)とロールス・ロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。民間航空機に関しては、エアバス社が1980年代以降、日本の航空宇宙産業との絆を築くことに努めてきた。現在日本には、A380プログラムへのサプライヤーが21社あるとはいえ、最近では、日本の航空宇宙産業界は、米国企業との間で進行中の他の開発のサポート向けに製造能力を確保すべく、エアバスA320/A321、ボンバルディア、エンブラエルとのプログラム向けの製造業務を減らしてきている。北米企業との長きにわたる協業関係や、欧州航空宇宙分野についての限られた情報のため、日本の航空宇宙産業界は時として、欧州企業との協力が消極的であり、結果的に、成功を収めている多くの欧州のプログラムへ参加する機会を狭めている。

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。EBCは、とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには多くの余地があると感じており、日本政府と日本の航空宇宙産業界に、このような事業の推進を真剣に検討するよう強く求めたい。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても安価な価格で提供しているが、民間航空機および関連機器の日本市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。日本の航空分野は、航空交通管理の近代化に例示されるとおり、機器調達における透明性の欠如という問題を抱えている。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているものの、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、安全基準の最新の進展から日本を置き去りにしかねないこうした状況を深く憂慮する。

#### 提案：

- 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客、株主、公衆の利益のために、航空分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。外国企業は航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうるため、日本の当局は外国企業の機器の使用を促進すべきである。

### ■ 業界間の協力促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。これまでのところ、経済産業省は欧州との航空機開発を1件としてサポートしていない。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州企業との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスマニタリング(SHM)技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

EBCは、2009年末までに調印予定のEUと日本の研究・技術協力に関する協定を、相互利益となるプログラムへの日欧の関係各方面の参加をさらに可能にする建設的な一歩としてとらえている。EBCは、エアバス社とJAXAのあいだで2009年6月に調印された複合材料技術に関する協力協定など、企業レベルの取り組みも歓迎する。

#### 提案：

- EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化を期待している。民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を、日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。また、経済産業省やその他の政府関連の諸機関に対し、北米企業と同様に欧州企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは環境問題を、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般とのさらなる連携によって有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つと捉えている。
- EBCは、欧州企業に対して国内のプログラムや技術開発への参加を求める日本の航空産業からの招請も歓迎したい。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Arianespace Tokyo Office)

c/o Arianespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 宇宙

## はじめに

日本では政権交代による政策の変化が予想されているが、これまでは日本の宇宙政策は欧州をあまり考慮してこなかった。このため欧州は協力提案に手応えを感じられる日本以外の国に集中するようになっていく。新しい宇宙基本法はこの傾向を食い止め、日欧の限られた宇宙予算の有効活用を可能にする絶好の機会を提供するものであるが、今のところ具体的な成果にはつながっていない。日本は宇宙産業のあらゆる分野において大規模プログラムを実施し、国際協力においてすぐれた実績を有する宇宙分野の主導国の1つである。しかし国内市場の規模が小さく、また米国の政治的圧力もあるため、商業的な成功はきわめて限られている。三菱電機株式会社が日本とシンガポールの商業衛星通信事業者への通信衛星売り込みに成功したのはごく最近のことにすぎない。日本の新政権が優先順位の評価に取り組むなか、近未来はこれまで以上に不透明だが国際協力を利用することなく国内産業の成長を目指す傾向がある。

日本の商業衛星市場は開かれている。しかし政府衛星の市場は契約言語と通貨問題のため、外国企業が参加するのは困難である。こうした点、および為替レートの問題によって、その高い信頼性、および情報公開の透明性（不透明で信頼性に欠ける米国の輸出規制に比べて有利である）にもかかわらず、欧州の衛星メーカーの日本への売り込みが阻まれてきた。衛星開発における日本の協力関係はなぜか米国に偏っており、米国の政治的影響力は、日本における日欧双方の宇宙産業の発展に悪影響を及ぼしてきた。日本の宇宙産業は衛星および搭載機器の改良に取り組んできたが、国内市場は小規模にすぎない。アリアン・ロケットは日本で成功を収め、協力面でも一役買っている：アリアンスペース社と三菱重工株式会社は、ロケットに技術的問題が生じた場合に顧客がアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へと衛星をより容易にシフトできるような協業を行っている。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは、日本の省庁間に統一的な宇宙利用政策がないため遅れており、欧州側の関心低下につながっている。2010年中ごろに採決予定の宇宙活動法は、日本の商業衛星事業者に対し外国の打上げサービスを調達する前に政府の承認を求めることを義務付けることになる。承認を待つ必要性は、この時間的制約のあるビジネスの成長にとって阻害要因となりかねない。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車がかかってくる。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学（津波警報等）用途向けの、画像処理・判読のための地上設備に頼るものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高めることになる。この分野では透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

2008年宇宙基本法の主目的は、宇宙開発の防衛利用に関する禁止を解くこと（衛星の保有を防衛省に認めるなど）、および宇宙関連の管轄構造を統一することだった。内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部が内閣官房内に設置された。同本部は、宇宙基本計画を発表し、日本の宇宙関係機関の見直しをおこない、宇宙関連活動に関する新しい法律を準備した。これからは同本部の方針とガイドラインの順守を日本の行政府に強制する日本の新政権の意欲のほどが試されることになる。宇宙関連の問題についての話し合いと中心的政策の策定ができ、その実現を監視・実施できる権限を持った行政組織をEBCは提唱する。日本の将来の宇宙政策の中身はまだ不明確であり、欧州を含む現実の世界を考慮に入れて明確化されるべきである。日本の宇宙政策をより広範囲に見直すよう注意が払われないなら、新しい国家宇宙政策は、旧来の省庁間の縄張り争いを永続させるだけに終わり、日欧相互にとって貴重な欧州が提案する数多くの協力機会を、引き続きほとんど実行不可能または無意味にしてしまいかねない。前述の、政府打上げミッションの相互バックアップ案はその一例である。米国一本槍の日本の衛星開発政策の不当な偏向は、そのもう1つの例である。

EBCは、日本の新政権および宇宙開発戦略本部と意見交換することを強く願っており、そのための準備と意思があることをここに表明する。

## 主要な問題および提案

### ■ 一般環境

*年次現状報告: 新政権の政策待ち。* 日本の新政権は、主に国内事情のため、政策変更をおこなうだろう。日本の公式の宇宙政策はこれまで欧州をあまり考慮しなかったため、欧州宇宙産業は不満を募らせてきた。他の諸国からはもっと大きな手応えがあるため、欧州は協業の努力をその努力の報われる公算がより大きい国に集中させている。欧州はブラックボックス政策を持たず良質で低コストの技術を協業のかたちで提供する。したがって欧州産業に対する開放性と公平性は、日本政府、産業界、宇宙事業にとって有益である。宇宙基本法はこれまでの日本の傾向を転換し、双方が限られた宇宙予算をより有効に活用することを可能にする絶好の機会を提供するが、今のところまだ何も起きていない。

#### 提案:

- EBCは、欧州の宇宙機関および企業の日本との協力拡大を要望する。計画の初期段階で両宇宙機関がそれぞれの計画を比較することで、協力の機会を最大限に活用することができる。
- EBCは、日欧の輸出規制手続の相互承認も要望する。
- 日本の新政権は欧州との協力を拡大すべきである。EBCはアイデアを出してこの目標実現に貢献する用意があるが、日本側も進んで行動しなければならない。

### ■ 衛星

*年次現状報告: 限られた進展。* 日欧の宇宙機関は会合を継続しているが有意義な協力という点であまり進展は見られなかった。

#### 提案:

- EBCは、衛星技術開発と利用面において協力案件の積極的な推進と実施を伴う形で、両宇宙機関が一層緊密に協力するよう提言する。日本政府は、国家安全保障に関係した分野における衛星システム調達または衛星機器調達に関し欧州との協力を奨励すべきである。
- 経産省と防衛省は、高品質の欧州製センサーを調達することや、ライセンス契約のもと日本国内で日本の業界にそれを製造させることをためらうべきではない。

### ■ 打上げ機

*年次現状報告: 進展なし。* 日欧の宇宙機関は、政府ミッションの打上げをお互いにバックアップできる能力を有している。相互バックアップ協定は、ロケットの技術的な問題で重要な衛星ミッションが遅れることを防止するだけでなく、相互にバックアップしあうため、日欧どちらかの政府ミッションの打上げ回数が減少するという損失を防止する利点がある。このアイデアが出されてから8年になるが、まだ協定には至っていない。技術面およびコスト面の理由から、相互バックアップは包括的で体系的な協力でなければならないが、それを可能にする政策的なリーダーシップが欠如していることが問題である。新しい宇宙活動法は、日本の衛星通信会社が緊急に必要な衛星を迅速に打上げることを一層困難にするおそれがある。

#### 提案:

- 新政権の衛星計画はこれまで以上に多くの衛星をスケジュール通りに打上げなくてはならなくなる。EBCは新政権に対し日欧の大型ロケット間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- EBCは、日本の衛星通信および衛星放送事業者が外国の打上げサービスを利用する場合に、管理負担や困難や遅れにさらされないようにすることの重要性を強調する。

### ■ 地上設備

*年次現状報告: 進展なし。* この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、小規模のサブシステムと部品に依然として限定されている。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

#### 提案:

- EBCは、地上設備分野の日本の国際調達に近い将来システム全体が加わることを期待している。また、標準地上処理製品の調達面で完全な透明性がもたらされるよう期待している。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Arianespace Tokyo Office)

c/o Arianespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 防衛

## はじめに

日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆円の防衛装備品調達予算が含まれてるが、そのうち約85%が国内で開発・製造される装備品に費やされると予定されており、残り15%は、米国からの直接購入、またはFMS (Foreign Military Sales=有償対外軍事援助)を通じての支出となっている。欧州からの調達はわずか1パーセント以下である。

しかし、機会が制約されている中でも、欧州製の防衛装備品の利点は防衛省によって認められている。例として、陸上自衛隊向けの120ミリRT迫撃砲や、海上自衛隊向けのMCH101およびEC135ヘリコプター、2093型機雷探知ソナー、オーシャンマスター・レーダー、艦船用ガスタービンなどが挙げられる。

EBCは日本政府に対し、公開入札の条件における無限責任付与の条件を緩和するよう要望する。これは、日本の入札企業に対する、外国企業の競争上の不利に必然的につながるものといえるからである。

また、ライフサイクルコスト(LCC)に一層の重点が置かれていることにも歓迎する。EU企業は、LCCのモデリングおよび予測面で豊富な経験を有しており、予測の保証または定額制契約を締結するために必要な実績を有している。これは、急激または予測外の価格上昇を防止するという点において、防衛省にもメリットがあると考えらる。EUで用いられているLCCモデルは、日本との共有が可能であり、人員と装備品の所要水準がはるかに高く、種々の整備・訓練方針を必要とする組織規模の大きく異なる米国で用いられているモデルよりも、適切であると思われる。

EBCは、日本の新政権が同盟国間の均衡という観点において、欧州とのより緊密な協力を検討することを期待している。欧州と日本は同じ安全保障上の課題を共有しており、また日本の自衛隊は多くのEU加盟国と同規模の防衛力を有しているため、欧州におけるソリューションは日本にとっても意味のあるものといえる。また、欧州産業界は日本の産業界との技術共有および共同開発に進んで取り組みたいと考えている。防衛ソリューションを提供するために欧州と協力することは、日本が技術と競争力を獲得し、防衛力をより低コストで向上するためのまたとない機会を提供する。欧州の防衛産業は、二国間のみならず、複数の欧州国間や、米国その他の国との間でも、高度な防衛システム(戦闘機、軍艦、ミサイル)をも含む国際共同開発で実績をあげてきた。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争拡大

*年次現状報告: 若干の進展。* EBCは、外国メーカーに道を開く調達プロセス面の競争拡大のために防衛省が行った措置を歓迎する。基本概要(SOR)の公表は、透明性を向上させ、あらゆる入札手続の活性化を促進すると考える。

LCCの算出にあたっては、コストが発生するシナリオを全て検証することを推奨する。一例として、FMSルートを通じた装備品の修理は一般的には時間がかかり、防衛省がより大きく高価な修理部品の在庫を抱えることを余儀なくする。装備品において日本での整備や改良が制限されているいわゆる「ブラック・ボックス」製品や技術は、アップグレードのために米国に送り返さなければならない上、日本が国内開発した装備品をサブシステムとして運用することも困難である。

日本製や米国製の装備品と欧州製の装備品との間にあるとされる、相互運用性の問題という根拠のない懸念は、NATO基準で設計された全ての最新欧州製品や米国製品が、過去60年以上もの米欧協力体制において何の問題もなく実績を残していることから、欧州製品の日本市場へのアクセスを制約するものと考えられる。

**提案:**

- 日本政府が、各調達手続の要件記述書を公開し、引き続き外国供給メーカーに対する透明性を向上させていくことを望む。FMS調達や「ブラック・ボックス」などのコスト要因を勘案したライフサイクルコストを重視することを要望する。防衛省が、競争を強化しインプットの多様化とパートナー数の増加によって開発リスクを低減する手段として、研究開発の初段階からNATO基準を採用することを要望する。

### ■ 産業パートナーシップ

*年次現状報告: 若干の進展。* EUの防衛関連企業は、パフォーマンス・ベース・ロジスティクス(PBL)、民間資金等活用事業(PFI)、商用オフザシェルフ(既製品)・ソリューション、リース方式、コストを最小限に抑える調達手法といった構想により、防衛省のコスト削減達成を支援できることを期待している。LCCモデルの導入によるメリットは、初期段階におけるPBL支援を通してであれ、完全に統合された運営支援プログラムを通してであれ、産業界と協力するイニシアティブをすでにとり、ライフサイクルコストの恩恵を享受し始めているいくつかの欧州の国において実証されている。この点で、欧州の防衛産業は米国の防衛産業を大きくリードしている。数十年にわたって国際統合製品チーム(IIPT)を活用してきた欧州の経験は、日欧協元に計り知れない利点をもたらすと考える。

**提案:**

- 日本政府が、調達およびライフサイクルコストを削減するとともに、IIPT手法を促進するため、産業界との協力等の革新的な調達手法の導入を検討することを要望する。

### ■ 武器輸出三原則の解釈及び適用

*年次現状報告: 進展なし。* 日本は、現行の安全保障上の制限のため、世界でも有数の防衛技術に関するノウハウにアクセスすることが残念ながら困難となっている。

**提案:**

- 日本政府が「武器輸出三原則」に関する解釈・適用について引き続き検討することを要望する。

## Mr. Gordon Hatton

Chair, Construction Committee

(Executive Officer, Bovis Lend Lease Japan, Inc.)

c/o Bovis Lend Lease Japan, Inc.

Akasaka Enokizaka Mori Bldg. 3F

1-7-1, Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-6866-5610

Fax 03-6866-5607

# 建設

## はじめに

日本のGDPに占める建設業界のシェアは1998年の14.2%から2006年には10.2%に減少しているものの、業界の絶対的規模(2006年には3630億ユーロ)から見れば、世界最大級の業界である。日本政府は過去8年間に年間公共支出をほぼ半分(54%)まで削減することによって業界の効率を高めるべく多大の努力を払ってきたとはいえ、非能率的な建設部門の構造および経営管理は費用効率の高さを基準とする市場環境の創出を依然阻んでいる。日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、外国企業が建設材料・設備を直接、発注者に販売・搬入することは依然としてほぼ不可能である。さらに、欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行うことにあるのだが、過剰な規制や、変革への地方行政当局の抵抗、必要な認可を取得するための手続の複雑さによって、この機会も事実上排除された形になっている。

ここ数年間、日本の建設業界は、主として建設コストを国際水準に近いところまで引き下げた公共支出の大幅削減に起因して変容を遂げてきた。しかしながら、日本の建設業界における競争を実際に増大させる方向への変化はまだ比較的少ない。実際、入札手続の複雑さ、透明性の欠如、性能要件と品質管理に関する明確な入札基準の欠如等を考慮すると、欧州企業は、プロジェクトの入札に参加しても、未だに成果に比べて多大な労を要するものとみている。外国企業の市場参加は比較的少なく、ほんの少数の欧州企業が市場のニッチ分野で活動しているにすぎない。

一貫性ある性能基準を欠いていることで、より安全かつエネルギー効率の高い建物の開発面で日本は遅れをとってしまっている。EBCは、2020年までに二酸化炭素排出量を1990年の水準に比べて25%削減するという鳩山首相の目標に喝采を送るとともに、既存および新築の建物の性能の大幅改善なしにはこれが達成できないことを強調したい。日本ではエネルギーの30%以上が業務用建物と住宅によって消費され、建物内での消費は他の産業での消費よりも急速に拡大している。同様の気候条件をもつ他の多くのOECD諸国の標準慣行に比べて低い断熱性能をもつ住宅および業務用建物が相変わらず建て続けられている。日本政府は10年も前から、口先では、地球規模の気候変動の技術的解決策を推進する重要性を訴えてきたにもかかわらず、それが現状となっている。日本政府は、最大のエネルギー消費量を有し、それゆえ最大の節約の可能性を秘めた産業分野におけるエネルギー効率を推進する政策を欠いている。この問題を是正する最善の方法は、他のきわめて多くの市場での経験が証明しているとおり、拘束力のある規制を導入することであるとEBCは考える。エネルギー効率と安全性に関する規制を強化すべきである一方、請負業者に対する制限を簡素化して、解決策提供面の競争とイノベーションを可能にすべきである。日本の規制では、発注額500万円(約3万ユーロ)以上のプロジェクトの請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上の関連経験を有する常駐の役員が1名いなければならない。適切な人員が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるをえない。

競争を促進するためには、政府は公共入札における上限価格(予定価格)制度を廃止し、入札参加資格要件も緩和すべきである。公共工事に特有の規則、例えば、2500万円を超えるすべての事業に関し国内の資格・免許をもつ技術者を義務付ける要件や、民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。最終的には、現行のPFI/PPP制度が実現手段面でほとんどあるいはまったく自由度を与えておらず、イノベーションに報いることがなく、また、真のPFI/PPPプロジェクトというよりむしろ(購入者による支払が延期された)「請負業者融資」の変種となっているという事実に対処する措置をとるべきである。EU-日本経済統合協定は、建設材料の規格と認証の相互受け入れ、政府調達の高透明性向上および共通規則の厳密な実施、持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 安全で環境にやさしい建設の推進

*年次現状報告：限られた進展。* EBCは、政府の意欲的なCO<sub>2</sub>排出量削減目標に喝采を送る。日本学術会議は、G8の、他の同様の機関とともに(インターアカデミー・カOUNシル2007)、エネルギー消費とCO<sub>2</sub>排出量を削減するいくつかの具体的な機会を建設産業分野が提供することを示唆した。建物の断熱の改善は、エネルギー使用を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す(マッキンゼーの温室効果ガス排出削減費用曲線)。現行の要件は欧州先進諸国の要件からは驚くほど遅れをとっているため、日本政府は、建物についての大幅に厳しい断熱基準の導入を命じるべきである。CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/GEC計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、それらに基づいてつくられる建物は、国際基準にはまるで達していない。しかも、日本は、欧州で危険とされている建材をいまだに使用している。

#### 提案：

- 日本政府は、二酸化炭素排出量を削減し、地震・台風に強い安全な建物を増やすという国際公約を履行する方法として、住宅および業務用建物のエネルギー効率を促進する規制を強化すべきである。

### ■ 公的調達

*年次現状報告：限られた進展。* EBCは、総合評価一般競争入札制度の適用が拡大する最近の傾向を心強く思う。この制度では、入札者は競争上の優位性をもたらさうとする技術提案を提出することができ、請負業者や発注母体が入札プロセスを不正に操作することははるかに困難にする。しかしながら、公共工事調達状況は依然として理想とはほど遠い。このため、欧州企業の参加機会は相変わらず制限され、日本の納税者にとっての公共工事のコストは増大している。単年度予算編成方針は大規模プロジェクトが工事内容とは無関係な恣意的な入札パッケージに分割されることにつながり、以降の年度のパッケージは往々にして、ほとんどあるいはまったく実質的競争なしで第一期工事落札者に発注されるため、効率が低下し価格が上昇する。この慣行は、個々の落札額がWTOの下限を下回ることもつながりうる。これはWTO政府調達協定(GPA)に違反する操作である。日本におけるPFI/PPPの適用方法は依然として拙劣であり、請負業者融資を通しての延べ払い同然となっている。こうした状況の見直しは、日本のディベロッパーの利益にもなる。ディベロッパーは、効果的なPFI/PPPメカニズムがより大きな投資ポテンシャルを秘めた環境を促進することでもたらされる商機を認識するはずである。より広範にわたる評価基準と専門知識を採用し、国際的なベストプラクティスを受け入れることは、公共工事調達プロセスの基準引き上げに役立つだろう。同様に、EBCは、第三者CMR [Contractor Management review—請負業者管理レビュー]サービスの一層幅広い利用も、調達プロセスの専門的技術と説明責任の向上につながるとみている。

#### 提案：

- 日本政府は、総合評価一般競争入札制度の適切な利用に引き続き鋭意取り組むことで、公正でオープン、かつバリュー・フォー・マネーに基づく競争を実現して欧州企業の落札機会拡大を促すべきである。

### ■ 建設材料規格の整合化

*年次現状報告：限られた進展。* 日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。2001年に建設省(現・国土交通省)は、構造木材とグルーラムについて構造強度を証明する方法として、外国の規格・認証が承認されうるとする趣旨の政令を發布した。

#### 提案：

- 日本政府とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。

## Mr. Vincent Trelut

Chair, Materials Committee

(Chief Representative for North-East Asia, Eramet International Tokyo Branch)

c/o Eramet International Tokyo Branch

Jimbocho NK Bldg. 9F, 2-7 Kanda Jimbocho

Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-3265-3931

Fax 03-3265-3932

# 産業用材料

## はじめに

日本は、産業用材料加工面の深い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーや、半導体等の各種電子部品製造向けのナノテクノロジーといった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、供給の確保、競争力および海外供給者による国内市場への無制限のアクセスを基本に据えた戦略を採用することによって原材料供給を確保することが何よりも重要である。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から、市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴することだろう。しかし日本は、国際貿易機関(WTO)主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方向的に引き下げることには難色を示してきた。いくつかの二国間通商協定を結んだのち、WTOドーハ・ラウンドで突破口を開くことが依然困難なことから、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム(関税コード720241000)に対する関税の一方向的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ(人工コランダム、関税コード: 281810010(一定粒度)、281810090(不定粒度))と炭化ケイ素(関税コード: 284920010(一定粒度)、284920090(その他))も同様の状況に置かれている。とりわけ、炭化ケイ素は、日本で急速に拡大しているエレクトロニクスおよび太陽光発電用のワイヤーソーイングで使用される。国内生産は年間所要量のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。消費者は現在、溶融アルミナ所要量の大部分を一般特惠関税制度(GSP)の下での関税免除国から輸入しているとはいえ、より大規模の施設を有する非GSP国へと世界的に生産がシフトしているため、これは次第に困難になりつつある。

しかも、いくつかの分類の製品は国内生産もされていなければ、関税免除国から入手することもできない。その結果、日本の消費者は、高い関税が課される輸入品に依存することになり、日本のメーカーの国際競争力がそれ相応に低下する。炭化ケイ素の場合、日本は所要量の97%を関税免除国である唯一の供給源から輸入しており、日本の産業への長期的な供給安定性を脅かす依存状態が生み出されている。もう1つ類似する例をあげると、ソフトフェライトや充電式バッテリーなど多くの電子機器の製造で使用される四三酸化マンガン(Mn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>)がある。Mn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>の生産国は、中国とベルギーを筆頭に4カ国しかない。ベルギー製の材料は、3.3%の輸入税をかけられている唯一の製品である(関税コード: 282090000)。しかしベルギーは、中間原料として価格が乱高下し易い中国製マンガン金属を使用していない世界で唯一の生産国である。ベルギー製のMn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>は、グループ内で入手できる鉱石から作られ、厳しい環境規制に適合している。これは、日本の産業が必要としている安全且つ長期安定供給を保証するものと言える。輸入税は中国の供給業者への日本の依存度を高め、日本の国内産業の将来を脅かす。EU-日本経済統合協定は、精製ニッケル製品、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンといった産業用原材料へのすべての輸入税の廃止を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ ニッケル

*年次現状報告: 進展なし。* ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争力のある価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。しかし日本は、ニッケル地金(輸入コード: 750210000)、フェロニッケル(輸入コード 7202600100 / 7202600100)、酸化ニッケル焼結物(輸入コード: 750120100 / 750120210)といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。こうした製品には、3.0%~3.3%、あるいは44円/kgの関税率が適用されている。したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。

高い関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレス鋼産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増として現れてくる。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞にもかかわらず、固定費用をカバーするために増産している。そのため、現在、総生産量の30%以上を輸出しており、輸入税を殆どあるいは全く払う必要のない韓国や中国の企業と競合している。日本の産業の国際競争力は、日本のどの工場より2~3倍規模の大きい工場で生産している韓国や中国のライバルからの脅威にさらされている。欧州のステンレス鋼のライバルも、生産を少数の巨大工場に集中させることで、競争力を向上させてきた。歓迎すべきフェロクロムの関税撤廃に続き、ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレス鋼産業の競争力強化へ向けてのさらなる重要な一歩になるとEBCは確信する。

#### 提案:

- 日本政府は、ニッケル製品を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン

*年次現状報告: 進展なし。* 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンはすべて3.3%の関税が課せられるが、輸入の大半は一般特惠制度により関税が免除されている国々から輸入されている。幾つかの分類に関しては、日本で生産すらされていない製品に関税が課される。これは輸入溶融アルミナの価格を押し上げ、事実上日本のエンドユーザーに付けを回していることになる。この状況は、現在の供給不足によりいっそう悪化している。炭化ケイ素と四三酸化マンガンに関しては、輸入のほとんどを唯一の供給源に頼っている。唯一の供給源へのそうした依存は、供給不足や市場支配の企てに対して日本の立場を脆弱にさせる。

#### 提案:

- 日本政府は、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンを始めとする全ての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 関税分類

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、分類決定に異議を申し立てるために利用できる上訴メカニズムもない。日本市場に初めて参入する製品にとっただけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

#### 提案:

- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定に関する税関当局間の一貫性向上と紛争解決メカニズム強化のための包括的戦略を策定すべきである。

## Mr. Holger Wittich

Chair, Environmental Technology Committee

(President, JBS Inc.)

c/o JBS Inc.

Lotus Stage Bldg. 2F., 2-22-21 Higashi-Nakano

Nakano-ku, Tokyo 164-0003

Phone 03-3363 7581

Fax 03-3363 7582

# 環境技術

## はじめに

日本の環境技術市場は世界市場の16%を占める世界第2位の市場となっている。市場規模ひとつをとってみても、革新的な環境技術、機械、サービスを有する外国企業にとっての機会は膨大である。しかし、市場参入を試みる外国企業は、閉鎖された政府調達システムによって阻まれる。環境産業と環境技術は、大抵の場合政府の環境規制と大規模投資計画を通して創出・開発される。したがって政府の政策は、効率的で革新的なサービスへの市場開放にとってきわめて重要である。

日本政府は環境保護、省エネルギー、リサイクル、地球温暖化等の環境問題をますます重視しつつあるとはいえ、汚染、土壌汚染除去、廃棄物管理、水処理等の分野における多数の環境問題に対処する包括的戦略へ向けての進展はあまりみられていない。

環境保護および環境関連事業に適用される規制体制は、特に土壌汚染の改善に関して、規則の一貫性ある適用・施行面で比較的貧弱である。2002年に導入された新しいダイオキシン排出基準などの法律は細切れ式に制定され、政府が長期的な環境課題にどう取り組むつもりであるかについての多数の疑問は答えられないままとなっている。民間部門では、一部日本企業は、燃料効率向上と汚染削減のための革新的な環境技術開発面の世界的リーダーとなっているものの、日本の民間・公共部門双方の諸団体は、現在直面している環境問題や将来予想される環境問題に照らして取り組み課題を明らかにするのを未だにためらっている。当然これは、この分野で豊かな経験をもつ欧州企業が抱く、日本に投資を行い、持てる専門知識の恩恵を日本市場にもたらすことへの関心を低下させている。

土壌汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。近い将来、土壌汚染改善技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっている。

EBCは土壌汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を抱いている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するという形で社会の役に立てるものと考えている。

民間資金等活用事業(PFI)と官民協力手法(PPP)は、日本が行政サービスの開発・提供を強化し、この分野を専門とする欧州企業を誘致するための方法となりうるとEBCはみている。2002年の水道法改正は、上下水道の管理を、PFI/PPP制度を通じて民間の専門事業者へ委託することを可能にしたとはいえ、この新しい規定の利用はまだ限られている。したがってEBCは、日本政府とEUに対し、EU-日本経済統合協定内でPFI/PPPの原則と慣行について統一を図るよう要望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 環境汚染除去に対する姿勢

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化などの環境問題が、大きな健康・財政リスクを突きつけている。環境汚染の改善活動を費用のかかるものとみなすべきではない。環境問題と戦うための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

**提案:**

- 日本政府は、環境汚染除去に関する教育を強化し、環境リスクを防止、低減、管理する新技術の開発を促進しなければならない。

### ■ 行政規制の仕組み

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達しているものの、その体制は必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

**提案:**

- 日本は、環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

### ■ 政府調達

*年次現状報告: 進展なし。* 日本でも民間資金等活用事業と官民協力手法の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらのメカニズムが従来から用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、公共サービスを提供するための代替的方法であるこれらの手法に対する保守的な姿勢が、これらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器メーカーと建設会社に支配され続けている。私企業はまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供できていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担の増大といった状況が生み出されている。

**提案:**

- 公共サービスを提供する効率的な手段として、日本におけるPFIとPPPの適用をさらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるよう、日本のPFI/PPP戦略策定における日本と欧州の協力関係の拡大を強く望んでいる。



# 補遺

**Endorsements  
Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
Executive Operating Board  
Board of Governors**



## ENDORSEMENTS

**EUROCHAMBRES:**  
Association of European  
Chambers of Commerce  
and Industry



**EUROCOMMERCE:**  
The Retail, Wholesale  
and International  
Trade Representation  
to the EU



**EUROPEAN  
SERVICES FORUM**



BLUE STAR SPONSORS





## BLUE STAR SPONSORS

# CHANEL

 Deutsche Telekom



## BLUE STAR SPONSORS



**FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER**





BLUE STAR SPONSORS





## BLUE STAR SPONSORS

*Johnson & Johnson*

SCANDITASTE · COM

KULLBERG & PARTNERS KK



## BLUE STAR SPONSORS

**NOKIA**  
Connecting People





## SPECIAL SPONSORS

Air Liquide Japan

DHL Supply Chain Ltd.

EBC Cosmetics Committee

EFPIA Japan

Givaudan Japan K.K.

ING

Lufthansa German Airlines

LVMH Japan K.K.



## SPECIAL SPONSORS

Nihon Getzner K.K.

Novo Nordisk Pharma Ltd.

Philips Electronics Japan, Ltd.



## SPONSORS

Bayer Yakuhin, Ltd. /Animal Health Division

Clarins K.K.

Ernst & Young

Halfen GmbH

Hartford Life Insurance K.K.

Merial Japan Ltd.

Nestle Japan Ltd.

Nichifutsu Boeki K.K.

Nihon Servier Co., Ltd

Nippon Boehringer Ingelheim Co., Ltd.

Norwegian Seafood Export Council

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Swiss Business Hub Japan

Thales Japan K.K.

Volkswagen Group Japan K.K.



## SUPPORTERS

Air France  
Alitalia - Compagnia Aerea Italiana S.p.A.  
BAE SYSTEMS (International) Limited  
Bluebell Japan Ltd.  
Bovis Lend Lease Japan, Inc.  
British Embassy  
Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.  
Dalpayrat Foreign Law Office  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Deloitte Touche Tohmatsu  
DHL Japan, Inc.  
Elkem Japan K.K.  
Embassy of Finland  
Embassy of the Kingdom of the Netherlands  
Embassy of the Republic of Poland  
Enterprise Ireland  
Fiat Group Automobiles Japan Ltd.  
German Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Hiestand Japan Co., Ltd.  
Investment and Development Agency of Latvia  
Japan Europe Trading Co., Ltd.  
Knorr-Bremse Commercial Vehicle Systems Japan Ltd.  
KPMG Tax Corporation  
Lundbeck Japan K.K.  
Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.  
Pierre Fabre Japon Co., Ltd.  
PricewaterhouseCoopers  
sanofi-aventis K.K.  
SAS Scandinavian Airlines  
Schenker-Seino Co., Ltd.  
Seric KK  
Societe Generale Securities, Tokyo Branch  
Sonderhoff & Einsel Law and Patent Office  
Swedish Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Treibacher Schleifmittel Japan KK  
Unicharm Molnlycke K.K.  
Wallem Shipping Limited  
White & Case LLP  
ZF Japan Co., Ltd.



# EXECUTIVE OPERATING BOARD

## EBC Chairman

### **Tommy Kullberg**

Chairman & Representative Director, Kullberg & Partners KK  
Top Azabudai Bldg. 1st& 2nd Floor, 1-9-18 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

## EBC Senior Vice-Chairman

### **Arno Tomowski (Germany)**

Group Representative  
ThyssenKrupp AG Representative Office Japan  
Fukide Bldg. 5F., 4-1-13 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-3436-6932; Fax: 03-3436-6930

## EBC Treasurer

### **Erik Ullner (Finland)**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
1355-1 Torinosu, Hochi, Karuizawa-machi  
Kita Saku-gun, Nagano-ken 389-0113  
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

## EOB Members

### **Michael A. Loefflad (Austria)**

Representative Director & President, Wuerth Japan K.K.  
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku  
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862  
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

### **Pio d'Emilia (Italy)**

Far East Correspondent, SKY TG24  
Nikko Palace 601, 1-25-21 Shirokane  
Minato-ku, Tokyo 108-0072  
Tel: 03-3442-3974; Fax: 03-3442-3974

### **Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)**

President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

### **Igno van Waesberghe (Netherlands)**

Country Manager, Managing Director  
ING Bank N.V. Tokyo Branch  
Marunouchi Trust Tower Main 19F.  
1-8-3 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-3217-0222; Fax: 03-3217-0309

### **Richard Thornley (Britain)**

Regional Director, Japan, Rolls-Royce International Ltd.  
Room 3124A, Kasumigaseki Bldg.  
3-2-5, Kasumigaseki  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031  
Tel: 03-3592-0966; Fax: 03-3592-0969

### **Thorstein Strand (Norway)**

Vice President, Head of Finance & Accounting  
Wallenius Wilhelmsen Logistics Asia  
Tokyo Bldg. 21F., 2-7-3 Marunouchi  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6421  
Tel: 03-5220-5817; Fax: 03-5220-5804

### **Claus Eilersen (Denmark)**

President & Representative Director  
Novo Nordisk Pharma Ltd.  
Meiji Yasuda Seimei Bldg.  
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

### **Mats Bruzaeus (Sweden)**

President & Representative Director  
Garuda Japan K.K.  
Shibuya Corp. 305B, 1-6-7 Komaba  
Meguro-ku, Tokyo 153-0041  
Tel: 03-3461-3051; Fax: 03-3461-3051

### **Michel Theoval (France)**

President  
Thales Japan K.K.  
Akasaka MK Bldg. 4F  
4-9-9 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5785-1800; Fax: 03-5785-1801

### **Christoph Saxer (Switzerland)**

Manager, Development Finance Group,  
Development Division, Novartis Pharma K.K.  
4-17-30 Nishi-Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-8618  
Tel: 03-3797-1321; Fax: 03-3797-8220

### **Seiji Kasama (Ireland)**

CEO, Dimplex Japan Ltd.  
TK Horidome Bldg. 5F.  
1-11-12 Nihonbashi Horidome-cho,  
Chuo-ku, Tokyo 103-0012  
Tel: 03-6272-3791; Fax: 03-5695-0271



# BOARD of GOVERNORS

## EBC Chairman

### **Tommy Kullberg**

Chairman & Representative Director, Kullberg & Partners KK  
Top Azabudai Bldg. 1st& 2nd Floor, 1-9-18 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

## EBC Senior Vice-Chairman

### **Arno Tomowski**

Group Representative, ThyssenKrupp AG  
Representative Office Japan  
Fukide Bldg. 5F., 4-1-13 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-3436-6932  
Fax: 03-3436-6930

## EBC Vice-Chairman

### **Duco B. Delgorge**

President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121  
Fax: 03-5465-2123

## EBC Treasurer

### **Erik Ullner**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
1355-1 Torinosu, Hochi  
Karuizawa-machi, Kita Saku-gun  
Nagano-ken 389-0113  
Tel: 0267-44-6775  
Fax: 0267-55-6772

## **Austria (ABC)**

### **President**

Kurt E. Sieber  
President & Representative Director  
Nihon Getzner K.K.  
Landmark Plaza 8F., 1-6-7 Shibakoen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5340; Fax: 03-5402-6039

### **Representative**

Ernst Laschan  
Commercial Section  
Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu  
Minato-ku, Tokyo 106-8691  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

## **Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)**

### **President**

Fabrice D. Tilot  
President, Triple A Management, Ltd.  
Isobe Bldg. 7F., Samoncho 13  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017  
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

### **Senior Representative**

Bert Winderickx  
Mita Hill Crest 10F.  
4-15-35 Mita  
Minato-ku, Tokyo 108-0073  
Tel: 03-5761-8071; Fax: 03-7651-8072

## **Britain (BCCJ)**

### **President**

Andrew Mankiewicz  
Chief Executive Officer, T.G. Japan K.K.  
4-7-4 Shirokane  
Minato-ku, Tokyo 108-0072  
Tel: 03-5422-9351; Fax: 03-5422-9351

### **Executive Director**

Ian De Stains  
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F  
1-2 Kagurazaka  
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825  
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

## **Denmark (DCCJ)**

### **President**

Henrik Irmov  
Managing Director, Scan Logistics K.K.  
Yamagen Bldg. 7F., 3-10-12 Iwamoto-cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0032  
Tel: 03-5833-8223; Fax: 03-5833-8225

### **Executive Directors**

Nanami Mie Brandt & Daiki Koshiba  
c/o Royal Danish Embassy  
29-6 Sarugaku-cho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033  
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



## BOARD of GOVERNORS

### **Finland (FCCJ)**

#### **President**

Marko Saarelainen  
President, Honka Japan, Inc.  
508-814 Hirano, Yamanakako-mura,  
Minamitsuru-gun, Yamanashi, 401-0502  
Tel: 0555-62-6062; Fax: 0555-62-1099

#### **Executive Director**

Clas G. Bystedt  
Setagaya Tsurumaki Heim 203  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

### **France (CCIFJ)**

#### **President**

Michel Lachaussee  
President, Merial Japan Ltd.  
Sanno Grand Bldg. 8F., 2-14-2 Nagata-cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014  
Tel: 03-5251-8153; Fax: 03-5251-8194

#### **Director General**

Didier Hoffmann  
Ida Bldg.  
5-5 Rokubancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

### **Germany (DIHKJ)**

#### **President**

Guenter Zorn  
Representative Director, President  
z-anshin K.K.  
2-2-802 Higashi-Gokencho  
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0813  
Tel: 03-5261-0538; Fax: 03-5261-0538

#### **Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in Japan**

Manfred Hoffmann  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
2-4 Sanbancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

### **Greece (Hellenic Foreign Trade Board)**

#### **Representative**

Georgios Tossounis  
Head of Economic & Commercial Affairs  
Embassy of Greece  
3-16-30 Nishi-Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0031  
Tel: 03-3404-5853; 03-3404-5845

### **Iceland (ISCCJ)**

#### **President**

Arni Pall Einarsson  
Chairman, Atlantis Co., Ltd.  
Casa Versole 501, 2-16-3 Higashi-Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0021  
Tel: 03-5408-6211; Fax: 03-5408-0033

### **Ireland (IJCC)**

#### **Director**

Seiji Kasama  
CEO, Dimplex Japan Ltd.  
TK Horidome Bldg. 5F.  
1-11-12 Nihonbashi Horidome-cho  
Chuo-ku, Tokyo 103-0012  
Tel: 03-6272-3791; Fax: 03-5695-0271

#### **Secretariat**

Makiko Shimada  
TK Horidome Bldg. 5F.  
1-11-12 Nihombashi Horidomecho  
Chuo-ku, Tokyo 103-0012  
Tel: 03-6272-3794; Fax: 03-5695-0271

### **Italy (ICCJ)**

#### **President**

Alberto Montanari  
President, Magneti Marelli Japan K.K.  
BENEX S-2 Building 8F  
3-17-5 Shinyokohama  
Kohoku-ku, Yokohama 222-0033  
Tel: 045-478-0045; Fax: 045-478-0095

#### **Secretary General**

Davide Fantoni  
Enokizaka Bldg. 3F  
1-12-12 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105



## BOARD of GOVERNORS

### **Netherlands (NCCJ)**

#### **President**

Jeroen Dalderop  
General Manager, Lighting Division  
Philips Electronics Japan, Ltd.  
Philips Bldg., 2-13-37 Kohnan  
Minato-ku, Tokyo 108-8507  
Tel: 03-3740-5371; Fax: 03-3740-5367

### **Norway (NWCCJ)**

#### **President**

Trond Varlid  
President, Tomra Japan Ltd..  
NAVAL Bldg. 1F., 1-23-7 Omori-kita  
Ota-ku, Tokyo 143-0016  
Tel: 03-6404-2401; Fax: 03-6404-2403

### **Poland (PCCIJ)**

#### **President**

Piotr Suszycki-Tanaka  
Chairman, Member of the Board  
NCM Corporation  
Kawai Bldg. 1F., 2-1-10 Kodai, Miyamae-ku  
Kawasaki-shi, Kanagawa 216-0007  
Tel: 044-870-4701; Fax: 044-870-4702

### **Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)**

#### **Representative**

Rafael Coloma  
Head of the Economic & Commercial Office  
Embassy of Spain  
3F., 1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-0032  
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

### **Sweden (SCCJ)**

#### **President**

Carl-Gustav Eklund  
Representative Director, President  
Hoganas Japan K.K.  
Akasaka Shasta East 6F., 4-2-19 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

### **Switzerland (SCCIJ)**

#### **President**

Armin Frauenknecht  
Chairman, AF Consulting  
Ark Hills Executive Tower S103  
1-14-5 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5589-0919; Fax: 03-5573-4772

#### **Office Manager**

Joanna Chinen  
1-11-3 Fujisaki  
Kawasaki-ku, Kawasaki-shi  
Kanagawa 210-0804  
Tel: 044-246-1355; Fax: 044-246-1355

#### **Executive Director**

Stein Saugnes  
c/o Royal Norwegian Embassy  
5-12-2 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0047  
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

#### **Operation Manager**

Mr. Fujio Nakamura  
Kawai Bldg., 1F., 2-1-10 Kodai  
Miyamae-ku, Kawasaki-shi  
Kanagawa-ken 216-0007  
Tel: 044-870-4703; Fax: 044-870-4702

#### **General Manager**

Taiko Nakazato  
Kioicho Fukudaya Bldg.  
6-12 Kioicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

#### **Executive Secretary**

Teruyo Kinoshita  
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F  
5-2-6 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066



## BOARD of GOVERNORS

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Otto F. Benz**  
General Manager Japan  
Lufthansa German Airlines  
3-1-13 Shiba-Koen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Duco B. Delgorge**  
President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Jean-Louis Claudon**  
Special Advisor  
Arianespace Tokyo Office  
Kasumigaseki Bldg. 31F  
3-2-5 Kasumigaseki,  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031  
Tel: 03-3592-2766; Fax: 03-3592-2768

欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-7 三番町POULAビル 2F  
電話：03-3263-6222 Fax：03-3263-6223  
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>